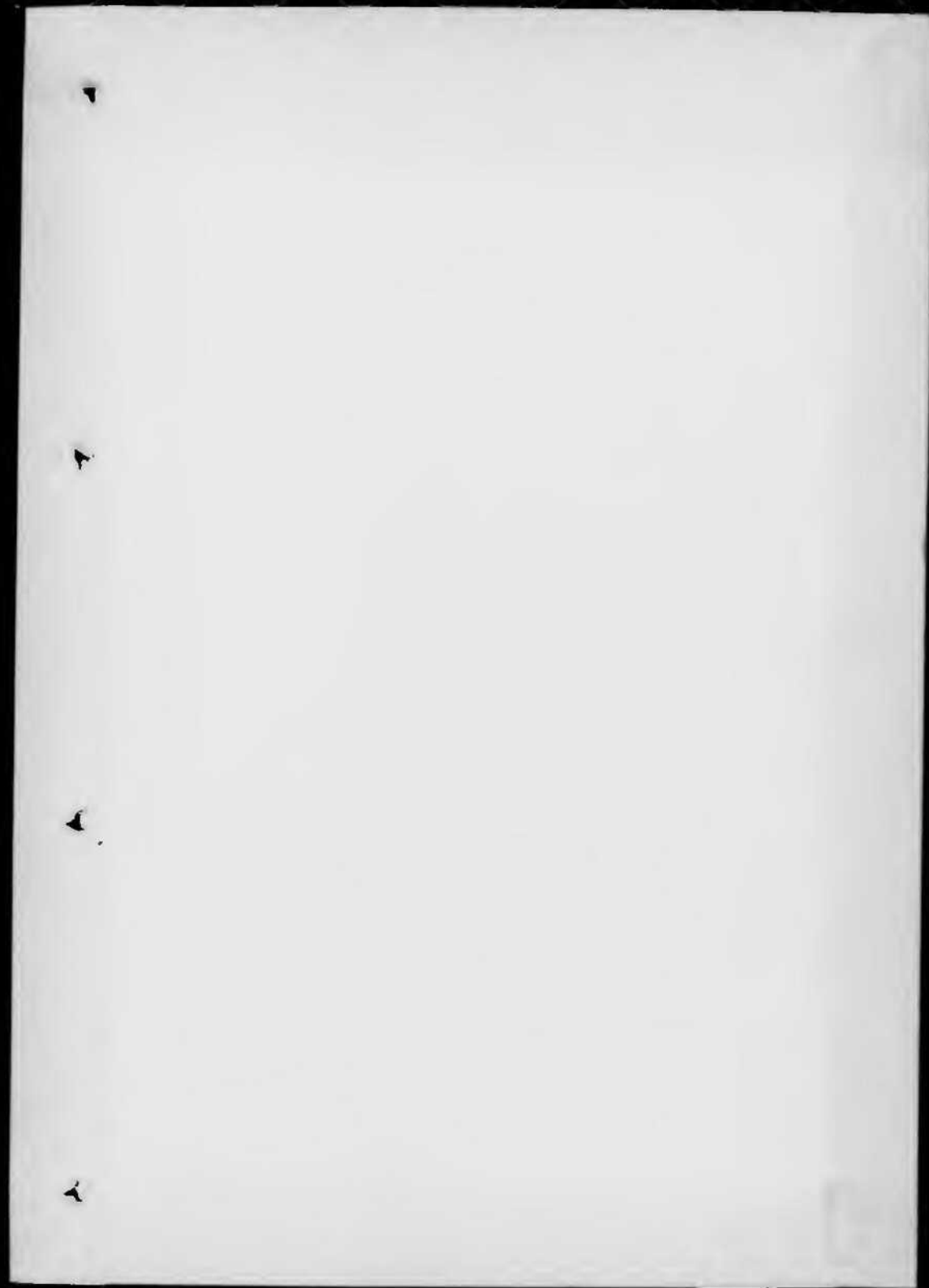


昭和三十年官制改正原議



国立公文書館
自治省
④8
3 A
13-9
284



40

内務大臣官房人事課

裏面白紙

2(1/2)

頁 年.月.日 (起.迄)	目 次	備 考
一	救済福祉事業関係資料	
二	官制改正に因りて人事課長宛文書	
三. 三. 五. 三	昭和二十一年勅令第一号地方商工局官制 一部改正	四国地方商工局臨時移転
四	内務省官制一部改正等	東北興業株式会社の業 務の並替等
五	七. 二. 〇 港湾會議官制制定	
六	七. 一. 八 内務省調査局臨時設置則等の勅令制定	

裏面あり

七	七五 都廳府縣等臨時職員等設置制一部改正	
八	六八 地方行政事務局設置制一部改正	税関・物産地方物産事務局
九	九五 地方行政事務局設置制一部改正	
九	九〇 教員保養所令一部改正	
一〇	八三 地方行政事務局設置制一部改正等	東京府衛生局設置等

目次 (救済福祉事業関係資料)

- (一) 定員増減表
- (二) 救済福祉事業専任指導職員配置表
- (三) 救済福祉事業専任指導職員新配置人員内訳
- (四) マシ合評定書及公選議決定等
- (五) 地方社会事業職員定員内訳(社会事業費主事)
- (六) " (社会事業主事補)
- (七) 臨時職員書目

裏面白紙

定員増減表

官名・區別	地方事務官	三級	計
東京部官制	四	七	一一
北海道廳官制	四	六	一〇
地方官制	一〇七	二三四	三四一
都廳村縣等臨時職員等設置制	△五		△五
備考	△印は減を示す		

一 指合二町三ヶ村他北見

二 事務局長、事務次長（三人ノ場合）

- 一 生涯保衛法ノ履行
- 二 方面事業ノ実施
- 三 社会事業団体ノ指導監督

聯合國最高司令部

救済並福祉計画ノ件

(二〇、三、一四受付)

(一) 日本帝國政府は一九四五年十二月三十一日まで一九四六年一月より六月に至る期間の失業若及びその他貧困者に對する食糧、衣料、住宅、醫療、金融的援助、厚生此道と與へるべき詳細且つ包括的計画を最高司令部に提出すること

(二) 該計画は次の諸項を含むべきこと

一 計算の爲に用された基礎に関する説明

二 失業、勞働的缺陷乃至他の理由により毎日直接の後護を要するもの、府縣別推定数

三 諸計畫救済實施に使用すべき地方行政機關の記述、併せて人事政策に関する説明

四 日本經濟の全源泉から補給品、資材及び家屋を確保する方法
五 救済費用の物別推定月額

(四)

一 日本政府は、かかる個人もしくは集團が勞働能力の缺陷、大抵あるいは、救済の經濟的諸理由により諸種の供給の配給に差別待遇を受けること防止す、適當な措置を即時講ずべきである

(四) 現在の救済法令、現行の機關が入手出来ない物資の配給に關して失業若やその他の貧困者、對して差別待遇を防止するに不適當であること信せられ、

場合には、この覺悟に對する回答には新し、方令、經費並に改善された救済機關の設置を期せしまた救済實施の開始豫定期日をも明記すべきである、

一、日本政府が上記の期間中、現在、法令、經費救済機關で十分な救済を承る、或るべきには、かかる判断に對する證據を、更に、現行法令救済規定並に關係資材に關する適當な參考資料を列記すべきである

救済福祉ニ関スル件

救済福祉ニ関シテハ其ノ事由ノ如何ヲ問ハズ現ニ生活困難ナル國民全部ヲ對象トシテ其ノ最低生活ヲ保障スルコトヲ目的トシ現行ノ救護法、母子保護法、醫藥療保護法、戰時災害保護法、軍事扶助法等ノ各種救護法令ヲ全面的ニ調整シ新ニ國民救護ニ関スル総合的法令ヲ制定シ國民ノ生活保障ヲ法律ニ依リ確保スルニ共ニ在リテ政府ノ法令ニ基キ救護ヲ擴充強化スル爲メ新ニ有カレドモ救護團體ヲ設立スベク急務ニ當リテハ既存ノ戰時救護會ニ海内同胞ヲテアリカニテ名義ニ設立スルコトハ既存ノ戰時救護會ニ海内同胞救護會、軍人救護會等ノ各種救護團體ヲ整頓統合スルモノトス

前項ノ計画確定シテ之ヲ實施ス至ル迄ノ間差シテハ昭和二十一年十二月十五日ノ閣議ニ於テ決定セル生活困難者救護會ニ基キ救護法、母子保護法、醫藥療保護法、戰時災害保護法、軍事扶助法等ニ基キ救護ヲ擴充強化スルモノトス

一 救護ニ関スル事項ナリ、而シテ前項ノ計画ノ内容ハ概シテ一、再々編シテ之ヲ擴充強化スルモノニシテ其ノ要旨ハ概シテ如キモノトス

一 救護ノ對象ハ失業、精神病的ハ身體的欠陥其ノ他ノ理由ニ依リ生活困難ナル者トシソノ人員ハ目下調査中ナルモノ(一九四六年一月末ノ調査ノ結果ヨリ一層増減ニ別シタル計數ヲ得ラルベシ)一應八百萬人ト推定ス(別添第一號參照)

一 救護ノ標準ニ母帶(家族五人)ニ付月額二百圓ヲ限度トシ母帶人員ノ多少ニ應ジ増減スルモノトス(別添第三號參照)

一 救護ハ母帶ノ實質情ニ應ジテ之ヲ行フモノトス(別添第四號參照)

- (1) 食糧ノ補給
- (2) 衣料其ノ他生活必需品ノ給與
- (3) 住居ノ確保

(4) 療養、扶助

(5) 生活、指導、守護

① 金銀ノ給付

前項ニ付テハ能ク限リ現物給與ニ努ムルモノトス

尚補給品、資材及家屋ニ関シテハ現在日本ニ於ケル之等ノ供給能力ハ

遺憾ナカラ極メテ制限セラレタル爲國民全体ニ對シテ充分ニ提供スルコト

不可能ナル次第ナルモ乏シキ内ニ於テモ出來得ル限リ公平ナル待遇

ヲ受ケンル趣旨ニ基キ要援護者ニ對シ差當リ別添第一號程度ノ

特別措置ヲ講ズルモノトス

② 引揚音(別揚音人ヲ含ム)ニ關シテハ其ノ特殊事情ニ鑑ミ前項ニ基

ク援護他上陸地及上陸地ヨリ定着地ニシテハ間ノ應急救護並ニ定着

地ニ於ケル家財給與等特別措置ヲ併セ講ズルモノトス

③ 援護ノ徹底ヲ期スル爲差當リ左ノ方途ヲ講ニ援護機關ノ整備

廣充ヲ図ルモノトス

(一) 中央並ニ地方ニ於ケル援護担当部局ヲ擴充シ專任指導職員

ヲ増置スルモノトス

(二) 都道府縣ニ有識者ヲ以テ組織スル委員會ヲ設ケ援護事業

ノ適正ナル發展ヲ期セシムルモノトス

(三) 方面委員ノ擴充並ニ強化ヲ圖リ其ノ充全ナル活動ヲ期スルノ外社會

事業施設ノ積極的活動ヲ促進スルモノトス

④ 援護ニ關スル經費ニ関シテハ從來ノ經費及二ノ四ニ關スル經費ノ外前記

「生活困窮者救急生活援護要綱」ニ基キ差當リ二億圓ヲ支出

スルモノトス

尚全般ノ經費ニ付テハ適テ貴司令部ノ承認ヲ受クルモノトス

月日附聯合國總司令部一覽書

Plum A. ...

○

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

附聯合國總司令部一覽書

總司令部代理

代理 F.M. ...

四年身首... 月別報告書...

提出スベシ

(1) 提助... 家族...

(2) 提助... 又...

社会救済

日付「救済福祉部」第20号書附(11)正受領

二二部書部名セラレタル日本政府細目部(聯合國司令部)依り司令部ヨリ日本政府宛書AGC44(1頁)「救済福祉部」出三六ノ第一着手及置トシテ乱読ナル。扶養者ニ適当ナル救済ヲ供給スルノ方法トシテ当部書ニ提案トシテ左記外置ハ特ニ認可ナル。

A 中央地方政府救済機構ノ拡張

B 全階級ノ生活困窮者ヲ含む社会救済給年金給付ノ拡大

C 拡大ナル救済給年金ヲ賄フ爲メ追加公基金ノ充て

D 純一包括的社会救済法ノ爲メ現行救済法令ヲ廃止スル事。日本政府「遺滞」ヲ聯合國司令部ニ当り日本政府救済福祉部「施行」ニ付テハ必要ナル法令規則訓令等其ノ字ヲ送ルベシ

二二部書ニ以テ司令部ニ提出セル「救済福祉部」中「左記諸點」ハ不當ト認メ當司令部ハ之ヲ受理セズ

「同封別紙第三記述セル家族手当ノ限額額ハ日本ノ全社会層ニ對シテ適用ナル標準扶助額トシテ余リニ嚴重ニスル。亦都會地ニ於テハ

「保健厚生事務」ノ最低限度ヲ越スルニ至ルニ過少ナリ。野中中ナリト云々性ハ當部書ニ提起サレテ居ル必至性ノ歴史的

「證據」トテ自ラス。土人家族最低以テ月額ニルニ五取ト記述セル

「居ル」然レニ「救済給年金受領者」最大限度ノ收入ハ月僅カニ二

「用トナリ居ル」

「政府扶助」範圍ヲ拡大スル法令ノ下ニ社会救済事業ノ行政ニ對シテ「政府機關」ニ非ナル新設ノ団体ハ全責任ヲ負フトイフ日本政府ノ申入ニ「聯合國司令部」ノ趣旨ヲ「扶養者」ニ對シテ「民主主義」ニ關照サレル扶助ヲ増進セントスル意思ニ合致セズ。司令部

昭和十年十月八日付日本政府宛書及上記各件ニ付ニ付
 令部ニ依リ認目サレタルA B C Dノ四項ニ依リ認目サレタル生員因
 於テ其ノ責任ヲ取ルベシトイフ其ノ原則ハ責任ヲ私
 人ニ負フニ在リ人ニ對シテ責任ヲ負フニシムルコトニ依リテカレ
 ンバシテ其ノ責任ヲ負フニシムルコトニ依リテカレ
 シ目令部ハ政府ノ補助金ヲ補助金ノ方法ニ依リテ政府機
 関ニ非サル協會等ノ法人會社團體ニ支給スルノ拡大ニ對シテ
 之ヲ表明ス

以テ最少限ノ健康及厚生ヲ維持スルニ必要ナル程度ニ於テ扶養者
 養育者等ノ福利
 養育者等ノ福利
 養育者等ノ福利

1. 申書ニ依リて示ス事項ノ申書ヲ提出スルモノヲ提出ス
2. 同封紙ニ申書同封紙ニ書キテシテシタル最高手當ノ規定ヲ遵守ス

シ公共基金ヲ使テシ居ルモノハ其ノ用途ニ對シテ其ノ用途ニ對シテ
 價ニ依リて食料 住宅料 医料 其他必需品ノ類ヨリ少キカラハルモノ
 指令セヨ

昭和十年十月八日付日本政府宛書及上記各件ニ付ニ付
 令部ニ依リ認目サレタルA B C Dノ四項ニ依リ認目サレタル生員因
 於テ其ノ責任ヲ取ルベシトイフ其ノ原則ハ責任ヲ私
 人ニ負フニ在リ人ニ對シテ責任ヲ負フニシムルコトニ依リテカレ
 ンバシテ其ノ責任ヲ負フニシムルコトニ依リテカレ
 シ目令部ハ政府ノ補助金ヲ補助金ノ方法ニ依リテ政府機
 関ニ非サル協會等ノ法人會社團體ニ支給スルノ拡大ニ對シテ
 之ヲ表明ス

以テ最少限ノ健康及厚生ヲ維持スルニ必要ナル程度ニ於テ扶養者
 養育者等ノ福利
 養育者等ノ福利
 養育者等ノ福利

聖ルルナ

入營後者ハ一九四六年三月ヲ始期トシ毎月千九百圓ニ前トシテ

項ヲ示ス報告ヲ提出スヘシ

イ各府縣ガ公文書納付ヲシタル世帯数人員数

ロ各府縣ガ其日下ニシタル帳簿ニ使用シタル公共基金ノ額

ハ日本ニ於テル帳簿ノ必要並行政ノ際ニ詳細ニ最高行政官ニ依

據ルニ必要ナル其外ノ統計的社会的資料ヲ亦司公事公事備

生細を詳し

裏面白紙

地方社會事業職員定員制 (昭和二十一年三月三十一日現在)

一、社會事業主事

定員	同上中國庫補助員	方面同和協	和軍人技師	計
二				二
四				四
三				三
三				三
四				四
五				五
三				三
五				五
二				二
三				三
三				三
四				四
六				六
六				六
五				五
三				三
三				三
三				三
二				二
六				六
六				六
五				五
三				三
三				三
三				三
二				二
八				八
三				三
四				四
七				七
五				五
三				三
四				四
三				三
二				二
四				四
四				四
六				六
〇				〇
三				三
三				三
四				四
二				二
三				三
四				四
四				四
三				三
三				三
二				二
三				三
六				六

地方社會事業職員定員調(昭和十七年三月現在)

二 社會事業主事補

定員	同二十年度補助ノ件ノ定員	初年度ノ定員	計
三〇	三	二	三
四	二	一	三
五	二	一	三
六	二	一	三
七	二	一	三
八	二	一	三
九	二	一	三
一〇	二	一	三
一一	二	一	三
一二	二	一	三
一三	二	一	三
一四	二	一	三
一五	二	一	三
一六	二	一	三
一七	二	一	三
一八	二	一	三
一九	二	一	三
二〇	二	一	三
二一	二	一	三
二二	二	一	三
二三	二	一	三
二四	二	一	三
二五	二	一	三
二六	二	一	三
二七	二	一	三
二八	二	一	三
二九	二	一	三
三〇	二	一	三
三一	二	一	三
三二	二	一	三
三三	二	一	三
三四	二	一	三
三五	二	一	三
三六	二	一	三
三七	二	一	三
三八	二	一	三
三九	二	一	三
四〇	二	一	三
四一	二	一	三
四二	二	一	三
四三	二	一	三
四四	二	一	三
四五	二	一	三
四六	二	一	三
四七	二	一	三
四八	二	一	三
四九	二	一	三
五〇	二	一	三
五一	二	一	三
五二	二	一	三
五三	二	一	三
五四	二	一	三
五五	二	一	三
五六	二	一	三
五七	二	一	三
五八	二	一	三
五九	二	一	三
六〇	二	一	三
六一	二	一	三
六二	二	一	三
六三	二	一	三
六四	二	一	三
六五	二	一	三
六六	二	一	三
六七	二	一	三
六八	二	一	三
六九	二	一	三
七〇	二	一	三
七一	二	一	三
七二	二	一	三
七三	二	一	三
七四	二	一	三
七五	二	一	三
七六	二	一	三
七七	二	一	三
七八	二	一	三
七九	二	一	三
八〇	二	一	三
八一	二	一	三
八二	二	一	三
八三	二	一	三
八四	二	一	三
八五	二	一	三
八六	二	一	三
八七	二	一	三
八八	二	一	三
八九	二	一	三
九〇	二	一	三
九一	二	一	三
九二	二	一	三
九三	二	一	三
九四	二	一	三
九五	二	一	三
九六	二	一	三
九七	二	一	三
九八	二	一	三
九九	二	一	三
一〇〇	二	一	三
計	六五	一三	六九

(備考) 本表、外單事務撥取員名授中、六、屬、二、六、秋、中、一、八、人、ア、リ

裏面白紙

(7)

昭和二十一年度教育費算出表

款項	金額	算出			補助費
		人員	金額	補助費	
一級費					
二級費					
三級費					
四級費					
五級費					
六級費					
七級費					
八級費					
九級費					
十級費					
十一級費					
十二級費					
十三級費					
十四級費					
十五級費					
十六級費					
十七級費					
十八級費					
十九級費					
二十級費					
二十一年度費					
二十二年度費					
二十三年度費					
二十四年度費					
二十五年度費					
二十六年度費					
二十七年度費					
二十八年度費					
二十九年度費					
三十年度費					
三十一年度費					
三十二年度費					
三十三年度費					
三十四年度費					
三十五年度費					
三十六年度費					
三十七年度費					
三十八年度費					
三十九年度費					
四十年度費					
四十一年度費					
四十二年度費					
四十三年度費					
四十四年度費					
四十五年度費					
四十六年度費					
四十七年度費					
四十八年度費					
四十九年度費					
五十年度費					
五十一年度費					
五十二年度費					
五十三年度費					
五十四年度費					
五十五年度費					
五十六年度費					
五十七年度費					
五十八年度費					
五十九年度費					
六十年度費					
六十一年度費					
六十二年度費					
六十三年度費					
六十四年度費					
六十五年度費					
六十六年度費					
六十七年度費					
六十八年度費					
六十九年度費					
七十年度費					
七十一年度費					
七十二年度費					
七十三年度費					
七十四年度費					
七十五年度費					
七十六年度費					
七十七年度費					
七十八年度費					
七十九年度費					
八十年度費					
八十一年度費					
八十二年度費					
八十三年度費					
八十四年度費					
八十五年度費					
八十六年度費					
八十七年度費					
八十八年度費					
八十九年度費					
九十年度費					
九十一年度費					
九十二年度費					
九十三年度費					
九十四年度費					
九十五年度費					
九十六年度費					
九十七年度費					
九十八年度費					
九十九年度費					
第一百年度費					

保 險 院

裏面白紙

廣
險
院

種 費	費 費	行 外	售 處	紙 質	每 冊	價 目 每 冊
00	00	00	00	00	00	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
00	00	00	00	00	00	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
00	00	00	00	00	00	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
00	00	00	00	00	00	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
00	00	00	00	00	00	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
00	00	00	00	00	00	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

裏
面
白
紙

保護官，事業

左記法令，施行

社會事業法

方面奉奠會

救護法

母子保護法

醫療保護法

軍事扶助法

北海道舊土人保護法（特定地域）

少年救護法

戰時災害扶助法

兒童虐待防止法

罹災扶助基金法

行路病人死七人取扱法

（將來）保育所令

二 方面委員，指導

三 遺族，指導

四 傷疾者，指導

五 寡婦等，保護

六 引揚者，定着地保護

七 救濟用物資，監督指導

軍物資

其，救濟用物資，小麦，小麦，小麦，処分

八 社會事業團體，指導監督

九 多浪者，流浪児，取締保護

一〇 特殊児童，保護

一一 不良少年，取締保護

一二 同知事業，指導監督

一三 救護所，指導監督

一四 非日本人，送還

官制改正に關する人事評長宛文書

一 都道府縣支廳長、職權等ノ裁許特例ニ等
廃止方の件

二 物産關係地方廳職員設置のため官制改正並に
配置方に關する件

三 東京即官制、北海道廳官制、地方官官制
及び地方行政事務局設置制中一部改正の件

裏面白紙

地務乙第一〇四號

昭和二十一年五月二十四日

地 方 官 長

大臣官房人事課長 殿

「都廳府縣支廳長ノ職務ニ關シテノ戰時特例」ノ廢止方ノ件

昭和二十年六月勅令第三百四十七號「都廳府縣支廳長ノ職務ニ關シテノ戰時特例ニ關スル件」は、大東亞戰爭中交通、通信等が杜絶した場合に處するたために、都廳府縣支廳長の中で、主要なものに對して、その管轄區域内にある警察署長ノ指揮監督權を附與するたために制定されたのであるが、終戰後の現在においてはその必要が認められなくなつたので、これを廢止するやう取計らけたい。なほ、右に基いて告示された昭和二十年七月二十八日內務省告示第三百四十九號（支廳長増定ノ件）も、同時に廢止されたい。

(一)

裏面白紙

都道府縣支廳長ノ職務ノ戰時特例ニ關スル件 (昭二〇六 七公布 勅令第三百四十七號)

大東亞戰時中内務大臣ノ指定スル東京、北海、道廳又ハ府縣ノ支廳ノ支廳長ハ其ノ管轄區域内ニ在ル警察署ノ警長ヲ指揮監督ス
前項ノ支廳長ハ同項ノ警察署長ノ處分ニシテ時規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認めムルトキハ之ヲ以テ停止スルコトヲ得
警察廳官房主事及部長、北海、道廳警長又ハ府縣警察部長ハ主事及部長ノ執行ニ關シ警察廳長、北海、道廳長官又ハ府縣知事ノ命ヲ承ケ第一項ノ支廳長ヲ指揮監督ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以下
冬
春

内務省告示第百四十九號

昭和二十年勅令第三百四十七號ニ依リ支廳長ヲ定ムルコト左ノ如シ

昭和二十年七月二十八日

内務大臣 安 藤 基

兵庫縣淡路支廳長

新潟縣佐渡支廳長

島根縣津岐支廳長

鹿児島縣大島支廳長

裏面白紙

五十八號

昭和二十一年五月二十四日

厚生大臣官房秘書課長



内務大臣官房人事課長 殿

東京都官制等改正の件

あらたに、制定される生活保護法（假稱）の施行並びに社会事業團體、
方面委員の指導監督等に從事する専任指導職員を置くことになつたの
で、これに伴ひ東京都官制等改正を別紙の通り細取計ひ願ひたい。

神祕
本
令
格

終戦後の國內の現状にかんがみ、社会的救済福祉事業の圓滑適正な
實施を期する必要があるので、あつたに、制定される生活保護法の
施行、社會事業團體及び方面委員等の指導監督に従事する専任職員
(保護員)を設置する案があるに由る。

一、東京都官制、北海道廳官制及び地方官官制中に、それぞれ次の一條を加へること。

(1) 東京都官制

第 條 都ニ保護官ヲ置クコトヲ得

保護官ハ二級又ハ三級ノ地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ

承ケ社會事業ノ指導監督ニ關スル事務ニ従事ス

(2) 北海道廳官制

第 條 道廳ニ保護官ヲ置クコトヲ得

保護官ハ二級又ハ三級ノ地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ

承ケ社會事業ノ指導監督ニ關スル事務ニ従事ス

(3) 地方官官制

第 條 各府縣ニ保護官ヲ置クコトヲ得

保護官ハ二級又ハ三級ノ地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ

承ケ社會事業ノ指導監督ニ關スル事務ニ従事ス

二、東京都官制第一條地方事務官の部中

「専任 四人 二級」を加へること。

「専任 七人 三級」を加へること。

三、北海道廳官制第一條地方事務官の部中

「専任 四人 二級」を加へること。

「専任 六人 三級」

四、地方官官制第一條地方事務官の部中

「専任 百七人 二級」を加へること。

「専任 二百三十四人 三級」

五、都府縣等臨時職員等設置制地方事務官の部中

「専任 五人 二級」を減員すること。

備 考

臨時厚生事業職員（元戦災關係）であるも二級の地方事務官五人を地方官官制定員に振替へるので、都府縣等臨時職員等設置制定員五人を減員する。

大日本帝國政府

地方商工司官制を改正する理由
現在四國地方商工司は四國地方行政事務局の所在地に
るが、松本市に香川縣廳と共に所在し、今香川
縣廳が移転することになり、商工司も他に移転す
る必要が生じたため、松本市には適當なる建物がない
ため、松本市に移転することになり、松本市にあり

裏面白紙

昭和二十一年度豫算関係額

區分	貯蓄奨励ニ要スル経費		物價対策ニ要スル経費		合計
	人員	一人年額	人員	一人年額	
臨時部					
一級賞					
臨時部要款費					
俸給					
委任俸給					
事務官	一四	六、七六〇			
別任俸給		二、四〇〇			
属	二〇五	九、六〇〇			
賞與					
賞與					
諸給與					
事務賞					
合計					
内務省					
合計					

内務省

物價對策ニ要スル経費内譯

區	分	人員	一人年額	金額	備	考
臨時部						
一般費				六九万。〇〇。		
臨時諸要務費				三〇、〇二四。		
俸		(二六四)				
奏任俸給				七一、七六。		
事務官		二六	二七六。	七一、七六。		
判任俸給				二二八、四八。		
屬		二三八	九六。	二二八、四八。		
賞				九、〇七二		
諸給與				二五九、四六八		
内國旅費				一一〇、八。		
高等官		二六	六。	一五、六。		
區	分	人員	一人年額	金額	備	考
判任官		二三八	四。	九五、二。		
給與金				三四、四三八		
慰勞金				三四、四三八		
雇員給		二三八	四八。	一一四、二四。		
事務費				四六、二二。		
廳費		二六四	八。	五、一三。		
雜費		五〇二	五。	二五、一。		

戰災復興院業務局營繕部

要スル経費

戦後ニシテケル國家資金ノ放出ハ尙巨額ニ達スベク、悪性インフレーションニ至ル虞モ亦ト要スベキ所ニシテ之ヲ防止シ、進シテ経済秩序ヲ維持シ、國民生活ノ安定確保ヲ圖ルノ方策トシテ、今後モ國民所得増強ノ要極メテ重要ナルモノアルニ鑑ミ、地方廳ヲシテ各地方ノ實情ニ即シ、更ニ研効商切ナル各種ノ施策ヲ實施繼續セシムル爲此ノ経費ヲ要ス

款	項	金額	備考
臨時部	臨時諸費	五〇〇〇	
	水費		
	諸給費		
	内國旅費	六〇〇〇	
	車旅費	二〇〇〇	

臨時諸費	九五、〇〇〇	應費	一、二〇〇
臨時諸費	九、五〇〇	雜費	八〇〇
臨時諸費	九、五〇〇	内訳別紙ノ通	

備考

増増皆撤、経費ナリ

前年度豫算額從來ノ分

一、六一九、九六二四

大蔵省ヨリ預借ノ分

二九三、〇五六四

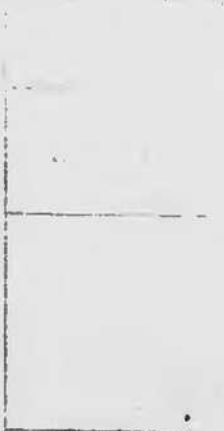
計

一、九一三、〇一八四

臨時獎勵金支給簿

氏名	職別	額	備考
藤原 宗	臨時局長	七五,000	
藤原 宗	臨時局長	二四九,八四〇	
藤原 宗	臨時局長	五三,〇〇〇	
藤原 宗	臨時局長	一七六,八〇〇	
藤原 宗	臨時局長	五一,〇〇〇	
藤原 宗	臨時局長	四九,一七〇	
藤原 宗	臨時局長	三四九,八二八	

氏名	職別	額	備考
藤原 宗	臨時局長	一三,〇〇〇	
藤原 宗	臨時局長	八三,〇〇〇	
藤原 宗	臨時局長	二四九,八二八	
藤原 宗	臨時局長	八八,〇〇〇	
藤原 宗	臨時局長	一七,〇〇〇	
藤原 宗	臨時局長	二〇〇,〇〇〇	
藤原 宗	臨時局長	一〇六,〇〇〇	
藤原 宗	臨時局長	一八,〇〇〇	
藤原 宗	臨時局長	八八,〇〇〇	
藤原 宗	臨時局長	九四,〇〇〇	
藤原 宗	臨時局長	二〇,〇〇〇	
藤原 宗	臨時局長	七三,〇〇〇	



一、各同 一、同 三、同
 各種同 各種同 各種同
 一、同 一、同 一、同
 一、同 一、同 一、同
 一、同 一、同 一、同

裏面白紙

紙

(一) 特殊紙類

品名	数量	単価	金額	備考
向見紙用印刷物	四〇〇万枚	五〇	二〇,〇〇〇	印刷代金毎部等八〇,〇〇〇 三回分
心ンフレシト	八万冊	五〇	四,〇〇〇	
紙合台帳用紙	四万片	二〇	八,〇〇〇	
新書換刷方策	二万部	二〇	四,〇〇〇	印刷代金毎部等八〇,〇〇〇 三回分
通信用紙	四万片	一六五〇	六六,〇〇〇	
新	四万片	二二〇	八,八〇〇	

裏面白紙

物中三十九号

昭和二十一年四月十五日

大藏省初備部長
以務省地方局長

殿

物價行政機構ニ関スレテ

中央及地方ヲ通スル物價行政ノ趣旨ニ基キ、
圓ル為近ク尤記ニ依リ物價行政機構ノ整備ヲ免レ度
定ニ有之候條御了知置相成度

記

一、中央機構

物資ノ生産、配給及消費、勞務、物價、金融、輸送等ニ
對スル經濟安定ノ緊急施策ニ付、企畫立案ノ基本ニ因スル
モノ、並ニ各該事務ノ綜合調整、監査及推進ニ関スル事
務ニ之ヲ統括シテ以テ之ヲ經營安定本部ヲ設置シ其ノ
第五部ニ於テ物價ニ関スル施策、企畫、推進、調整及監査
ニ因スル事務ヲ掌シテ之ヲ掌スルコト

(二) 右ノ如ク經濟安定本部ニ於テ綜合經濟施策ノ一環トシテ
ノ物價施策ヲ企畫推進スルト相伴行シ物價行政ニ一系
列ニシテ又ハ之ヲ官廳トシテ以テ直屬ノ物價廳ヲ設置
シ物價廳ト經濟安定本部ト、常時緊密ナル連絡ヲ保
シ物價行政ノ運営ニ當ルニ豫定ナルコト(物價廳官制
案及物價廳事務分掌規程案別紙第一及第二ノ通)

(四) 物價行政、適切且綜合的ナル運営ヲ図ル為以因ニ中央物價安定委員會ヲ設置スル豫定ナルコト(物價安定委員會官制案別紙第三通)

二、地方務編

(一) 物價行政ノ綜合的性格ニ顧ミ行政事務ノ處理ハ原則トシテ中央官廳タル物價廳ニ於テ之ヲ行フモノトスルモ行政運営上地方的ニ處理セラルル場合ニ在リテハ地方的ニ價格體系ニ不均衡、混亂等ヲ惹起スルニシテ其ノ綜合性ノ確保ニ付適切ナル政策ヲ加フルモノトシ之ヲ為シ以テ地方行政事務局及北海道廳ノ所在地ニ物價廳ノ事務ヲ分掌スベキ地方物價事務局ヲ設置シ以テ當該地且ニ於ケル物價行政ノ運営ニ任ゼラルトスルニシテ物價廳長官ノ兼任シタル事項ヲ處理セシメ、行政事務ノ一連運賃ナル處理ニ當ラ

シナル豫定ナルコト

- (二) 地方物價事務局ノ長ハ地方行政事務局次長又ハ北海道廳經濟部長ノ兼任トシ所定ノ職責ヲ配スルノ外地方行政事務局、地方官立局其他団体各廳ノ職員ヲモ其ノ職員ニ兼任セラルル豫定ナルコト
- (三) 地方物價安定委員會ヲ各地方物價事務局毎ニ設置シ地方物價事務局ハ其ノ事務局的存在トシテ活動スル豫定ナルコト、尚地方物價安定委員會ノ構成員中ニハ団体各廳ノ官吏ヲモ加ヘテ關係各廳行政ト物價行政トノ調整ニ資スル豫定ナルコト
- (四) 地方廳ニ於ケル物價關係事務ノ處理体制モ中央ニ於ケル物價行政ノ一元化ニ即應シテ整備スルコトトシ物價ニ關スル責任部課ヲ定メ、各種物資ノ價格及料金等ニ

大日本帝國政府

戦時中ニ於ケル物價統制ハ終戦ヲ期ニ一時混亂ニ陥リタルノデアルガ、
 本年三月初旬緊急經濟綜合對策ノ一環トシテ新タナル構想ノ下ニ物價
 統制ヲ實施スルニトシタツタ、之ガ爲メニ物價統制令ハ公布施行セラ
 レ、主要物資ノ統制額ノ決定モ概ネ五月中ヲ以テ完了スルニ至ツタ、
 斯クテ物價統制ノ大綱ハ決定セラレ今后ノ運営ハ一ニ現業ニ直接結ビ
 ヲキ、實際面ニ於テ物價統制ヲ實施シテキル地方廳ノ行政ニ懸ツテキ
 ルノデアル然ルニ地方廳ニ於ケル物價事務擔當職員ハ終戦後專任者ハ
 著シク減少シ、更ニ三月ノ行政整理ニ依リソノ度ハ一層甚シイモノト
 ナリ、今回ノ新タナル經濟施策ヲ強力ニ推進スルニハ洵ニ心細イ次第
 デアル、ソレヲ第一線ノ物價事務擔當職員ノ專任者ヲ増置シ之ヲ重要
 ナル府縣ニ重點的ニ配附シ物價統制ノ實施ニ遺憾ナキ様ニスル爲今回
 ノ増員ヲ申請シタル

物價關係地方廳職員増置理由

物價統制令施行規則ニ基キ第一節ヲ修正シ物價統制令ニ

三 物價統制令ノ運用

① 概權改革ニ伴ヒ物價統制令ヲ一部改正シ物價ニ關スル權
 限ヲ以閣議理大臣又ハ物價廳長官ニ一元化スル豫定ナル
 事ト(本件ニ關シテハ別途通牒ス)

(備考) 貴廳ニ於ケル野事獎勵事務關係職員(團費)

① 地方事務官 名 届 名ノ定員ハ右ノ

總價關係事務職員ノ定員ニ振替ハラレル豫定

ニ付御取知置相公度

後定ナルコト	名	名
都府縣廳長	ニ級事務官	ニ級事務官
	名	名

因スル事務ヲ一先取扱ハレハル如クスルコト 尚事務運營
 ニ遺憾ナカラシムル爲メ、如ク關係職員ノ配置ヲ見ル

めくれず

昭和二十一年五月二十三日

大藏省 銀行局長

大藏省 物債部長

内務省 地方局長

縣知事 殿

物債關係事務職員の定員等について

地方廳及び村の物債關係事務職員の定員指置に關しては、本年四月十五日附物第三十九號大藏省物債部長、内務省地方局長より通牒した通り、近く官制化される事定であるが、これに關聯し、町會獎勵關係の職員等の定員については、左の通りに整齊せられたい。

記

一、從來の町會獎勵事務關係職員(都道府縣分)は、職制分も、地方官の副官補助分も、共に本年改定算に向上されなれなれ、つたが職制とこれに相當する額は別途物債關係の算として訂上されておること。

二、町會獎勵事務關係職員。此際減少されることには、亡むを待ねるところであるが、從來の指置及び今後に於ける石事務の必安任を考慮し、町會獎勵關係の事務のため、物債關係の定員を減用する等他の性質を以て適當の人員及びその事務職務を極力存置し、石事務の運営に支障を來さない様にする。

三、町會獎勵のための經費(一、救助成金、都市救済成金、國民府會総合指導員設置助成金)は、本年改定算に於ても、大體従來通りのものが、訂上されてゐるから御承知置き願ひたいこと。三、近く増置される物債關係の定員は、由來る丈速かに充員し、町會

その者の能力を考慮して適切な配当をすること。
同物債権の定員をその他の事務債権に充用すること。純粋
行はぬ債権をいたいが、前記二の理由より貯蓄債権債権の
ため、年額り配当すること。物債権事務の運営に支障を来
さぬに配当に於て取計はれても支へないこと。

裏面白紙

東京府		山形県		山梨県		新潟県		福井県		石川県		富山県		岐阜県		愛知県		三重県		滋賀県		京都府		大阪府		奈良県		和歌山県		徳島県		香川県		高松県		愛媛県		高知県					
18	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11				
18	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

長野県		静岡県		千葉県		東京都																																					
18	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11			
18	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

昭和六年四月一日現在



特優行政ノ運営強化ニ関スル件(案)

物價廉ノ設置ヲ機会ニ依リ物價行政ノ適切且強力ナル運営ヲ期スルニトス

第一 中央ニ於ケル物價行政

一、物價廳

(一) 物價廳ハ單ニ個々ノ價格等ノ形成ニ於テモトナク經濟安定手前ノ一方向トシテ物價政策ノ基礎ヲシテ、重要經濟諸施策ノ企画立案及總合調整ニ参画スルトシテ積極的ニ其増進ニ任ルニトス

(二) 價格等ノ形成ニ關スル事務ハ之ヲ以内閣總理大臣ノ権限ニ一元化シ其事務ハ物價廳長官ニ於テ之ヲ行フニトス

(備考) 價格等ノ範圍ハ物價統制令ヲ依リ之ニ據テ之ニ範圍トス 事ノ性質上特ニ権限ヲ以内閣總理大臣ト關係スル大臣ト共設官トスルヲ適當トスルモノハ別途考慮ニ於テ之ヲ定ム

ヲ定ム

(三)

物價廳ト物價ニ関スル統計調査ヲ整備シ、同時適宜ナル物價政策ノ企画及実施ニ遺憾ナキヲ期スルニ共ニ物價統制ノ執行ト物價行政ノ適正トヲ確保スル為ニ常時所管ノ監督及指導ヲ行ハスニトス

(四)

物價廳ト關係各廳トハ事務聯繫密ニシテ連絡ヲ保持シ、特ニ物資等ノ生産不足既知ニ關シテ是レ施策ト價格等ニ關スル施策ト 吻合ヲ圖リ、前記(一)(二)(三)ニ掲ケル事項、其化物品ノ行状ト各廳所管行政トノ綜合的ナル運営ニ遺憾ナキヲ期スルニトス

二 中央物價安定委員會

(一) 中央物價安定委員會ハ關係國務大臣、貴族兩院議員、學識者、業界代表及一般消費者代表等ヲ以テ構成シ之ヲ內閣ニ設置スルモノトス

(二) 中央物價安定委員會ハ之ヲ物價ニ關スル最高ノ審議機關トシテ物價ニ關スル重要事項ハ之ヲ審議シ前スルヲ再セズルモノトシ物價廉價ノ其ノ事務的ニ存在トシテ活動スルモノト相俟テ物價行政ノ適切且綜合的ナル運営ヲ圖ルベキモノトス

第三 地方ニ於ケル物價行政

一 物價行政ノ綜合的性質ニ顧ミ行政事務ノ處理ハ原則トシテ中央官廳ニ於テ之ヲ行フモノトスルモ行政運営上地方的ニ處理セラルル場合ニ在リテハ地方的ニ價格體系ノ不均衡、混亂等ヲ惹起スルコトイキ殊ニ其ノ綜合性ノ確保ニ適切ナル視察ヲ加フルモノトス

二 地方物價事務局

(一) 若シ地方行政事務局所在地ニ物價廉價ノ事務ヲ分掌スルモノトシ地方物價事務局ヲ設置シ該地區ニ於ケル物價行政ノ綜合的運営ニ任セシムル共ニ物價廉價局長官ノ兼任シタル事項ヲ處理シ行政業務ノ迅速適宜ナル處理ニ當ラシムルモノトス

(二) 地方物價事務局長ハ地方行政事務局長ノ兼任トシ、所定ノ職責ヲ配スルノ外、地方行政事務局長ノ他關係官廳ノ職責ヲモ其ノ職責ニ兼任セシメ、當該地區ニ於ケル物價行政ト他ノ關係官廳所管行政トノ一併的運営ニ遺憾ナカラシムルモノトス

三 地方物價安定委員會

(一) 地方物價安定委員會ハ關係各廳高等官、學識者、業界代表及消費者代表ヲ以テ構成シ之ヲ各地方物價事務局長ニ設置スルモノトス

(三) 地方物価安定委員会ハ各地区ニ於ケル物価ニ関スル最高ノ審議機關トシテ 物価ニ関スル重要事項ハ必ズ其ノ議ニ附テ行フベシナルニトシテ 地方物価事務局ガ其ノ事務局的存在トシテ 活動スルト相俟テ 各地区ニ於ケル物価行政ノ適切且結合的ナリ運営ヲ圖ルベキモノトス

四 地方廳

(一) 地方廳ニ於ケル物価関係事務ノ處理体制ニ於テハ 物価行政ノ一元化ニ即應シテ 整備スルニトシテ 物価ニ関スル責任部課ヲ定メ 必要ニ應ジ或ハ一課ヲ新設スル等措置ニルモノトス

(二) 物価ニ関スル事務ノ一元的且強カナル運営ニ適切ナラシムル爲メ 地方廳ヲ適切事務官、技師百名程度 局、主任百名程度ノ職員ヲ行ツモノトス

五 物價監視委員

(一) 國民自ラノ手ニ依リ物価秩序ヲ守リ、自ラノ意志ト責任トニ於テ 物價ノ履行ヲ確保スルニ依リテ 確立スル爲メ 物價監視委員ノ制度ヲ設ク 以テ物價行政ノ適切且強カク実施ニ資スルモノトス

(二) 物價監視委員ハ 概ネ市、区、町村每一般消費者ヲ代表スルニ 商工業業者等別代表タルベキ適當ナル人物ヲ以テ 部、課長、或ハ 業者団体等ヲ適切種ヲ爲セシムル等 必要ニ依リテ 任命スルニトシ 且之ヲ以テ 形式的、名譽職的存在ニ限セシムルニトシ 其ノ常識経験ヲ活用シテ 眞ニ實質的ニ活動スルモノトシ 責任スルモノトス

(三) 物價監視委員ハ 従ラニ非選ノ 補發ノミヲ事トスルニトシ 違反行為ノ發生防止乃至ハ 裁判運営ノ適實化等ニ努ムルモノトシ 之ガ倫常ニ公正ナル立場ニ立テテ 國民生活ノ安心ヲ保障スルニ共ニ 施策ノ適否、行政改善ノ方向等 裁判ノ履行確保ニ関スル問題ヲ具體的ニ採リ 適正ナル物價行政ノ運営ヲ推進スルモノトス

大日本帝國政府

地方官制

昭和二十一年一月六日
勅令第...

第二條

地方官制は各地方行政事務を
在地の自治体に在りて之を
區域の自治地方行政事務を
以て之を海峽三府に
略

裏面白紙

東京都官制

昭和十八年六月十九日
勅令第四百四號

第一條 東京都ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

次長

局長

秘書官

地方事務官

專任五人

地方技官

專任二十人

專任一人

地方事務官

專任一人

地方事務官又ハ地方技官

一人

專任一人

一級

二級 納ムコトヲ得

一級

二級 納ムコトヲ得

專任

第一條

左ノ職員ヲ置クコトヲ得

地方事務官

專任二百九十人以内

地方技官

專任三百二十一人以内

地方事務官又ハ地方技官

專任四十三人以内

人三級

前條ノ是員外ニ於テ東京都ニ

二級

二級

三級

大日本帝國政府

東京都官制

第十三條 經濟局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 農工商森林水産ニ関スル事項

二 物資ノ配給及物價ノ統制ニ関スル事項

三 度量衡ニ関スル事項

裏面白紙

北海道廳官制

第一條

北海道廳 = 左

大正二年六月十三日
勅令第百五十九號
職員ヲ置ク

長官

部長

地方事務官

專任

人

專任

人

地方技官

專任

人

專任

人

第一條

道廳 = 左

地方事務官

前條ノ定員外ニ於テ北海
道廳ニ左ノ職員ヲ置クコトヲ得

專任 二十一人以内

地方技官

專任

地方事務官又ハ地方技官

專任 七百八十三人以内

大日本帝國政府

第十一條

內務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

略

經濟部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 農工商水産ニ関スル事項

二 小作関係其ノ他農林ノ利用関係ノ爭議ノ

調停ニ関スル事項

三 度量衡ニ関スル事項

裏面白紙

地方官官制

第一條 府縣ニハ通ジテ在ノ職員ヲ置ク

大正十五年六月四日
勅令第百四十七號

知事

部長
地方事務官

專任

專任

地方技官

專任

專任

第二條 前條ノ定員外ニ於テ府縣ニ通ジ

テ在ノ職員ヲ置クコトヲ得

地方事務官

專任九百五十九人以内
二級

地方技官

專任
二級

地方事務官又ハ地方技官

專任三萬六千七百九人以内
三級

大日本帝國政府

第十四條ノニ、經濟部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 農工商森林水産ニ関スル事務

二 小作関係其ノ他農地ノ利用関係ノ争議ノ

調停ニ関スル事項

三 度量衡ニ関スル事項

裏面白紙

都廳府縣等臨時職員等設置制

昭和十一年八月二十九日
勅令第三百八十五號

第一條 東京都二丘ノ職員ヲ置ク

地方事務官

專任二十八人

二級

地方技官

專任七人

二級

地方事務官又ハ地方技官

專任五百五十二人

三級

第一條ノ二 警視廳二丘ノ職員ヲ置ク

地方事務官

專任一人

二級

地方技官

專任一人

二級

地方事務官又ハ地方技官

專任一人

三級

警視

警部 一人

第一條ノ三 北海道廳二丘ノ職員ヲ置ク

地方事務官

專任三十三人

二級

地方技官

專任百三十七人

二級内二人ヲ二級ト
爲テ得

地方事務官又ハ地方技官

專任二千百六十九人

三級

警視 二人

警部 十人

第一條ノ四 府縣ニ通ジテ左ノ職員ヲ置

地方事務官

專任者百三十七人

二級

地方技官

專任者百二十四人

二級

地方事務官又ハ地方技官

專任者百九十二人

警視 百十人

警部 三百七十七人

前項職員ノ各府縣内ノ定員ハ内務大臣

之ヲ定ム

裏面白紙

昭和二十一年初等第二日四十七號（都廳府縣支廳長ノ職權等ノ執行付列ニ關スル件）

昭和二十一年六月七日
初等第二日四十七號

朕都廳府縣支廳長ノ職權等ノ執行付列ニ關スル件ヲ公布セシム
（總理、內務大臣訓令）

大東亞戰爭中内務大臣ノ指シタル事案、北海道廳人ハ府縣ノ支廳ノ支廳長ハ其ノ官務區域内ニ在ル官務者ノ官務者ニ付其官務ノ執行ニ關シテ、

前項ノ支廳長ハ同項ノ官務者ノ職分ニシテ職權ニ違ヒ、公堂ヲ管シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルト、イハレフ以テ又ハ停止スルコトヲ得

官務者ハ其ノ職分ニ關シテ、北海道廳長ハ北海道支廳長ハ其ノ官務區域内ニ在ル官務者ノ官務者ニ付其官務ノ執行ニ關シテ、
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○ 田原省二十一年の初等第二日四十七號（昭和二十一年六月七日）
初等第二日四十七號ノ規定ニ依ルニ、北海道廳長ハ其ノ官務區域内ニ在ル官務者ノ官務者ニ付其官務ノ執行ニ關シテ、

昭和二十一年六月七日
田原省長訓令

朕都廳府縣支廳長ノ職權等ノ執行付列ニ關スル件ヲ公布セシム
（總理、內務大臣訓令）
大東亞戰爭中内務大臣ノ指シタル事案、北海道廳人ハ府縣ノ支廳ノ支廳長ハ其ノ官務區域内ニ在ル官務者ノ官務者ニ付其官務ノ執行ニ關シテ、
前項ノ支廳長ハ同項ノ官務者ノ職分ニシテ職權ニ違ヒ、公堂ヲ管シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルト、イハレフ以テ又ハ停止スルコトヲ得
官務者ハ其ノ職分ニ關シテ、北海道廳長ハ北海道支廳長ハ其ノ官務區域内ニ在ル官務者ノ官務者ニ付其官務ノ執行ニ關シテ、
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

合計	沖 繩	鹿 兒	宮 崎	熊 本	佐 賀	大 分	福 岡	香 川	徳 島	和 歌 山	山 口	廣 島	鳥 取	高 松	石 川	福 井	山 梨	長 野	群 馬	茨 城	千 葉	新 潟	茨 城	大 阪	北 海	道 志	青 森	
15																												
15																												
15																												
15																												
15																												
15																												

二俣事務長
三俣事務長
合計
合計

物価増員表

裏面白紙

大日本帝國政府

地發乙第三八四號

昭和三十一年五月三十一日

内務省地方局長

人事課長 殿

物價關係地方廳職員設置のたけ官制改正並に定員配置方に関する件

物價行政の適切強かな運営を固る為め地方廳に物價事務担当職員を設置
すの事として、たけ別紙地方廳職員設置調並に地方廳定員配置案等に基づ

き官制改正並に各地方廳へ定員配置方御取計願ひたい。

進而本案日現在物價行政の主管廳である大蔵省物價部の申出に依る案
に付申添へる。

裏面白紙

物價關係地方廳職員増置理由

戰時中ニ於ケル物價統制ハ終戰ヲ期ニ一時混亂ニ陥リタノデアルガ、
本年三月初旬緊急經濟綜合對策ノ一環トシテ新タナル構想ノ下ニ物價
統制ヲ實施スルコトトナツタ、之ガ爲既ニ物價統制令ハ公布施行セラ
レ、主要物資ノ統制額ノ決定千概ネ五月中ヲ以テ完了スルニ至ツタ、
斯クテ物價統制ノ大綱ハ決定セラレ今后ノ運営ハ一ニ現業ニ直接結び
ツキ、實際面ニ於テ物價統制ヲ實施シテキル地方廳ノ行政ニ懸ツテキ
ルノデアアル然ルニ地方廳ニ於ケル物價事務擔當職員ハ終戰後專任者ハ
著シク減少シ、更ニ三月ノ行政整理ニ依リソノ度ハ一層甚シイモノト
ナリ、今回ノ新タナル經濟施策ヲ強力ニ推進スルニハ洵ニ心細イ次第
デアアル、ソコデ第一線ノ物價事務擔當職員ノ專任者ヲ増置シ之ヲ重要
ナル府縣ニ重點的ニ配置シ物價統制ノ實施ニ遺憾ナキ様ニスル爲今回
ノ増員ヲ申請シタノデアアル

裏面白紙

裏面白紙

計	地方費	國費	地方廳職員設置調		備考
			事務官	屬	
三八	一八	二〇	二〇年度 財蓄事務官	二一年度 物價事務官	(三、五、二五)(物價部)
四九	二五四	二〇五	事務官	屬技手	
四六		四六	事務官	屬技手	増徴 (△)
四三		四三	事務官	屬技手	
八	一八	二六	事務官	屬技手	子類 國庫補助
一六	二五四	二三八	事務官	屬技手	

註 昭和二十年度財蓄事務中ノ人員ハ行政整理後ノ人員ヲ示ス

内務省

規格 11

大日本帝國政府

朱
本
日
本
陸
軍
部
官
制
表

東	神	埼	群	千	茨	栃	山	新	長	東	神	埼	群	千	茨	栃	山	新	長
京	川	玉	島	葉	城	木	梨	潟	野	京	川	玉	島	葉	城	木	梨	潟	野
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
五	〇	八	八	八	八	八	七	〇	八	五	〇	八	八	八	八	七	〇	八	八
宮	青	岩	秋	山	福	愛	岐	靜	三	宮	青	岩	秋	山	福	愛	岐	靜	三
城	森	手	田	形	島	知	埤	岡	重	城	森	手	田	形	島	知	埤	岡	重
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
五	八	八	八	八	八	〇	七	八	八	五	八	八	八	八	〇	七	八	八	八
大	京	滋	兵	奈	和	福	廣	島	岡	大	京	滋	兵	奈	和	福	廣	島	岡
阪	都	賀	庫	良	山	井	島	取	根	阪	都	賀	庫	良	山	井	島	取	根
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
五	〇	七	二	六	八	六	五	七	八	五	〇	七	二	六	八	六	五	七	八
福	佐	長	熊	大	宮	鹿	下	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	下	愛	高
岡	賀	崎	本	分	崎	島	川	媛	島	岡	賀	崎	本	分	崎	島	川	媛	島
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
〇	七	八	八	七	七	八	二	八	七	〇	七	八	八	七	七	八	二	八	七

地方廳定員配分表
(二) 物價部

裏面白紙

裏面白紙

物價關係專從職員制

三一、六一八

昭和二十一年二月一日行政整理直前ノ定員

價格等統制關係

事務官 二

物價調整關係

屬技手 一一一

事務官 二一

技師 七

屬技手 一八一

行政整理後ノ定員

物資需給調整及價格調整

屬技手 一一九

地發乙第三二一號

昭和二十一年六月十四日

地方局



人事課長 野

(三)

東京都官制、北海道官制、地方官制
及び地方行政事務局設置制中一部改正の件

物價の設置に伴ひ、地方における物價行政機能を強化する必要があるの
で、標記の官制を別紙の通り改正するやう至急御取計ひ願ひたい。

なほ、本件の改正は物價官制の施行と同時に施行ができるやうに御配
意願ひたい。

昭和十八年勅令第五百四號東京都官制の
一部を改正する勅令案

第一條 昭和十八年勅令第五百四號東京都官制の一部を次のやうに改正する。
第十三條第二號を次のやうに改め、第三號を第四號、第四號を第五號と
する。

三 物資ノ配給ニ關スル事項

四 物價ニ關スル事項

第二條 大正二年勅令第五百十號北海道廳官制の一部を次のやうに改正する。

第十二條第三項に次の一號を加へ、第三號を第四號とする。

三 物價ニ關スル事項

第三條 大正十五年勅令第四百四十七號地方官官制の一部を次のやうに改正
する。

第十四條ノ二に次の一號を加へ、第三號を第四號とする。

三 物價ニ關スル事項

附則

この勅令は公布の日からこれを施行する。

理由

中央における物價行政の一元化に即應して、地方廳における物價に關する
事務機構を整備する必要がある。これがこの勅令案を提出する理由であ
る。

受	及	第	第	第	第	第	第	第	第
院	院	院	院	院	院	院	院	院	院
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

大臣

次官

局長

議

決

昭和二十一年勅令第一號 地方商工
 官制の一部を改正する件

裏面白紙

内務省地誌部 號

昭和二十一年勅令第一號の一部改正の件

四国地方高土郡を、四国地方行政事務局の管轄地
たる高松市から、臨時に丸亀市に移轄するに
關し、昭和二十一年勅令第一號の一部を改正する
必要がある
ので、別紙勅令案を提出する。

右案を請ふ。

昭和二十一年七月 日

大日本帝國政府

内務大臣

内閣總理大臣

昭和二十一年勅令第一號 地方商工局長
到ノ一部を改訂する勅令を裁可し、之に依り
を公布せしむる。

御 名 御 璽

昭和二十一年 月 日

内閣 總理 大臣

内務 大臣

大日本帝國政府

勅 令 第 一 號

昭和二十一年勅令第一號の一部を改訂し、之に
依り、之を公布する。

第一條 第一項に依り但書を加入する。

但し、四國地方商工局長が在る地方は、之を除外す。

附 則

この勅令は、公布の日から之を施行する。

大日本帝國政府

理由

現在田圃地帯商工局は高松市の智川新築の概
念等に於ては近き新築案が移轉するもの、
他に移轉する必要が感じられ、高松市内
に以て適当な地帯があること、臨時に丸亀市に
移轉するの必要がある。これがこの初案である。
程々なる理由である。

裏面白紙

昭和二十一年勅令第一號

地方商工局官制

(昭和二十一年勅令第二十八號改正)
 (勅令第六十三號改正)
 (勅令第二百二十一號改正)

第一條 地方商工局ハ地方行政事務局長官又ハ北海道廳長官ノ管理ニ屬シ地方ニ於ケル
 商及工ニ關スル商工大臣所管事項エシテ商工大臣ノ指定スルモノ政ニ關スル及砂礫業ニ
 關スル事務、鑛業ニ於ケル賃金統制令施行ニ關スル事務、鑛業及砂礫業ニ於ケル賃金
 臨時措置令施行ニ關スル事務(船員ニ關スルモノヲ除ク)、鑛業及砂礫業ニ於ケル工
 業労働者最低年給法ノ施行ニ關スル事務、砂礫業ニ於ケル労働者災害扶助法施行ニ關
 スル事務、電氣及發電水力ニ關スル事務及アルコールノ專賣ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 地方商工局ハ各地方行政事務局長官ノ所在地及北海道廳所在地ニ之ヲ置キ其ノ管轄
 區域ハ當該地方行政事務局長官ノ管轄區域又ハ樺太及北海道ノ區域ニ依ル 但し四國地方商工局
 地方商工局ノ所管長官及名稱左ノ如シ

軍 需 省

所 管 長 官	名 稱
北海地方行政事務局長官	北海地方商工局
東北地方行政事務局長官	東北地方商工局
關東信越地方行政事務局長官	關東信越地方商工局
東海北陸地方行政事務局長官	東海北陸地方商工局
近畿地方行政事務局長官	近畿地方商工局
中國地方行政事務局長官	中國地方商工局
四國地方行政事務局長官	四國地方商工局
九州地方行政事務局長官	九州地方商工局

第三條 地方商工局ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

局長 八人
 部長

總務課長

地方事務官

專任三百八十五人

二級

地方技官

專任百五十四人

二級

地方事務官又ハ地方技官

專任九百九十一人

三級

局長部長及總務課長ヲ除ク、外前項ノ職員ノ各地方商工局ニ於ケル定員ハ内務大臣之ヲ定ム

第四條 各地方商工局ニ總務課及左ノ三部ヲ設ク

商工部

鑛山部

電力部

總務課及各部ノ事務ノ分掌ハ局長之ヲ定ム

軍需省

第五條 局長ハ地方行政事務局長官又ハ北海道廳長官ノ指揮監督ヲ承ケ局中全般ノ事務ヲ掌理ス

局長事故アルトキハ地方行政事務局長官又ハ北海道廳長官ノ指定スル部長其ノ職務ヲ代理ス

第六條 局長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ三級官吏ノ進退ハ之ヲ行フ

第七條 部長及總務課長ハ二級ノ地方事務官又ハ地方技官ヲ以テ之ニ充ツ局長ノ命ヲ承ケ

部務又ハ課務ヲ掌理ス

地方事務官及地方技官ニシテ部長又ハ總務課長ニ充テラルルモノハ八人ヲ限リ之ヲ一級ト爲スコトヲ得

第八條 各地方商工局ニ總務監督官ヲ置キ二級又ハ三級ノ地方事務官又ハ地方技官ヲ以テ之ニ充ツ

總務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ總務警察及衛夫ニ關スル事務、鑛業ニ於ケル賃金統制令施行ニ關スル事務、鑛業及砂鑛業ニ於ケル賃金臨時措置令施行ニ關スル事務ハ職員ニ據スルモノヲ除クハ此ニ鑛業及砂鑛業ニ於ケル工賃労働者最低年許法施行ニ關スル事務ヲ掌

ル
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和二十一年一月七日公布）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和二十一年一月七日公布）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和二十一年一月七日公布）

軍需省

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和二十一年一月十九日公布）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和二十一年一月十九日公布）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和二十一年一月十九日公布）

昭和二十一年勅令第一號改正

都府縣等臨時職員等設置制（抜萃）

第五條 地方商工局ニ補ジテ左ノ職員ヲ置ク

石炭部長

地方事務官

專任 三十一人 二級

地方技官

專任 三十一人 二級

地方事務官又ハ地方技官

專任 三十二人 三級

石炭部長ヲ除ク、外前項ノ職員ノ各地方商工局ニ於ケル定員ハ内務大臣之ヲ定ム
石炭、亜炭、ガス及コークスノ生産及配給ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時北海、東北
及九州、各地方商工局ニ石炭部ヲ置ク

軍 需 省

石炭部長ハ二級ノ地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ

附 則 (昭和二十一年勅令第六十三號改正)

本令ハ昭和二十一年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二十一年勅令第九十三號改正)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和二十一年一月十九日公布)

附 則 (昭和二十一年勅令第二百二十一號改正)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和二十一年四月一日公布)

地方行政事務局設置規則

昭和二十二年六月二十三日公布
昭和二十二年七月七日初令第二
號改正
昭和二十二年七月七日初令第二
號改正
昭和二十二年七月七日初令第二
號改正
昭和二十二年七月七日初令第二
號改正

第一章 地方行政事務局の設置

第一条 地方行政事務局の名稱、位置及管轄區域ハ別表第一ニ依ル

第二条 地方行政事務局ニ通シテ各ノ職員ヲ置ク

長官

次長

事務局長

事務次長

第三条 地方行政事務局ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ以テ之ニ充

次長ハ各地方行政事務局ノ一人ヲ置ク

第四条 長官ハ行政各般ニ亙ル綜合連絡調整ニ付テハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ内閣又ハ各省ノ主務ニ属スル事項ニ付テハ内閣總理大臣又ハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ク

第五条 長官ハ別表第二ニ掲グル地方官衙ノ長ニシテ管内ニ關係スルモノニ對シ當該地方ニ於ケル各般ノ行政ノ綜合連絡調整上必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第六条 内閣總理大臣又ハ各省大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ地方行政事務局長官ヲシテ當該大臣ノ職權ノ一部ヲ行ハシルコトヲ得

第七条 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ事務局長官ノ功過ハ内務大臣ニ具狀シ進退ハ之ヲ行フ

第八条 次長ハ長官ヲ輔ク事務局長官ヲ掌理シ長官事務ヲ補助スルコトヲ得

裏面白紙

第九條

省長官は、省長官の命令に依りて、事務を掌る

第九條 省長官は、省長官の命令に依りて、事務を掌る

第十條 地方行政事務局長は、地方行政連絡會議ヲ設置ス

地方行政連絡會議ハ、地方行政事務局長官及第四條ニ規定スル地方

官衛ノ長ヲ以テ之ヲ組織ス

地方行政連絡會議ハ、地方行政事務局長官之ヲ主宰ス

前二項ニ定ムルモノノ外、地方行政連絡會議ニ關シ必要ナル

事項ハ、内務大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表第一)

名	稱	任	置	落	轄	區	域
東北地方行政事務局	仙台市	青森縣	岩手縣	宮城縣	秋田縣	山形縣	福島縣
関東信越地方行政事務局	東京都	茨城縣	栃木縣	群馬縣	埼玉縣	千葉縣	東京都
淡路北陸地方行政事務局	名古屋市	岐阜縣	山梨縣	新潟縣	長野縣	千葉縣	東京都
近畿地方行政事務局	大阪市	滋賀縣	京都府	大阪府	兵庫縣	奈良縣	和歌山縣
中國地方行政事務局	廣島市	島根縣	島根縣	岡山縣	廣島縣	山口縣	
四國地方行政事務局	高松市	德島縣	香川縣	愛媛縣	高知縣		
九州地方行政事務局	福岡市	福岡縣	佐賀縣	長崎縣	熊本縣	大分縣	宮崎縣

裏面白紙

別本第二

地方長官

警視總監

逓信局長

逓信院電氣通信建設事務所長

内務省土木出張所長

財務局長

地方消費局長

管轄局長

農林省木炭事務所長

農林省食糧事務所長

鐵道局長

海運局長

運輸省地方施設部長

運輸省港湾建設部長



大日本帝國政府

一二番局第一三七一號

昭和二十一年五月三十一日

内務省地方局長 殿

逕工省事務局長



地方工局所在地變更の件
首題の件について、六月六日より四國地方工局の所在地は高松市五番町（逕工、電力部）、高松市栗林公園逕工事務所内（備山部）より丸亀市米屋町三六番地へ移轉するので左記のとおり官制の改正をおねがひする。

勅令第 號

地方工局官制の一部を次のやうに改正する。

第二條第一項に次の但書を加へる。

但し四國地方工局ノ所在地ハ丸龜市トス

附 則

本令は昭和二十一年六月六日よりこれを施行す。

裏面白紙

二四商工第九二三七号

昭和二十一年五月廿九日

四國地方商工局長

商工省商務局地方連絡班長殿

廢舎移轉に関する件通知

当り廢舎は昭和二十年未進駐軍に接収せられ爾來香川県
廃れ(且下高松商業女子校)にて救済事務中とのところ既
日附近新築に移轉することとなり当りも至急移轉しおけれ
ばならず状況となつたので今般左記に移轉しおくれ
有(然とありたので今般左記に移轉し六月六日より新
廢舎で事務を開始することとなつた今後の連絡は新廢
舎の方へ仰願する
右通知す

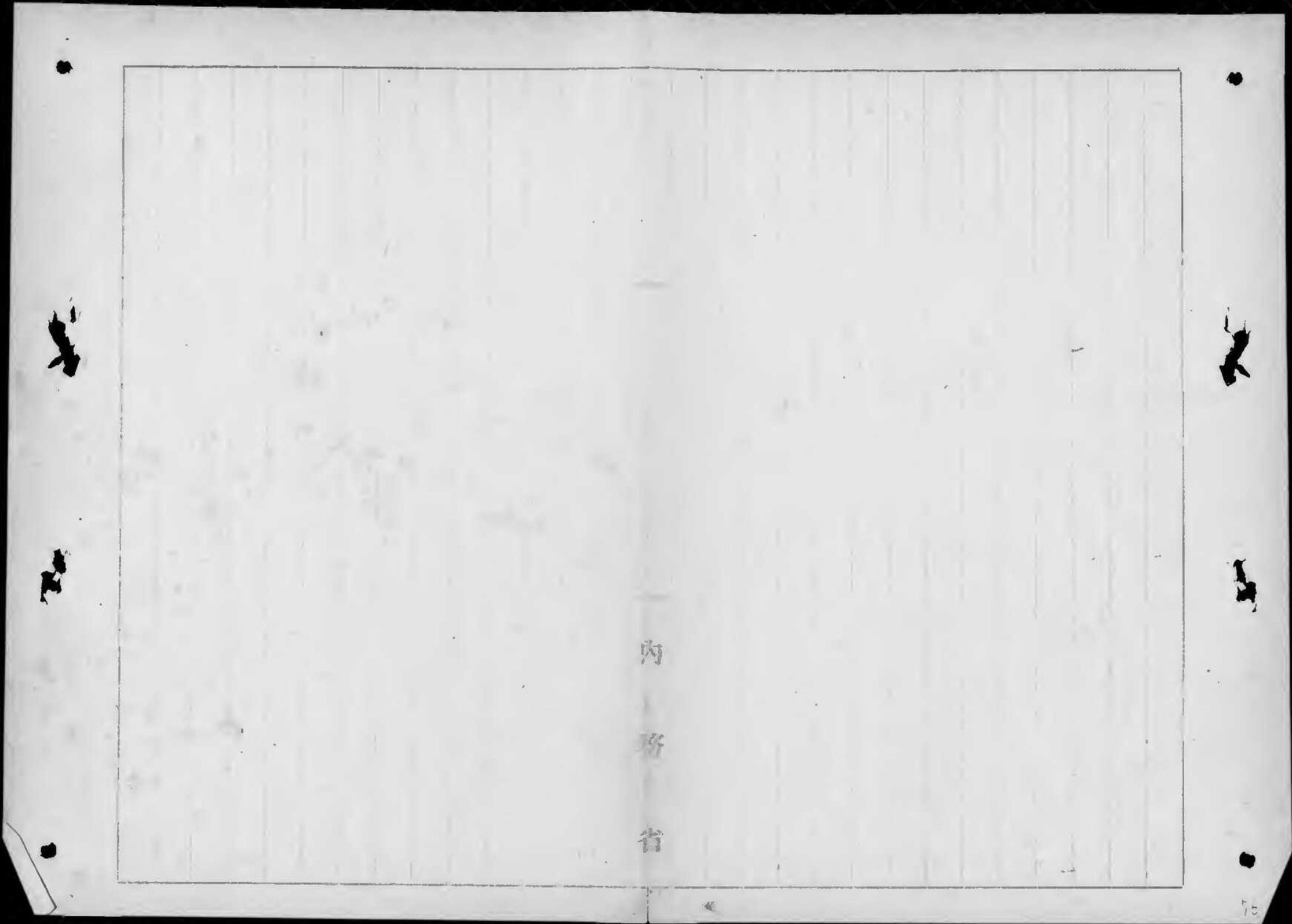
記

大日本帝國政府

香川県丸亀市米屋町三十六番地

(香川県商工経済會会内)

電話 (丸亀) 二六〇番、四八二番



内務省

其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ關係ニ關スル
事務ニ從事ス

管分ノ府東京府小作官、北海道廳小作官及地
方小作官並ニ小作官補ハ臨時命ヲ承ケ小作料
統制令施行ニ關スル事務ヲ兼掌スルコトヲ得

警視廳警務官、北海道廳警務官及府縣警務官
ハ上官ノ命ヲ承ケ警備ニ關スル事務ヲ掌ル

警視廳警務官、北海道廳警務官又ハ府縣警務
官ハ警察事務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
視廳警務、北海道廳警務又ハ地方警視、警部
警部補及巡查ヲ指揮監督ス

警視廳官房主事及部長、北海道廳警察部長、
大政府警察局長及警察司部長又ハ其ノ他ノ府
縣ノ警察部長ハ主管事務ノ執行ニ關シ警視總
監、北海道廳長官又ハ府縣知事ノ命ヲ承ケ警

務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警視廳警務官、北海道廳警務官又ハ府縣警務官
ヲ指揮監督ス

警視廳、北海道廳又ハ府縣ノ監察官ハ警視廳
、北海道廳又ハ府縣ノ警務官ヲ以テ之ニ充ツ
ルコトヲ得

東京府警務官、北海道廳警務官及地方警務官
ハ上官ノ命ヲ承ケ工場事業場(機業及砂鑛業
ニ關スルモノヲ除ク)ニ於テ警務管理ニ關
スル事務ヲ掌ル

東京府、北海道廳及府縣ノ警務監督官ハ各東
京府警務官、北海道廳警務官及地方警務官ヲ
以テ之ニ充ツルコトヲ得

警視廳翻譯官及地方翻譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ
翻譯ヲ掌ル

第二條 北海道廳管内須要ノ地ニ警務監督ヲ置
キ

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

警務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警
務ノ執行ニ關シ上官ノ命ヲ承ケ警

四

第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	第 十 號
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

深
白
回
覽

起
昭
和
三
十
五
年
六
月
十
九
日
付
局
第
一
號
第
一
號
第
一
號
第
一
號

決
行
日
月
日

大臣

次官

人事課長

文書課長
會計課長

請
議
案

内務省官制を一部改正する等の事
要のある別紙勅令案を提出する
右閣議を請ふ

年
月
日

裏面あり

日 月
第 第 第
第 第 第
日 月 日
日 月 日

内閣總理大臣

内務大臣

朕は、内務省官制の一部を改正する等の勅令を認可し、ここにこれを公布せしめる。

勅 令 第 五 八 號

昭和二十一年八月十八日

内務大臣大庭

内務大臣大庭

勅令第五十八號 昭和二十一年八月十八日

第一條 内務省官制の一部を次のやうに改正する。

第五條に次の一條を加へる。

五 東北興業株式会社ノ業務ノ監督及東北地方ノ振興ニ關スル各該事務ノ統一保持ニ關スル事項

防空總本部

第三條 内務省官制の一部を次のやうに改正する。

「專任七百五十人」を「專任七百五十四人」に改める。

第五條 東京警備隊の一部を次のやうに改正する。

第一條ノ二中「專任二百九十三人以内」を「專任二百九十七人以内」に、

「專任四千三十六人以内」を「專任四千四十五人以内」に改める。

」に改める。

第五條 北海道警備隊の一部を次のやうに改正する。

第一條ノ二中「專任二十七人以内」を「專任三十一人以内」に、

「專任七百八十三人以内」を「專任七百九十三人以内」に改める。

第六條 地方官官制の一部を次のやうに改正する。

第二條中「專任九百五十九人以内」を「專任千七百七十六人以内」

に、「専任四千三百七十六人以内」を「専任四千四百^{三百八十二}人以内」
に、「専任二萬六千七百九人以内」を「専任二萬七千^{八十}八十八人以内
」に改める。

第六條 郵務局等臨時職員等設置制の一部を次のやうに改正する。

第一條中「専任五百六十人」を「専任五百六十一人」に改める。

第一條ノ二中「専任五十二人」を「専任五十三人」に改める。

第一條ノ三中「専任三十七人」を「専任三十六人」に、「専任

二千七百七十五人」を「専任二千七百七十七人」に改める。

第一條ノ四第一項中「専任五百五十一人」を「専任五百四十七

人」に、「専任五千^{三百十七}九十八人」を「専任五千三百六十一人」に改め
る。

防空總本部

附則

この勅令は、公布の日からこれを施行する。

理由

東北興業株式会社の業務の監督及東北地方の振興に關する各關係
の統一保持に關する事項の内閣より内務省への移管に伴ひ、内務
省官制を改正する必要があるのと、同時に伴ひ編成する會計事務の
実施を促進するため、三級の内務事務官四人と三級の地方事務官
四十八人を、社會奉養に關する事務に從事させるために、二級の地
方事務官百十人、三級の地方事務官二百四十七人を、農林の重荷配
給の統一に當らせるために、三級の地方事務官又は地方技官七十七
人を、特殊農作物の改良増産の指導に當らせるために、二級の地方
技官六人と三級の地方技官六人を、東近地方廳における機織、畜産、
産物試験、蠶桑、牛使衛生その他振興事業の増進に伴つて、これ

防空總本部

に從事する二級の地方事務官十人、二級の地方技官二十人、三級の
地方事務官又は地方技官六十人を各々増員する等の必要があるからで
ある。

地方行政職員増減員表				増減員内訳			
官	現在定員	増	減	員内訳	増	減	員内訳
東京府官制第一條ノ二							
二 事務官	二九三						
三 事務官	四〇三	二					
北海道官制第一條ノ二							
二 事務官	二七						
三 事務官	七八三	四					
地方官官制第二條							
二 事務官	九九九						
二 事務官	四三六						
三 事務官	二六〇九	一					
臨時職員制第一條							
内務省							
三 事務官	五二〇						
同 第一條ノ二							
三 事務官	五二						
同 第一條ノ三							
二 事務官	三六						
三 事務官	二一六						
同 第一條ノ四							
二 事務官	五五一						
三 事務官	六三九						

内務省官制

明治三十一年十月二十二日
勅令第二百五十九號

略

第五條 地方官ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 議員選舉ニ関スル事項
- 二 東京都府縣市町村公共組合ノ制度其ノ他一般ノ行政ニ関スル事項
- 三 東京都府縣市町村公共組合ノ財政其ノ他經濟ニ関スル事項
- 四 北海道ニ於ケル林野及振殖ニ関スル事項其ノ他北海道ニ関スル事項ニシテ他局ノ所掌ニ屬セサルモノ

略

内務省

内務部内臨時職員設置制

大正九年九月十日

勅令第三百六十九號

所管行政事務、従事セシムル為内務省ニ左ノ職員ヲ置ク

略

内務事務官又ハ内務技官

專任七百五十人

三級

附則

略

内務省

事務官	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

東京部官制

昭和十八年六月十九日
勅令第五百四號

略

第一條ノ二 前條ノ定員外ニ於テ東京部ニ左ノ職員ヲ

置クニ付テ得

略

地方事務官又ハ地方技官

專任四千四十三人以内

三級

略

内務省

北海道廳官制

大正二年六月十三日
勅令第百五十五號

略

第一條 前條ノ定員外ニ於テ北海道廳ニ左ノ職員

ヲ置クコトヲ得

略

地方官・務官又ハ地方技官

專任七百八十九人以内

三級

略

内務省

地方官官制

大正十五年六月四日
勅令第四百十七號

略

第二條

前條ノ定員外ニ於テ府縣ニ通シテ左ノ職員ハヲ置ク

一 地方官

地方事務官

專任 千二百六十人以内

二級

地方技官

專任 四千三百七十六人以内

二級

地方事務官又ハ地方技官

專任 二萬六千九百四十三人以内

三級

略

内務省

都廳府縣等臨時職員等設置制

昭和十一年八月二十九日

勅令第二〇八十五號

第一條 東京都に左の職員を置く

地方事務官又ハ地方技官

專任五百六十人 三級

第一條 二 警視廳に左の職員を置く

地方事務官又ハ地方技官

專任五十二人 三級

第一條 三 北海道廳に左の職員を置く

地方事務官又ハ地方技官

專任二千百七十五人 三級

内務省

第一條 四 府縣に通して左の職員を置く

地方事務官又ハ地方技官

專任五千三百七十七人 三級

略

地發乙第三〇六號

昭和二十一年六月十日

地方局長

人事課長殿



内務省官制及内務部内臨時職員を設置制並に内務省分課規定の一部改正の件

今般東北興業株式會社の業務の監督及び東北振興に關する各課事務の統一に關する事項を、内閣上り内務省移管せられることに意見が一致し、關係各省に於ても別段反對の意見もないから、別紙の通り、官制の改正を至急御取計ひ願ひたい。
なほ、本件の移管と同時に、別紙の通り、内務省分課規程を改正する必要があるから、其の手續も取計はれたい。

昭和二十一年六月十日
東北興業株式會社社長

内閣上り内務省移管の件
別紙の通り、官制の改正を至急御取計ひ願ひたい。
なほ、本件の移管と同時に、別紙の通り、内務省分課規程を改正する必要があるから、其の手續も取計はれたい。
昭和二十一年六月十日
東北興業株式會社社長

裏面白紙

大正九年勅令第百六十九號(内務部内臨時職員等設置制の一部を改正する勅令案)

大正九年勅令第百六十九號の一部を次のやうに改正する。
第六條の次に次の一條を加へり。

第六條ノニ 東北振興株式會社ノ業務ノ監督及東北地方ノ振興ニ
關スル各廳事務ノ統一保持ニ關スル事務ニ從事セシムル爲メ内務
省ニ左ノ職員ヲ置キ地方局ニ屬セシム
内務事務官(三級) 專任 一人

附 則
この勅令は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、この勅令は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において施行する。

裏面白紙

昭和三十二年勅令第百五十九號内務省官制の一部を改正する勅令案
附則三十一等勅令第百五十九號の一部分を次のやうに改正する。
第五條に次の一號を加へり。

六 東北興業株式会社ノ業務ノ監督及東北地方ノ振興ニ關スル
農事務ノ統一保橋ニ關スル事項

この勅令は、公布の日から起算して六月を超えないうちにおいて施行する。

地方局

標務課

- 一 地方行政事務用ニ關スル事項
 - 一 地方ニ關係アル重要施設ノ徹底ニ關スル事項
 - 一 町内會部落會等ノ指導ニ關スル事項
 - 一 地方ニ於ケル各種行政事務ノ連絡調整及取締ニ關スル事項
 - 一 北海道ノ林野及拓殖ニ關スル事項
 - 一 東北興業株式會社ノ業務ノ監督及東北地方ノ振興ニ關スル各種事務ノ
 - 一 統一ニ關スル事項
 - 一 他課ノ主管ニ關セザル事項
- 行政課
- 一 購買業務ニ關スル事項
 - 一 都道府縣市町村公共組合其ノ他ノ行政ノ補助及監督ニ關スル事項
 - 一 地方官公吏ノ教育及公吏ノ待遇ニ關スル事項
- 財政課
- 一 都道府縣市町村公共組合其ノ他ノ財政ノ補助及監督ニ關スル事項
 - 一 各種行政中地方費ニ關係アル事項ニ關スル事項

裏面白紙

裏面白紙

課發第二三六號

昭和二十一年六月十八日

内務大臣官房會計課長

内務大臣官房人事課長殿

會計事務促進に要する増員の件

時局の推移に伴ひ會計事務輻輳せるに依り之が事務の圓滑且つ促進を
圖るの要ある爲左記の通り七月一日より三級事務官増置せられる様至
急御取計ひ願ひたい

記

都府縣	警視廳	北海道	本省
四五名	一名	二名	四名

一會計事務促進ニ要スル経費
 時局ノ推移ニ伴ヒ會計事務輻輳セルニ依リ之ガ事務ノ圓滑且ツ促進ヲ図ル
 ノ要フル爲此ノ経費ヲ要ス

款	項	金額	算出内訳
一般費	内務本省	五三、一〇〇	内訳左表ノ通
	地方廳	四九、〇〇〇	
		四八、八〇〇	

會計事務促進ニ要スル経費内訳

区	人員	予算額	金額	予算額(九ヶ月前)	備考
経常部			五五、五〇〇	五三、一〇〇	
内務本省			五、〇〇〇	四九、〇〇〇	
特別給	四	一〇八	四、三二〇	三、二四〇	
賞			一、二九八	九七二	
諸給			二四、七二〇	二五、五四〇	
内國旅費			三、一〇〇	三、一〇〇	
普通	四	四〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	
特別			三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
職員			二、四〇〇	一、八〇〇	
事務	四	六〇〇	七二〇	五四〇	
事務費			一、一六六	一、一四八	

分類	人員	又年額	金額	手帳額	備考
普通	八	五	四八〇	三六〇	
雜費					
特別			三八八・一八五	三八八・一八五	
普通	四八	八〇	三八四〇	二八八〇	

分類	人員	又年額	金額	手帳額	備考
廳費	四	八	一〇・二二〇	一〇・一四〇	
普通			三二〇	二四〇	
特別			九九〇	九九〇	
雜費			一四四四	一一〇八	
地方			五一三・〇〇	四八二・〇〇	
俸給			四八・八〇	二四・五六	
判書俸給	四八	九六	一三・八二四	一〇・三六八	
賞與			五七・二七一	四二・四〇七	
諸給			一九・二〇	一四・四〇	
內國旅費	四八	四〇	二八・八〇	二一・六〇	
旅費			八二・七一	六四・〇七	
車務			三九・八二五	三九・四六五	
廳費			三九・〇二五	三九・〇六五	

山 石 省 馬 國 廣 山 和 香 交 高 大 依 德 宮 庭 洋 形 用 井 川 山 取 根 山 口 島 山 川 銀 日 余 木 時 島 報	局
四 八	

青 岩 福 宮 長 政 洪 山 神 愛 三 泰 祜 興 千 群 嶺 新 長 矣 神 大 京 東 北 營 森 手 島 嶽 嶺 學 校 梨 園 知 自 良 木 城 紫 馬 玉 鴻 崎 岸 川 岐 郡 京 慶 應	局
會計事務促進ニ要スル經費地方愛護職員解任表	



秘水第一三一號

昭和廿一年六月十二日

農林大臣官房秘書課

内務大臣官房人事課長 殿

地方職員定員増加の件

最近における水産物の需給の状況に鑑み今般部道府縣の魚類の鬼出何
配給の整備強化に關する企業及び指導に當らしむるため左記の通り地
方職員（二分の一割切）の定員増加の妥あるをもつて地方官官制中取
正方取り訂はれ及く依りする

此

地方役員（三級） 七七人

15/16

農商省

裏面あり

第...
...
...
...
...

4
x	x	x	二
x	-	四	二

計	沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	鳥根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	石川	福井	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道							
1																																																							
2																																																							
3																																																							
4																																																							

事務官 技 官 計

一水産物出荷配給施設 二要人の経費 (昭和三十一年度)

一水産物出荷統計施設

昭和三年度追加豫算水産局水産課
 要スル經費(前年度事項名)
 魚類出荷統計施設要スル經費

區分	臨時部	前年度豫算額		二十年度要求額		前年比		備考
		數量	單價金額	數量	單價金額	數量	單價金額	
(款)一般費								
臨時諸要務費			一、六〇〇		一、六〇〇			
俸給			六、六八〇		六、六八〇			
養費			九、〇〇〇		九、〇〇〇			
農林技師			九、〇〇〇		九、〇〇〇			
判任			六、四八〇		六、四八〇			
農林技師			三、三〇〇		三、三〇〇			
農林技師			三、三〇〇		三、三〇〇			
農林技師			三、三〇〇		三、三〇〇			
賞與			三、〇九六		三、〇九六			
諸給與			一、六八八		一、六八八			
合計			一、六〇〇		一、六〇〇			

區分	旅費	前年度豫算額		二十年度要求額		前年比		備考
		數量	單價金額	數量	單價金額	數量	單價金額	
旅費		三	六、〇〇〇	三	六、〇〇〇			
判任		六	三、〇〇〇	六	三、〇〇〇			
農林技師		一	六、〇〇〇	一	六、〇〇〇			
職員給		六	三、〇〇〇	六	三、〇〇〇			
業務費		一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			
技術費		一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			
臨時諸要務費		一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			
賞與		一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			
諸給與		一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			
合計		一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇			

區分	數量	單價	金額	前年度豫算額		二十年度要求額		前年比	
				數量	金額	數量	金額	數量	金額
給仕	一人	三〇〇〇	三〇〇〇	一人	三〇〇〇	一人	三〇〇〇	〇	〇
事務費		七二〇	七二〇		七二〇		七二〇		
人員俸子廳費	九	九〇〇	九〇〇	九	九〇〇	九	九〇〇		
特別廳費		九〇〇	九〇〇		九〇〇		九〇〇		
備品費		一五六〇	一五六〇		一五三九		一三〇一		
圖書費		二四〇	二四〇		二四〇		二四〇		
印刷費		一八四〇	一八四〇		一八四〇		一八四〇		
筆墨費		二四五〇	二四五〇		二四五〇		二四五〇		
消耗品		六八〇	六八〇		六八〇		六八〇		
通破費		一〇	一〇		一〇		一〇		
被服費		一〇	一〇		一〇		一〇		
小使服費		一〇	一〇		一〇		一〇		
給仕靴料		一〇	一〇		一〇		一〇		
合計			七二〇		九八三六		六八七九		

區分	數量	單價	金額	前年度豫算額		二十年度要求額		前年比	
				數量	金額	數量	金額	數量	金額
委員會費	廿六	一三五八	一三五八	廿六	一三五八	廿六	一三五八		
區分									
出前計及 備後決定費	二	三六〇	三六〇	二	三六〇	二	三六〇		
出前補助費		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇		五〇〇〇		五〇〇〇		
産業振興補助		一七五〇	一七五〇		一七五〇		一七五〇		
農政改良補助		一〇七〇	一〇七〇		一〇七〇		一〇七〇		
主幹員外勤費		七八八〇	七八八〇		七八八〇		七八八〇		
設備補助費	三八	七五〇	二八五〇	三八	七五〇	三八	七五〇		
設備補助費	三八	七五〇	二八五〇	三八	七五〇	三八	七五〇		
設備補助費	三八	七五〇	二八五〇	三八	七五〇	三八	七五〇		
水産會費		一八〇〇	一八〇〇		一八〇〇		一八〇〇		
地方公共團體補助		二二八〇	二二八〇		二二八〇		二二八〇		
合計			三六〇		三六〇		三六〇		

區分		前年度決算額	二十一年度要求額	前年比	備考
區分	委員數	數量	單價金額	數量	單價金額
旅費	77	77	1,100.00	77	1,100.00
馬交夜多	77	77	1,100.00	77	1,100.00
區分	委員數	數量	單價金額	數量	單價金額
旅費	77	77	1,100.00	77	1,100.00
馬交夜多	77	77	1,100.00	77	1,100.00
委員會費	1	1	380.00	1	380.00
出張計出本員會費	1	1	380.00	1	380.00
價估故定	1	1	380.00	1	380.00
委員會費	1	1	380.00	1	380.00
合計	156	156	2,500.00	156	2,500.00
合計	156	156	2,500.00	156	2,500.00

一縣當委員會費內譯

區分		前年度決算額	二十一年度要求額	前年比	備考
區分	委員數	數量	單價金額	數量	單價金額
旅費	77	77	1,100.00	77	1,100.00
馬交夜多	77	77	1,100.00	77	1,100.00
區分	委員數	數量	單價金額	數量	單價金額
旅費	77	77	1,100.00	77	1,100.00
馬交夜多	77	77	1,100.00	77	1,100.00
委員會費	1	1	380.00	1	380.00
出張計出本員會費	1	1	380.00	1	380.00
價估故定	1	1	380.00	1	380.00
委員會費	1	1	380.00	1	380.00
合計	156	156	2,500.00	156	2,500.00
合計	156	156	2,500.00	156	2,500.00

農業團體其他補助
水產團體補助
林業補助

説明参考書整理表

一	職員事務分擔	別紙添付
二	経費區分表	ナシ
三	計画年割表	ナシ
四	経費支出年割表	ナシ
五	收入豫定額	ナシ
六	豫算外契約ニ関スル要求書	ナシ
七	繰越明許ニ関スル要求書	ナシ
八	補充費途ニ関スル要求書	ナシ
九	補助金交付要綱	地方産業職員設置補助規則 農林水産団体職員設置補助 規則ニ接シ
一〇	補助金負擔区分調	別紙添付
一一	説明参考書	別紙添付

裏面白紙

一 職員事務分擔表

事項	技師	属	助手	計
一 鮮魚介類出荷計画 ^並 指導 ^並 関係事務	三	一	一	三
一 水産製品生産並配給 ^並 関係事務	三	一	一	三
一 水産食糧品価格協定 ^並 指導 ^並 関係事務	三	一	一	三
計	九	三	三	三

裏面白紙

裏面白紙

一、補助金員償還分調

種別	多業主体補助金本額	多業主体補助率	国庫補助金	地方負担区分	備
地方公共団体補助	三九、四〇〇	二分一	三九、四〇〇	都道府県	
保給及林費	一六、九四〇	二分一	八四、七〇〇	都道府県	
委員會費	二一〇、〇〇〇	全額	二一〇、〇〇〇	都道府県	
農業団体其他補助	四、四三七、四〇〇		三、二一八、七〇〇	都道府県	
水産団体補助金	四、四三七、四〇〇		三、二一八、七〇〇	都道府県	
水産業會補助金	一、七二〇、〇〇〇	二分一	八三、六〇〇	都道府県	
漁業會補助金	四、二六〇、〇〇〇	二分一	二、一三五、一〇〇	都道府県	

說明參考書

一 要求理由

最近ニ於ケル水産物ノ需給状況ニ新通貨対策莫ク他諸情勢ニ對処シ口民大衆ノ即應也鮮魚介ノ計畫的配給ノ實現ヲ期スル為リ「リ」制ヲ主軸トスル生産出荷配給ノ強化ヲ圖ルト共ニ兼ニ「食糧緊急措置要綱」ノ閣議決定ニ基キ鮮魚介ノ價格及配給ノ統制ヲ再實施セントス

因ツテ中央及地方ニ價格ノ協定及出荷配給ノ綜合的調整ヲ圖ル為官民協議會ヲ設置シ又末端配給ニ付テハ小賣業者ノ配給組織ヲ整備シ適正公平ナル割当配給ヲ強化セントス

之ガ運「營」ニ遺憾「キ」ヲ期スル為メ本省ニ於テ直接出荷ノ督勵及配給ノ指導並ニ價格ノ設定ヲ行フト共ニ都道府縣ノ魚類ノ蒐出荷配給整備強化ニ関スル計畫及指導ニ當ラント外第一線ヲ充實スル為メ漁業會ヲシテ現地ニ於ケル指導督勵ヲ強化シ以テ水産食糧品ノ供給ヲ確保セントス仍テ本經費ヲ要ス

二 事業計畫

(1) 本省事務職員ノ設置

口民生活中必需食糧品水産物ノ集出荷並ニ配給ニ關スル計畫ノ樹立及適正價格ノ設定ニ責任セント共ニ主要食糧及燃料等ノ重要資材ノ引換割ニ依ル集出荷ニ付テハ特ニ引換割ノ嚴格適正ナル実行ヲ常時監察シ集出荷ノ確保ヲ圖ル為メ「監」所現地ニ於テ之ガ監督官ヲシテ要マルヲ以テ「中」三各屬三名「技」三名ヲ設置セントス

(2) 漁獲調査ノ設置

漁獲物ノ量ハ天候海況漁況等ニ支配セラルル莫ク為ニ計畫的出荷又ハ適正價格ノ制定ヲ阻害スル原因トナルミズ殊ニ魚價ヲ支配スルハ漁業經營事情又ハ一般經濟事情ナルヲ以テ此等ノ情勢ヲ常ニ闡明シシ核動的措置ヲ構セザルベカラス依ツテ全口主要生産地ノ民間人五十人ヲ囑託負トシ水産食糧供給ノ確保上主要「中」事項ヲ調査連絡セシメ企画資料ニ供セテス

(ハ) 委員会、開催

(ニ) 出荷者、奨励費

水産食糧品ノ種類及其生産数量ハ地方的時期的ニ相異スルヲ常トシ価格モ亦変動スベキモノナルヲ以テ生産者加工業者並ニ荷役関、荷受機、配給機、肉並ニ消費者代表及肉保官等ヲ組織員トスル出荷計画委員会及標準価格協定委員会ヲ開シ中央ニ常置シ毎月一回ノ定期委員会ト臨時委員会ヲ開シ催シ全国ノ出荷計画並ニ標準協定価格ヲ決定セントス

中央ニ於テ法定セル出荷計画及標準協定価格ヲ基準トシ地方廳ニ於テ法定セントスル玉荷、機、肉、別玉、荷、計、画、及、協、定、価、格、ノ、制、定、ニ、付、指、導、連、絡、ニ、当、ラ、シ、ル、ト、共、ニ、出、荷、機、肉、ニ、對、シ、テ、引、換、制、ノ、監、督、出、荷、ノ、促、進、指、導、及、荷、受、配、給、機、肉、ニ、對、シ、テ、適、正、配、給、ノ、指、導、監、督、ニ、從、事、セ、シ、ル、為、本、省、職、員、ヲ、全、國、九、地、方、ニ、長、期、出、張、セ、シ、テ、内、部、配、給、ヲ、供、給、ヲ、図、ラ、ン、ト、ス

算出基礎

出張地	單価	日	荷	内	鉄	回	合	備
		備	内	道	数	計	考	
北海道	二八五一	六一日	六〇夜	六八五	三	八五五三		
東北	一四七一	三一日	三〇夜	三八五	二	二九四二		
東海	一四五六	三一日	三〇夜	三七〇	二	二九一二		
北陸	一四八一	三一日	三〇夜	三九五	二	二九六二		
近畿	一四八一	三一日	三〇夜	三九五	三	四四四三		
中國	二六八一	六一日	六〇夜	五一五	三	八〇四三		
四國	二六六一	六一日	六〇夜	四九五	二	五三三二		
九州	二九五二	六一日	六〇夜	七八五	二	五九〇二		
關東	一八一	二一日	二〇夜	八五	一	八九三一		
計						五〇、〇〇〇		

(ホ) 地方公共団体補助

出荷機、肉、燃料ト引換制ノ監視、指導ヲ實施セシムルト

共ニ配給機関ノ適正配給ニ関スル指導監督ノ任ニ當ラシムル爲、専任職員ヲ設置ニ要スル経費ヲ助成スルト共ニ地方廳ヲ中心トスル委員會ヲ設置セシメ中央ノ指示ヲ基準トスル出荷機内別出荷計画並ニ陸揚地又ハ消費地ニ於ケル協定価格ヲ協議決定セシムルニ要スル経費ヲ補助セントス

(ハ) 水産業會補助

都道府県水産業會ヲシテ都道府県出荷機内ノ指導ニ従事セシムル爲、主要出荷三入府県ニ對シ各ニ名宛専任職員ノ設置ニ付補助セントス

(ニ) 漁業會補助

漁業ヲシテ地方協議會ニ於テ決定セル出荷計画及協定価格ニ基キ、主要食糧及燃料ノ引換制ニ依ル魚類ノ集荷並ニ適正価格ノ出荷実務ヲ担当セシムル爲、補助職員ヲ設置セシメ之ヲ運送ヲ適正ナラシム



文部省第二七八号

昭和廿一年六月二十二日

文部大臣官房

内務大臣官房人事課長 殿



地方補助職員定員増加の件
付録表に初以良増補事案強正に伴ふ百定試設事案強元のため別表の六
縣地方定員試験物に之が本任職員(全員補助)を改置する要かあるの
で地方官制中改正方制取計以ひたく改置する

裏面白紙

特殊農作物改良増殖事業強化に伴う指定試験設置予定地
 (農政司特産課)

作物名	改訂候補地	旧候補地
猪三権	高知	(島根)
黄蜀葵	広島	(埼玉)
菌	広島	(岡山)
人参	長野	(長野)
二島南	大分	(大分)
河蕪	群馬	(群馬)

農 林 省



丙申七一四号

昭和二十一年七月一日

厚生大臣及房祕書課長

内務大臣及房人事課長殿

救済福祉事業指導職員定員配置訓令に関する件
標記の件別表のとほり、定員配置訓令方常取計ひ
願ひたい。

裏面白紙

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十

...

原本不明瞭

6

府 北	府 高	府 山	府 大	府 新	府 三	府 三	府 大	府 大	府 大	府 大	府 大	府 大	府 大	府 大	府 大	府 大	府 大	府 大	府 大	府 大
二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

一三九
一三九
二六二

三級事務官

二級事務官

三三三
一一四

原本不明瞭

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	
三	二	二	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
九	九	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	

改訂年表

原本不明瞭

五

受	及	局	議	台	日	月	付	受
第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日

大臣

次官

国土局長

主計課長

事務官

土木係

文書課長

人事課長

河川課長

道路課長

建築係

昭和昭和廿二年十月廿日 日 月 日 日 日 日 日 日 日 日

決判 月 日文書課長 施行 月 日

裏面あり

日	月	第
第	第	第
送	送	送
受	受	受
月	月	月
日	日	日

運輸省

大臣 平塚

次官 平山

官房長 秋山

人事課長 足羽

文書課長 岸川

服務職員 種本

岡

木村

高橋

○

請議案

內務大臣
運輸大臣

內閣總理大臣宛

港灣會議官制制定等ノ件
港灣會議官制を制定す。必要があるの
で別紙勅令案及び理由書を添へて。閣
議を請ふ次第である。

裏面白紙

裏面あり

勅令第

号

港湾會議官制

第一條 港湾會議は運輸大臣の監督に屬し、
その諮問に應じ、港湾に關する重要事項を調
査審議する。

港湾會議は前項の事項につき關係各大臣
に建議することがある。

第二條 港湾會議は議長一人及び議員四十人
以内でこれを組織する。

特別の事項を調査審議するため必要がある
ときは臨時議員を置くことができる。

第三條 議長は運輸大臣をこれに充てる。

議員及び臨時議員は關係各廳の官吏及び

學識経験ある者のうちから、運輸大臣の奏請により、内閣にかしこめを命ずる。

第四條 議長は、會務を総理する。

議長は、事故があるときは、運輸大臣の指名する議員かその職務を代理する。

第五條 議長は、必要があるときは、部會を設け、その所掌事項を分掌させることができる。

部會の部會長を置く。議長がこれにあたる。

議員及び臨時議員の所属部會は議長がこれを指定する。

議長は、必要と認めるときは、二の部會の共同會議を開くことができる。

第六條 議長は、特に總會を開く必要があると認め

裏面あり

左場会ノ外部會又は合同會議ノ議決を、港灣會議ノ議決とする事カビシヨ。

第七條 港灣會議ニ幹事を選出、運輸大臣ノ奏請ニ依リて内閣ニおいてこれを命ず。

幹事は議長ノ指揮を承け、庶務を整理す。

第八條 港灣會議ニ書記を置キ、運輸大臣カこれを命ず。

書記は上司ノ指揮を承け、庶務に従事す。

附則

第九條 この勅令は、公布の日からこれを施行す。

第十條 土木會議官制ノ一部を次の如ク改正す。

第一條第一項中、「港灣」を削す。

第五條第一項中、「河川部會及港灣部會」を

父河川部會に改め。

裏面白紙

理由

絶戦による生じた新事態に對應し、民生の
安定並びに産業の振興上、港湾機能の増進
並びに効率化を(國)としては、緊急の要務に属す
るので、港湾の統籌管理運営等、港湾に關する
基本方針を確立するため、港湾會議を設置し、
重要事項を調査審議させるの必要があるため
である。

裏面あり

土木會議官制

(昭和八年八月)
勅令第二百二十五號

第一條 土木會議ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ道路、河川、港灣其ノ他土木ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

土木會議ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 土木會議ハ議長一人及議員四十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時議員ヲ置クコトヲ得

第三條 議長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

議員及臨時議員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 議長ハ會務ヲ總理ス

議長事故アルトキハ内務大臣ノ指名スル議員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 土木會議ニ道路部會、河川部會及港灣部會ヲ置ク

部會ニ部會長ヲ置ク議長之ニ當ル

議員及臨時議員ノ所屬部會ハ議長之ヲ指定ス

議長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ二ノ部會ノ合同會議ヲ開クコトヲ得

第六條 議長ニ於テ特ニ總會ヲ開クノ必要アリト認メタル場合ヲ除クノ外部

會又ハ合同會議ノ議決ヲ以テ土木會議ノ議決トス

第七條 土木會議ニ幹事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ議長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條 土木會議ニ書記ヲ置ク内務大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

六

受及				合議局				西及受付日			
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

152

新令案を提出する。
 主査官の報告を
 閣議に提出する。
 閣議決定する。

委員
 二九
 30/9

大臣 陸

次官

人事局長

主査官

昭和三年 六月十八日

日 月 日

裏面あり

日	月	第
第	第	第
號	號	號
受	受	受
月	月	月
日	日	日

右内務省に請ふ。

内務省に請ふ。

大臣

朕は、内務省調査部臨時設置制案の勅令を裁
可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十一年 月 日

内閣總理大臣
内務大臣

勅令第 号

内務省調査部臨時設置制

臨時に内務省に調査部を置き、左の事務を掌ら
せらる。

一 聯合國軍需司令官の要衣に基く公費陸海
の調査の處分に関する事項

二 聯合國軍需司令官の要衣に基く公費陸海
會その他の團體の統制の指示に関する事項

大日本帝國政府

三 聯合國軍需司令官の要衣に基く公費陸海
軍特検又は陸海軍特別志願隊特検である

四 左の他の聯合國軍需司令官の要衣に基く調査
に特別に内務大臣の所管に属せしめらるる事項

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

内務省内臨時職員設置制の部を次の如くに
改めらる。

一 専任二十八人を、専任五十八人に、内二人を、内
一人を、専任百五十四人を、専任二百七十八人に
改めらる。

二 専任二百七十八人を、専任二百七十八人に、内
一人を、専任百五十四人を、専任二百七十八人に
改めらる。

三 専任二百七十八人を、専任二百七十八人に、内
一人を、専任百五十四人を、専任二百七十八人に
改めらる。

九人

めくられず

朕は、内務省調査部臨時設置制等の勅令と裁
可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御 西
昭和二十一年 月 日

内閣總理大臣
内務大臣

勅令第三三三三号
内務省調査部臨時設置制

臨時に内務省に調査部を置き、左の事務を掌らし
せる。

- 一 聯合國調査員令の長官の委任に基き、返還物件等
の調査の處分を掌する事務
- 二 聯合國調査員令の長官の委任に基き、政令協助
會その他之團體の設立の指止等を掌する事務

大日本帝國政府

四 内務省所屬事務に關する海外關係事務の總
括に關する事務



の勅令は、公布の日から、これを旅行する。

内務省臨時職員設置制の部を次の如くに
改めする。

一 專任二十八人を、專任出十八人に、内二人を、内
一人を、專任百五十四人を、專任に五十二人に
改める。

二 專任二百八十七人を、專任二千四百八十
九人に改める。

朕は、内務省調査部臨時設置制等の勅令と裁
可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御 西

昭和二年 月 日

内閣總理大臣
内務大臣

勅令第...

内務省調査部臨時設置制

臨時に内務省に調査部を置き、左の事務を掌ら
せらる。

- 一 聯合國調査司令の官制の調査に基き、送還物件等
の調査の事務に當りしる事務
- 二 聯合國調査司令の官制の調査に基き、送還物件等
會同の他の團體の統制の事務に當りしる事務

大日本帝國政府

都府縣各臨時職員等設置制の勅令を
次の如くに改正する。

- 第一條中「專任二十九人」を「專任三十人」に、專
任六百六十八人」を「專任五百六十八人」に改める。
- 第二條中「專任三十一人」を「專任三十八人」
に、專任二千六百七十八人」を「專任二千六百七十
九人」に改める。

裏面白紙

内務省臨時職員設置制

大正九年九月十日

勅令第百六十九號

所管行政事務ニ従事セシムル為内務省ニ左ノ職員ヲ置ク

内務事務官

專任二十八人

二級

内三人ヲ一級ト為ストス

内務技官

專任一人

一級

專任百六十七人

二級

内一人ヲ一級ト為ストス

内務事務官又ハ内務技官

專任七百五十四人

三級

大日本帝國政府

都廳府縣等臨時職員等設置制

昭和二年八月二十九日
勅令第三百八十五號

第一條 東京都二丘ノ職員ヲ置ク 二級

地方事務官 二級

專任二十九人 二級

地方技官 二級

專任一人 二級

地方事務官又ハ地方技官 二級

專任五百九十一人 三級

第一條ノ二 警視廳二丘ノ職員ヲ置ク 三級

地方事務官 二級

專任一人 二級

地方技官 二級

專任一人 二級

地方事務官又ハ地方技官 三級

專任一人 三級

警視廳 一人 三級

警部 一人 三級

第一條ノ三 北海道廳二丘ノ職員ヲ置ク

地方事務官 二級

專任三十七人 二級

地方技官 二級

專任一人 二級
二級内ノ人ヲ一級ト
爲スルコトヲ得

地方事務官又ハ地方技官 二級

專任二千百七十七人 三級

警視廳 一人 三級

書部 一人 三級

Handwritten text on a page, possibly a ledger or account book. The text is arranged in columns and rows, with some characters appearing to be numbers or symbols. The page is numbered 127 (72) in the bottom right corner.

裏文書

裏面白紙

第一條ノ四 府縣ニ通ジテ之ノ職員ヲ置

地方事務官

專任五百四十七人

二級

地方技官

專任 人

二級

地方事務官又ハ地方技官

專任五百三十九人

警視 人

警部 人

前項職員ノ各府縣中ノ定員ハ内務大臣
之ヲ定ム

裏面白紙

府縣配置表

青	岩	瀨	宮	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	栃	茨	千	群	埼	埼	新	長	兵	神	大	京	北	管	東
手	島	城	野	早	賀	梨	岡	知	重	良	木	城	葉	馬	玉	湯	崎	厚	川	阪	都	道	廳	京		
<p>二級事務官 三級事務官</p>																										

沖	鹿	尾	佐	大	高	愛	香	德	和	山	廣	國	島	鳥	富	石	福	秋	山							
總	島	崎	本	質	分	岡	和	媛	川	島	山	口	島	山	根	取	山	川	井	田	形					
<p>二級事務官 三級事務官</p>																										

合計
六五
九六

裏面白紙

調査部員改正表

官名	現在定員	減員	改正定員
勅任調査官	二	△一	一
書記官	三	△一	二
事務官	二	△一	一
理事官	二	△一	一
庶務官	四	△一	三
技手	五	△一	四

地方被
九 文 七

△ △
二 一
八 九
又 四
九 文
△ △
△ △
△ △
△ △
△ △
△ △

特種物件、受領処理経費並に海運費、及の調査費と要す。豫算要求書

臨時 費部	別	日	金	額	備	考
臨時諸要務費						
		俸給	五九〇四〇〇〇			
		諸給	二〇六三九六			
		事務費	五三〇八四〇			
		接待費	四六三六四			
		報償費	一〇〇〇〇〇			
		保管輸送費	二六〇〇〇〇			
			三〇〇〇〇〇			

事由

聯合軍へ日本に存在し、要求せしむる業務の整理に、旧軍需部として、省
置、廃棄品の調査、旧軍需部、調査費の發給、及北方艦隊の負担、兵隊の
のたが、又今後その増加の豫想せしむる、これを中心とし、尙有る及
此の豫、行政中、兵隊の密接な接し、保も、その部面の機能も、注也
人為、事件の経費と要す。

特選の品々を、後列の品々を、臨時に採集し、その調査等、要する経費、内訳（後表の分）

區	分	八身一人半額	金	新要額	備	考
三級事務官	給與	九二	四八〇〇	三三〇〇	四月半	
二級事務官	給與	九二	六二〇〇	四二〇〇	四月半	
一級事務官	給與	九二	七六〇〇	四九〇〇	四月半	
普通	給與	九二	八一〇〇	五〇〇〇	四月半	
臨時請願費	給與	九二	九二〇〇	六〇〇〇	四月半	
三級事務官	給與	九二	一、一四〇〇	七〇〇〇	四月半	
二級事務官	給與	九二	一、二八〇〇	八〇〇〇	四月半	
一級事務官	給與	九二	一、八二〇〇	九八〇〇	四月半	
普通	給與	九二	二、一四〇〇	一、一四〇〇	四月半	
臨時請願費	給與	九二	二、二八〇〇	一、二八〇〇	四月半	

區	分	八身一人半額	金	新要額	備	考
三級事務官	給與	九二	四八〇〇	三三〇〇	四月半	
二級事務官	給與	九二	六二〇〇	四二〇〇	四月半	
一級事務官	給與	九二	七六〇〇	四九〇〇	四月半	
普通	給與	九二	八一〇〇	五〇〇〇	四月半	
臨時請願費	給與	九二	九二〇〇	六〇〇〇	四月半	
三級事務官	給與	九二	一、一四〇〇	七〇〇〇	四月半	
二級事務官	給與	九二	一、二八〇〇	八〇〇〇	四月半	
一級事務官	給與	九二	一、八二〇〇	九八〇〇	四月半	
普通	給與	九二	二、一四〇〇	一、一四〇〇	四月半	
臨時請願費	給與	九二	二、二八〇〇	一、二八〇〇	四月半	
三級事務官	給與	九二	二、四二〇〇	一、四二〇〇	四月半	
二級事務官	給與	九二	二、五六〇〇	一、五六〇〇	四月半	
一級事務官	給與	九二	三、一〇〇〇	一、一〇〇〇	四月半	
普通	給與	九二	三、四二〇〇	一、四二〇〇	四月半	
臨時請願費	給與	九二	三、五六〇〇	一、五六〇〇	四月半	

臨時諸要務費	地方廳分	接給費	給與	普通	三級事務官	二級事務官	一級事務官
六九	四六	六八	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九

臨時諸要務費	地方廳分	接給費	給與	普通	三級事務官	二級事務官	一級事務官
六九	四六	六八	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九

三級事務官
二級事務官
一級事務官
六九

保 管 輸 送 費	特 殊 査 査 費		
三 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 六 〇 二 〇 〇	五 三 四 八 五	
三 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 六 〇 二 〇 〇	五 三 四 八 五	

裏面白紙

特殊物件(受領)整理指書由及陸海軍停校の調査等(要する経費内譯(別送連加分))

區	令	八	八	令	所	備	考	
本	有	分	八	八	令 <td>所</td> <td>備</td> <td>考</td>	所	備	考
臨時	給	費	二	二	二	二	二	二
二級	事務	官	二	二	二	二	二	二
三級	事務	官	二	二	二	二	二	二
請	給	與	二	二	二	二	二	二
內	國	旅	費	一	一	一	一	一
普	通		一	一	一	一	一	一
二級	事務	官	一	一	一	一	一	一
三級	事務	官	一	一	一	一	一	一

區	令	八	八	令	所	備	考	
報	償	費	一	一	一	一	一	一
調	査	費	一	一	一	一	一	一
特	殊	費	一	一	一	一	一	一
普	通	費	一	一	一	一	一	一
雜	費	一	一	一	一	一	一	一
廉	費	一	一	一	一	一	一	一
事	務	費	一	一	一	一	一	一
應	給	金	一	一	一	一	一	一
慰	勞	金	一	一	一	一	一	一
臨	時	手	當	一	一	一	一	一

区 本 省	一級事務官	二級事務官	三級事務官	地方 廳	二級事務官	三級事務官
現在定員	一 三 二	二 〇	四 五	六 五	九 七	
新 追加 定員	一 五 一	一 五 二	三 四	四 六	六 九	
計 員	二 八 一	三 五 二	七 九	一〇 一	一五 六	
増 減 △	△ △ △	△ △ △	△ △ △	△ △ △	△ △ △	
	一 六 一	三 六 一	二 三 六	一 九 八	二 八	

裏面白紙

本省職官配置豫定表

區分	本省	總務課	一課	二課	三課	四課	橋本	大坂	佐保	横須賀	仙台	計
一級事務官	一											
二級事務官	五	一	一	一	一	一	二	一	一			七
三級事務官	一	一	一	一	一	一	六	一	一			一七
四級事務官	二											二
合計	四一	九	八	八	八	八	二	二	二			四三

内務省

調査局

總務課

- 一 内務省所管事項ニ関スル涉外関係事務ノ總括ニ関スル事項
- 一 聯合國最高司令官ヨリ日本政府ニ返還ヲ受クル舊軍需品等ノ受領及保管ニ関スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル事項

第一課

- 一 聯合國最高司令官ヨリ日本政府ニ返還ヲ受クル舊軍需品等ノ中原素材類輸送機器及燃料類ノ處分ニ関スル事項

第二課

- 一 聯合國最高司令官ヨリ日本政府ニ返還ヲ受クル舊軍需品等ノ中原素材類輸送機器及燃料類以外ノモノノ處分ニ関スル事項

内務省

- 一 聯合國最高司令官ノ要求ニ基ク掠奪品ノ調査及處分ニ関スル事項

第三課

- 一 聯合國最高司令官ノ要求ニ基ク政黨協會其他ノ団体ノ結成禁止等ニ関スル事項

第四課

- 一 聯合國最高司令官ノ要求ニ基ク正規陸海軍將校又ハ陸海軍特別志願將校タル者ノ調査等ニ関スル事項

裏面白紙

地方廳職員事務分担概要		級別
主要介理事務	係事務	
予算経理歳入内係事務 特殊物件受領処分内係事務 掠奪押收物件内係事務 陸海軍特扶調査内係事務 政黨訪社内係事務		二
		三
		二
		三
		三
		三
		三
		二
		三
		二
		三
		三
		二
		三
		三

内務省

調査局（假稱）設置要綱

一 趣 旨

聯合軍の占領政策に即應して、内務省關係涉外事務の圓滑迅速なる運営と聯合軍の指令に依る所妥の諸調査等を急速適確に處理する爲内務省に一局を新設すると共に地方廳處の機構を充實しようと思ふ。

二 要 領

- (1) 内務省に調査局（假稱）を設け現在の調査部は之を廢止する
- (2) 調査局の所掌事項は概ね次の様なものとす

（イ）聯合軍の覺悟等に基く舊軍人に關する次の事項

- (A) 正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願隊備將校（以下舊軍人と云ふ）の調査（移動調査を含む）
 - (B) 舊軍人の調査の分類整備（移動に伴ふものを含む）
 - (C) 舊軍人の調査の聯合軍への報告（移動に伴ふものを含む）
- （ロ）聯合軍の覺悟等に基く返還物件、掠奪物件等の調査及處分に關する事項

（ハ）聯合軍の覺悟等に基く返還物件等の他の歸還の達成の禁止等に關する事項

（ニ）終戦連絡に關する事項

（ホ）其の他聯合軍の指示に依る諸調査及其の處理

（ロ）内務省の職務の整備に則應し地方廳に所妥の職員を増置する等必要なる措置を講ずること

調査局（假稱）の所掌事項の概要
舊軍人に關する事項

(1) 正規陸海軍將校及陸海軍特別志願豫備將校につき本年七月十日迄に其の住所地の市町村長に一定様式の申告書を提出せしめること

(2) 尙届出事項に変更を生じたときは市町村長に変更届を提出させること

(3) これらの届出はすべて地方長官と内務大臣とに提出されること
(4) 尙今後内地に歸還した舊軍人については一定期間内に前各説の様を措置を採ること

(5) 従つて現在内地に住所を有する舊軍人に行へば七月十日迄に調査することになるわけであるが之を内務省に於て分類整備する事務があるわけであり尙未歸還者が尙相當多數に上るので將來引續いて同様の事務を處理する必要がある加之所謂職業軍人の概数は
軍人に遷する状況であるので將來現在の職業現任

所等届出事項中變更を豫想されるものが相當あると考へられるので之が處理はかなり水滸的に行はなければならぬ、

(6) 以上の措置を充分に行つた後聯合軍に報告をするわけであるが此の報告に基き更に調査を命ぜられることも豫想される
→ 返還物件、掠奪物件に關する事項

(1) 此の點に關しては既に調査部に於て着々所要の事務を進捗せしめて居り概ね返還物件の受領に關しては大略完了して居るが其の處分に付いては未だ充分でなく極力速かに處理する必要があるが何分多量な物件であるので其の完了迄には尙日時を要すると共に完了後に於ても帳簿の整理等金錢の處分現在收入済三〇%の事務が残るわけである

(2) 掠奪物件は一應調査の完了し聯合軍に報告済みであるがその處分等に行いては將來の問題である

→ 政黨協會等に關する事項
(1) 主要役員に關する届出

補成員に關する届出

(8) 届出事項の変更に關する届出

(9) 解散團體の資産の調査

(5) 週報の提出

(6) 聯合軍への報告

四 終戦連絡に關する事項

(1) 終戦連絡中央事務局との連絡其他内務省關係涉外事項

(2) 地方廳の涉外事項の指導督勵

(8) 涉外關係豫算に關する事項

五 其他聯合軍の指示に依る諸調査及其の處理

(1) 内務省宛指示ありたる諸調査及其の處理

(2) 日本政府宛指示ありたる諸調査等にして所管不明の爲内務省に

於て處理するを要する事項

區 分	調査局(假稱)設置ニ伴ハ職員額		増	減	新 要 員
	現在員	増減			
一級事務官	二	一	一	一	三
二級事務官	一三	六	一	一	二
三級事務官	二〇	一〇	一	一	一
高等事務官	一	一	〇	一	五
地方廳	四五	〇	一	〇	一
〇二級事務官	六五	二五	一	一	九六
〇三級事務官	九七	二七	一	一	八六
高等事務官	四六	一	一	一	九二

裏面白紙

特殊物件關係本省職員增減內譯

區分	現在人員			增減			所要員		
	本 部	支 局	支 店	本 部	支 局	支 店	本 部	支 局	支 店
一級事務官	二	一	一	△	△	△	一	一	一
三級事務官(書記官)	一三	六	二	△	△	△	一〇	四	一
“(事務官)	二〇	一〇	五	△	△	△	一四	六	三
“(理事官)	二	一	一	△	△	△	一	一	一
三級事務官	四五	三〇	一三	△	△	△	三五	二六	一
合計	九	六	六	△	△	△	三六	二六	一

裏面白紙

裏面白紙

抜擢強化ニ依ル増員内譯

事項	二級事務官			三級事務官		
	一	二	三	一	二	三
歩外関係事務監査						
旧陸海軍正統將校ニ関スル調査						
資格審査ニ関スル事項				一	二	三
政黨結社團體ノ結成禁止ニ関スル事項						
終戦連絡ニ関スル事項						
掠夺押収物件ニ関スル事項				一	二	三
爆弾毒ガス處理ニ関スル事項						
其他聯合軍指示ニヨル諸調査及處理						
				九	九	六
				五	五	託

調査高分類規程 (案)

監査室

一 渉外事務、監査ニ関スル事項

總務課

一 渉外事務、總括ニ関スル事項

二 特殊物件處理事務、總括ニ関スル事項

三 庶務、主管ニ属セザル事項

經理課

一 特殊物件收入ニ関スル事項

審査課

一 聯合軍ノ覺書ニ基ク同軍人ノ調査及身上審査等ニ

関スル事項

二 聯合軍ノ覺書ニ基ク敗寇兵等ニ関スル事項

保全課

一 掠奪品ニ関スル事項

二 兵器、毒薬、野戦ニ関スル事項

物資第一課

一 特殊物件中ノ農産物、運輸物、通信物、厚生物、商産物

ニ関スル事項、大蔵省、農林省、新管ニ属スルモノノ處理ニ関

スル事項

物資第二課

一 特殊物件中ノ前項ニ外、各省所管ニ属スルモノノ處理ニ関スル

事項

裏面白紙

地方廳増減の譯

	特殊物件減員	機構擴張ニヨリ増員	
<p style="text-align: center;">二級事務官</p> <p>北海道京都大阪神奈川 兵庫奈良山梨滋賀長崎 福島岩手山形秋田福井 富山鳥取高松福山徳島 香川愛媛佐賀長門高松 福岡</p>	<p>北海道京都大阪神奈川 兵庫奈良山梨滋賀長崎 福島岩手山形秋田福井 富山鳥取高松福山徳島 香川愛媛佐賀長門高松 福岡</p>	<p>北海道京都大阪京都 神奈川兵庫愛知富山 福島長崎北七各二名 その他八名一名</p>	<p style="text-align: center;">計</p> <p>二〇 三六 五六</p>
<p style="text-align: center;">三級事務官</p> <p>北海道東京大阪京都 兵庫長崎新潟群島千葉 茨城栃木宮城神奈川富山 岡山鹿島山形徳島高松福岡 大分宮崎鹿児島熊本 熊本二名</p>	<p>北海道東京大阪京都 兵庫愛知富山福島 長崎新潟群島千葉 茨城栃木宮城神奈川 富山岡山鹿島山形 徳島高松福岡大分 宮崎鹿児島熊本 熊本二名</p>	<p>北海道東京大阪京都 兵庫愛知富山福島 長崎新潟群島千葉 茨城栃木宮城神奈川 富山岡山鹿島山形 徳島高松福岡大分 宮崎鹿児島熊本 熊本二名</p>	<p style="text-align: center;">計</p> <p>四〇 七二 一一二</p>
			八五
			三一

昭和二十一年度速達物資受領に伴ヒ要スル豫算要求書

款	項	目	金額	備考
臨時部	臨時諸要務費	俸給	一六、二六八、〇〇〇	内譯別紙ノ通
		賞與	一七、二八二、〇〇〇	
一般費	臨時諸補助金	諸給與	五、一八四、〇〇〇	
		事務費	七、三一九、〇〇〇	
		接待費	三、七六四、二六〇	
		保管及輸送費	二、三〇〇、〇〇〇	
		地方廳事務補助	一四、六二五、〇〇〇	
			八〇、〇〇〇	
			八〇、〇〇〇	

事由

昭和二十年九月二十四日附聯合軍最高司令節ヨリ帝國政府ニ對スル覺書ニ依リ日本軍隊ヨリ聯合軍ニ引渡スベキ補給品、資材及裝備品ハ民間救済ノ爲帝國政府内務省ニ返還セラレルトナリ十月以降之等物件ノ受領並ニ處分ニ関シ銳意之カ進捗ヲ圖リツツアル處前年度ニ引續キ在事所處理ノ爲此ノ經費ヲ要ス

昭和二十一年度返還物資受領二件に要スル經費内詳

區分	人員	一人年額	金額	二十一年度新要額 (四月半)	二十一年度前年額 (四月半)	區分	備考
本省分			六九二八五四	四九二、〇〇〇	三九九、〇〇〇	九三、〇〇〇	
臨時諸要務費			一七六、七〇〇	六六、二六二	四四、一七五	二二、〇八七	
勅任俸給	二	四六、五〇〇	九三、〇〇〇	二四、八七〇	二、三二五	一一、六二〇	
勅任俸給	二	四六、五〇〇	九三、〇〇〇	二四、八七〇	二、三二五	一一、六二〇	
委任俸給	三五	二一、八〇〇	七五二、〇〇〇	四四五、〇〇〇	二九、七〇〇	一四、八五〇	
書記官	一三	三六、〇〇〇	四六八、〇〇〇	一七、五五〇	一、七〇〇	五、八五〇	
事務官	二〇	三三、六〇〇	六七二、〇〇〇	二五、二〇〇	一六、八〇〇	八、四〇〇	
理事官	二	四〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	一、二〇〇	六、〇〇〇	
判任俸給	四五	二〇、八〇〇	九三六、〇〇〇	一八、二二五	一、二二五	六、六七五	
賞與			五三、〇〇〇	一九、八七八	一、三二五	六、六二六	
諸給與			一三、四九二	八、七二五	五、二〇六	三、五二五	
内國旅費			一〇、二七九	七、五二〇	四、四七二	三、一三二	

區分	人員	一人年額	金額	二十一年度新要額 (四月半)	二十一年度前年額 (四月半)	區分	備考
普通	三五	八、〇〇〇	二、八〇〇	八、四七五	五、六五〇	二、八二五	
高等官	四五	四〇、〇〇〇	一、八〇〇	六、七五〇	四、五〇〇	二、二五〇	
特別			六、二九二	五、九七五	三、三九二	二、六〇五	
慰勞金			七、四一六	二、七八一	一、八五四	九、二七〇	
雇員給	四五	四八、〇〇〇	二、一六〇	八、一〇〇	五、四〇〇	二、七〇〇	
備人料			三、二二〇	一、一七〇	七、八〇〇	三、九〇〇	
給仕	六	二四、〇〇〇	一、四四〇	五、四〇〇	三、六〇〇	一、八〇〇	
小使	四	四二、〇〇〇	一、六八〇	六、三〇〇	四、二〇〇	二、一〇〇	
事務費			九、八二二	八、八六〇	五、九四七	二、九一四	
廉費			七、九二二	七、三三二	四、八九二	二、四四一	
普通			九、〇二〇	三、三八二	二、三五五	一、一三七	
特殊			七、〇〇〇	七、〇〇〇	四、六六六	二、五三三	

區	分	諸給與		人員	人員額	額	二十一年度前總額 (前月)	區	本	分
		内國亦費	善通							
事務	庶務費	九七	六五	二八〇〇	五〇	二二二,三〇〇	二〇四,二〇〇	一三六,一三二	六八,〇六七	
	備給	九七	六五	二八〇〇	五〇	二二二,三〇〇	二〇四,二〇〇	一三六,一三二	六八,〇六七	
	備給	九七	六五	二八〇〇	五〇	二二二,三〇〇	二〇四,二〇〇	一三六,一三二	六八,〇六七	
	備給	九七	六五	二八〇〇	五〇	二二二,三〇〇	二〇四,二〇〇	一三六,一三二	六八,〇六七	
	備給	九七	六五	二八〇〇	五〇	二二二,三〇〇	二〇四,二〇〇	一三六,一三二	六八,〇六七	
	備給	九七	六五	二八〇〇	五〇	二二二,三〇〇	二〇四,二〇〇	一三六,一三二	六八,〇六七	
	備給	九七	六五	二八〇〇	五〇	二二二,三〇〇	二〇四,二〇〇	一三六,一三二	六八,〇六七	
	備給	九七	六五	二八〇〇	五〇	二二二,三〇〇	二〇四,二〇〇	一三六,一三二	六八,〇六七	
	備給	九七	六五	二八〇〇	五〇	二二二,三〇〇	二〇四,二〇〇	一三六,一三二	六八,〇六七	
	備給	九七	六五	二八〇〇	五〇	二二二,三〇〇	二〇四,二〇〇	一三六,一三二	六八,〇六七	

地方應分	接	特	普通	雜費	被服費	賞與	臨時要務費	俸給	委任俸給	事務官	判任俸給	賞與
一六,一〇七,四八九	二,三〇〇,〇〇〇	一,二七六,八〇〇	六,三三五,〇〇〇	一,九一八,〇〇〇	七,八〇〇,〇〇〇	九七	一六,一〇七,四八九	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	九七
一六,一〇七,四八九	二,三〇〇,〇〇〇	一,二七六,八〇〇	六,三三五,〇〇〇	一,九一八,〇〇〇	七,八〇〇,〇〇〇	九七	一六,一〇七,四八九	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	九七
一六,一〇七,四八九	二,三〇〇,〇〇〇	一,二七六,八〇〇	六,三三五,〇〇〇	一,九一八,〇〇〇	七,八〇〇,〇〇〇	九七	一六,一〇七,四八九	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	九七
一六,一〇七,四八九	二,三〇〇,〇〇〇	一,二七六,八〇〇	六,三三五,〇〇〇	一,九一八,〇〇〇	七,八〇〇,〇〇〇	九七	一六,一〇七,四八九	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	九七
一六,一〇七,四八九	二,三〇〇,〇〇〇	一,二七六,八〇〇	六,三三五,〇〇〇	一,九一八,〇〇〇	七,八〇〇,〇〇〇	九七	一六,一〇七,四八九	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	九七
一六,一〇七,四八九	二,三〇〇,〇〇〇	一,二七六,八〇〇	六,三三五,〇〇〇	一,九一八,〇〇〇	七,八〇〇,〇〇〇	九七	一六,一〇七,四八九	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	九七
一六,一〇七,四八九	二,三〇〇,〇〇〇	一,二七六,八〇〇	六,三三五,〇〇〇	一,九一八,〇〇〇	七,八〇〇,〇〇〇	九七	一六,一〇七,四八九	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	九七
一六,一〇七,四八九	二,三〇〇,〇〇〇	一,二七六,八〇〇	六,三三五,〇〇〇	一,九一八,〇〇〇	七,八〇〇,〇〇〇	九七	一六,一〇七,四八九	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	九七
一六,一〇七,四八九	二,三〇〇,〇〇〇	一,二七六,八〇〇	六,三三五,〇〇〇	一,九一八,〇〇〇	七,八〇〇,〇〇〇	九七	一六,一〇七,四八九	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	九七
一六,一〇七,四八九	二,三〇〇,〇〇〇	一,二七六,八〇〇	六,三三五,〇〇〇	一,九一八,〇〇〇	七,八〇〇,〇〇〇	九七	一六,一〇七,四八九	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	一七九,四〇〇	九七

普通	特殊	被服	雑	普通	特殊	保管及輸送	保管補助	保管補助	保管補助	倉庫借上料	借地料	輸送費	臨時諸料金
一六二	八〇	一六二	五	五〇	二五九	一四六二五〇〇〇	一五五五〇〇〇	一八四〇〇〇	二四二六〇〇〇	一九九〇〇〇	二〇二八〇〇〇	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇
一九九六〇	四八六〇	一九九三〇	二二二〇	四八五六	七八二二二	二四六二五〇〇〇	一五五五〇〇〇	一八四〇〇〇	二四二六〇〇〇	一九九〇〇〇	二〇二八〇〇〇	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇
二三四〇	一三二八八九三	二三四〇	二三四〇	五四八四九	五二六二二	一七五〇〇〇	一八八〇〇〇	一一二〇〇〇	一八六六〇〇〇	一五三〇〇〇	六八五四〇〇〇	五三〇〇〇	五三〇〇〇
一六二〇	六六四四七	〇	〇	二八五三八	一六一九	四四五四〇〇〇	三五五〇〇〇	六二〇〇〇	五六〇〇〇	四六〇〇〇	二四二七〇〇〇	二七〇〇〇	二七〇〇〇

合	分	人員	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
計	人員	二	二六、八八〇、三三三	二六、三六八、〇〇〇	二、三七一、〇〇〇	四、八九七、〇〇〇	二、三七一、〇〇〇	二、三七一、〇〇〇	二、三七一、〇〇〇	二、三七一、〇〇〇	二、三七一、〇〇〇	二、三七一、〇〇〇	二、三七一、〇〇〇

之目九〇
るべきこと

AG 三六六三(一九四六)C.P.C
一九四六年四月十九日

A.P.O 五五〇〇

日本帝國政府(終戰連絡中央事務局經由)内宛

掠奪品ノ押收及報告ニ関スル件

一帝國政府ハ現在日本ニ存在シ且強制又ハ沒收、剝奪
掠奪ナル不法行為ニ依ル移轉ノ主体タルモノニシテ
三七年七月七日以降日本軍占領地域ニ於テ立法ノ手
ヲ離リ或ハ法律ノ形式ニ從フガ如キ手續其ノ他ヲ採
タルト否トニ不拘一切ノ確認ニ得ル掠奪品ノ目錄ヲ作製
且直ニ押收スベキ事ヲ命セラレタリ
二三七年七月七日迄ニ認司令部ニ提出スヘ
目錄ハ物名ノ採取セラレタル領地乃至地域別ニ編纂
可シソノ内容トシテ左ノ事項ヲ包含スルコト

a 物品ニ関スル完全ナル記載
各量

押收當時ノ持主ノ名稱

日本到着ニ際シテノ物品ノ処分

物品ノ持主ノ名稱及住所

三帝國政府ハ押收セル全物品ヲ保留ス可ク本物品ノ
取引ヲ移 動ヲ為スヲ得ス

四帝國政府ハ上述ノ訓令ヲ包含シ違反者ニ對シ適當ナル
刑罰ヲ課ス可キ命令ヲ發ス可ク日英兩語ニ於ケル本
命令ノ寫五部ヲ五月七日迄ニ認司令部ニ提出ス可シ

最高司令官代理

高級副官 B.M. フイツテ准將

AG 386.3 (19 APR 46) CPC
(SCAPEN : 885)

APC 5500
19 APRIL 1946

Memorandum for : Imperial Japanese Government
Through : Central Liaison Office
Subject : Impounding and Reporting of
Looted Property

1. The Imperial Japanese Government is directed to seek out inventory, and impound immediately all identifiable looted property which is seen in Japan and which has been the subject of transfer under duress, or other acts of confiscation depriving an acquisition, whether pursuant to legislation or by procedure purporting to follow forms of law or other will, in areas occupied by the Japanese Armed Forces since 7 July 1937.
2. The completed inventory will be submitted to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, by 1 June 1946 and will be compiled by territories or localities from which the property was taken, and will include:
 - a. Complete description of property.
 - b. Quantity.

- c. Name of owner at time of seizure
- d. Disposition of property upon arrival in Japan
- e. Present title, holder and address
- f. Present location of property

Five copies of this inventory will be furnished General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, and will be submitted in the English language.

3. The Imperial Japanese Government is directed to retain all such properties under custody and not permit any transactions or movement of such properties.

4. The Imperial Japanese Government will issue an Official Ordinance concerning the above instructions and providing adequate penalties for violators. Five copies of such Ordinance both in English and Japanese languages will be submitted to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers by 17 May 1946.

For The Supreme Commander
 B. M. Fitch
 Brigadier General, AGP
 Adjutant General

聯合國總司令部發日本帝國政府宛一九四六年一月四日附
覺書 (AG091 (4Jan 46) GS) 譯文
(或種ノ政黨、政治的結社、協會及其他團體ノ廢止ノ件)

- 一、日本政府ハ其ノ目的又ハ活動ノ結果ガ左ノ何レカニ該當スルガ如キ一切ノ政黨、政治的結社、協會又ハ其他ノ團體ノ結成竝ニ一切ノ此等團體又ハ斯カル個人若ハ集團ノ一切ノ活動ヲ禁止スベシ
- A 占領軍又ハ日本政府ガ聯合國最高司令官ノ指令ニ應ジテ發シタル命令ニ對スル反抗又ハ反對
- B 日本ノ侵略的對外軍事行動ノ支持又ハ正當化
- C 日本ガ他ノ「アジア」、「インドネシヤ」又ハ「マレー」民族ノ指導者タリトノ僭稱
- D 日本國內ニ於ケル外國人ノ貿易、商業又ハ各自ノ職業ヨリノ排除
- E 日本ト諸外國間ノ自由ナル文化的、又ハ學術的交換ニ對スル反對
- F 軍事的又ハ準軍事的訓練ノ實施、元陸海軍人タリシ者ニ對スル同等ノ民間人以上ノ恩典供與又ハ特種ノ發言權附與或ハ日本國內ニ於ケル軍國主義又ハ尚武心ノ保全
- G 暗殺其他ノ暴力主義的計畫ニ依ル政策ノ變革又ハ斯カル方法ヲ是認スル慣例ノ獎勵者ハ正當化
- 二、前第一項所定事項中ノ一部又ハ全部ヲ目的トスル團體ノ表ハ本覺書附屬書A號ニ在リ、本表ハ斯カル

團體ノ全部ヲ包含スルモノトハ認メラザルベシ、右附屬書ニ列擧ノ團體及其ノ目的又ハ活動ガ前項ノ通ナルカ又ハソレト同様ノモノタル其他ノ團體ハ其ノ支配下ノ團體又ハ關係團體ノ一切ト共ニ直ニ解散セシメラルベシ

二

三、A 日本政府ハ本覺書ニ基キ解散セラレタル若ハ解散セラルベキ團體又ハ第一項ニ列擧ノ如キ種類ノ一切ノ團體ガ直接又ハ間接ニ全部又ハ一部ヲ所有シ又ハ支配スル財産ニ關スル一切ノ取引ヲ阻止スルニ必要ナルベキ措置ヲ直ニ講ズベシ、日本政府ハ此等團體ノ一切ノ帳簿、書類及記録ヲ含ム右財産全部ヲ接收保管スベシ、日本政府ハ此等財産全部ノ完全ナル記録ヲ入手シ、之ヲ公開記録トシテ點檢ニ供シ得ル如ク爲シ置クベシ、此等記録ヲ受領セル官吏ハ其ノ安全ナル保存ニ付個人的責任ヲ負フ一切ノ此等財産ニシテ食糧生産、宿舍又ハ其他ノ生活上ノ必要ノ爲利用シ得ベキモノハ可及的速ニ右目的ノ爲利用スベシ

B 日本政府ハ本覺書ニ基キ解散セラレタル一切ノ團體ニ於テ一九三七年(昭和十二年)七月七日以降時期ノ如何ニ拘ラズ役員トナリタルコトアル者ニ付其ノ姓名、住所及其ノ占メタル地位ヲ直ニ調査シ本司令部ニ報告スベシ、右調査事項又ハ公開記録トシテ利用シ得ル如ク爲シ置クベシ、全會員名簿モ亦準備スベシ

四、日本政府ハ本覺書ノ條項ヲ履行シ且將來本條項違反ノ活動ヲ阻止スル爲法律又ハ命令ヲ制定スベシ

五、聯合國最高司令官ガ更ニ命令ヲ發スル迄ハ如何ナル團體ト雖モ左ノ何レカニ該當スル場合ハ其ノ公表セル目的ニ拘ラズ本覺書ノ條項ニ違反スル目的乃至活動ヲ助長スルモノト認メラルベシ

A 其ノ主要役員ノ何レカガ

(一) 本命令ニ依リ廢止セラレタル團體ノ一員タリシ場合

(二) 元日本帝國現役陸海軍將校又ハ特別志願豫備役將校トシテ一九三〇年(昭和五年)一月一日以降勤務シタル場合

(三) 憲兵隊、海軍保安隊、特務機關、海軍特務部或ハ其他ノ特殊若ハ秘密機關又ハ陸海軍警察機關ニ勤務スルカ又ハ之ト協力シタルコトアル場合

B 會員ノ二割五分以上ガ本覺書ニ基キ廢止又ハ禁止セラレタル團體ノ元會員タル場合

六、日本政府ハ其ノ目的又ハ活動ガ次ノ何レカニ該當スル一切ノ黨、協會、團體、結社又ハ集團ノ結成又ハ活動ヲ禁止スベシ

A 公職候補者ノ推薦又ハ支持

B 政府ノ政策ニ影響ヲ及ボスコト

C 日本ト諸外國間ノ關係ニ關スル論議

但シ最初ニ於テ其ノ(A)名稱(B)目的(C)主タル事務所ノ所在地(D)役員ノ姓名住所及其ノ軍隊又ハ警察勤務ニ

三

關スル記述並ニ其ノ現ニ會員タリ又ハ會員タリシコトアル結社、協會又ハ黨ノ名稱(E)主要ナル財政的援助者ノ姓名住所及各人ノ援助額(F)會員ノ姓名住所ノ名簿ニ關スル陳述書ヲ主タル事務所ヲ設置シタル又ハ設置セントスル市町村ノ市役所又ハ町村役場ニ届出テアル場合ハ此ノ限ニアラズ、斯カル陳述書ハ目的及會員ノ變更ニ伴ヒ常時修正セラルベシ、會員ノ變更及主要ナル寄附ニ關シテハ最高司令官ノ要求ニ從ヒ陳述ヲ爲スベク役員又ハ目的ノ變更ハ直ニ之ヲ報告スベシ、日本政府ハ斯カル陳述書又ハ變更ノ報告ヲ受理スル市町村長ニ對シ其ノ寫ニ一通ヲ東京ニ於ケル在日日本帝國政府ノ所管官廳ニ送付スベキコトヲ指令スベシ、斯カル陳述書ノ原本及其ノ寫一通ハ一般執務時間中ハ何時ニテモ公衆ノ閱覽ニ供シ得ル如ク爲シ置クベシ、上述ノ如何ナル行爲ニ關シテモ手数料ヲ徵收スルヲ得ズ、而シテ右陳述書ノ提出ニ關シテ定メラルル手續ハ本項ノ規定ノ履行ヲ可及的簡單且容易ナラシムルモノタラザルベカラズ

會員ノ姓名住所ノ名簿ノ提出ヲ命ズル本項ノ規定ハ勞賃、勞働時間及勞働條件ニ關スル問題ノ討議又ハ斯カル問題ニ關シ彼等ヲ代表シテ履備主ト接衝スベキ者ノ選抜ノ爲ニ集會スル勞働者又ハ被儲者ノ集團又ハ其ノ他ノ團體ニハ之ヲ適用セズ

七、本覺書第六項ノ規定ノ目的ハ日本ニ於ケル政治團體ノ性質ヲ一般ニ周知セシメ、且秘密的、軍國主義的、極端ナル國家主義的及反民主主義的結社及團體ノ結成ヲ阻止スルニアリテ本覺書中ニ特記セラレタル目的及行爲ニ關スル場合ヲ除キ集會、言論又ハ信教ノ自由ヲ阻害スル如ク解釋シ又ハ適用スベカラズ

八、日本政府ハ本覺書ノ規定實施ノ計畫ヲ本覺書ニ基キテ發スベキ一切ノ法律、命令又ハ指令ト共ニ提出シ聯合國最高司令官ノ承認ヲ受クベシ、日本政府ガ本覺書ニ基キテ制定スベキ一切ノ法律又ハ命令ニハ承認アリタルトキハ其ノ制定期日ニ拘ラズ本覺書ノ日附ノ日ヨリ效力ヲ發生スベキ旨規定スベシ

最高司令官ニ代リテ

高級副官部高級副官補

H・W・アレン大佐

附屬書 A 號

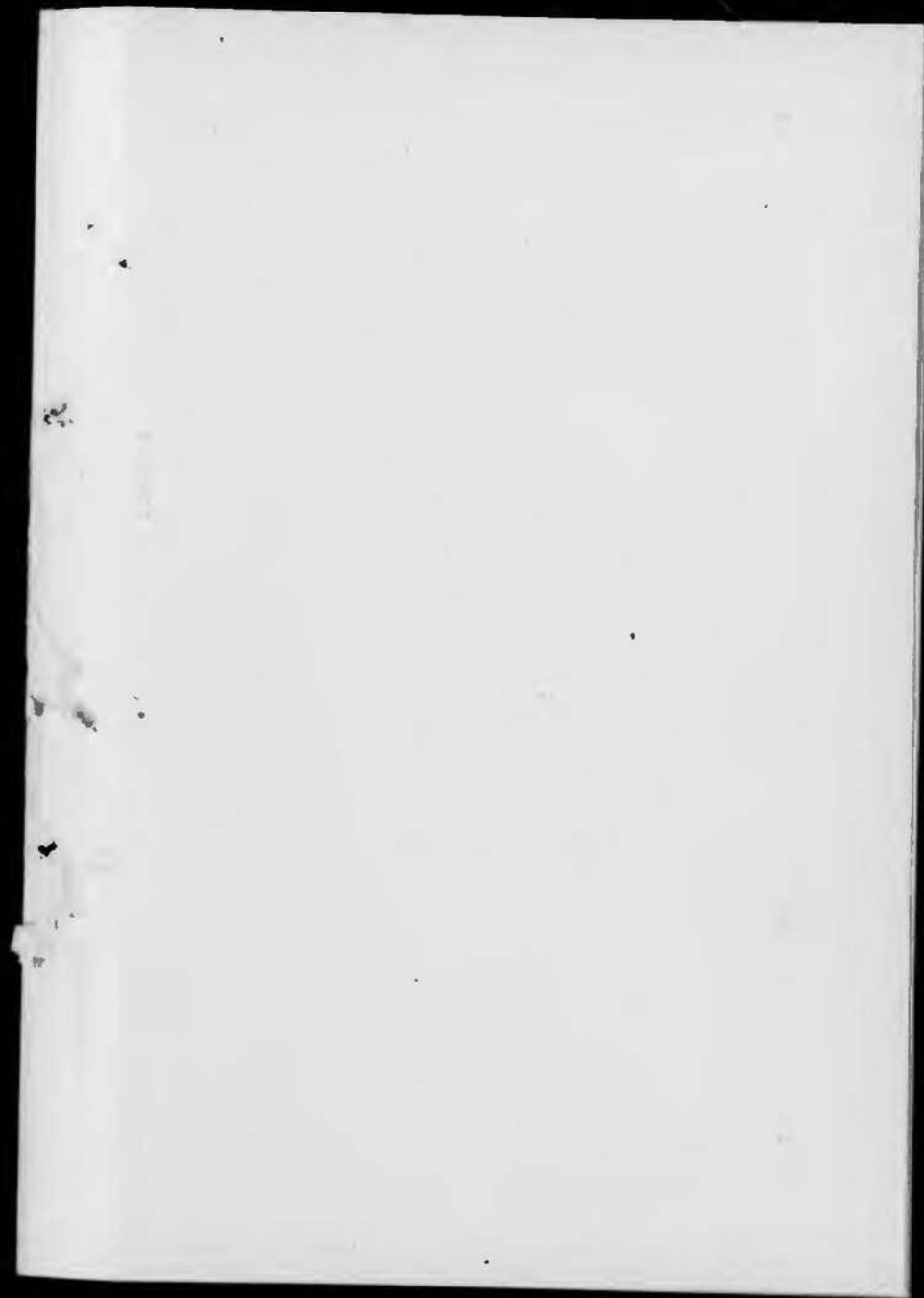
日本帝國政府ニ對スル覺書 AG091(4 Jan 46) GS 第二項ニ言及セラレタル廢止セラレベキ團體ノ表
註「本表ハ右覺書ノ規定ニ基キ解散セラレベキ團體ノ全部ヲ包含スルモノニアラズ

- 一、大日本一新會
- 二、大日本興亞聯盟及其ノ一切ノ關係團體
- 三、大日本生産黨
- 四、大日本赤誠會
- 五、大東亞協會
- 六、大東塾
- 七、言論報國會
- 八、玄洋社
- 九、時局協議會
- 一〇、鶴鳴莊
- 一一、建國會
- 一二、金雞學院

六

- 一三、黒龍會
- 一四、國際反共聯盟
- 一五、國際政經學會
- 一六、國粹大衆黨
- 一七、國體擁護聯合會
- 一八、明倫會
- 一九、瑞穂俱樂部
- 二〇、尊攘同志會
- 二一、大化會
- 二二、天行會
- 二三、東亞聯盟
- 二四、東方同志會
- 二五、東方會
- 二六、やまとむすび本社
- 二七、全日本青年俱樂部

七



昭和二十一年勅令第百一號（昭和二十一年勅令第百四十二號
和ソダム宣言の發諾に伴ひ發する命令に關する件）に基き政黨
協會其の他の團體の結成の禁止等（關する件）の一部を改正
すの勅令
（昭和二十一年六月二十一日）

昭和二十一年勅令第百一號の一部を次のやうに改正す。

前條 第四條又ハ第五條第一項ノ規定ニ該當スル團體トシ
テ内務大臣ノ指定スルモノハ解散ス

第四條第一項中「第一項」を削り、「第二條」を「前條」に改め

第五條第二項中「亦同」を「ハ七日以内ニ之ヲ届出ツベシ」に
改め「又ハ所屬シタル團體」を「及從來所屬シタルコトア
ル一切ノ團體」に改め、同項第六號を次のやうに改めらる。

大 構成員ノ住所氏名及從來所屬シタルコトアル一切ノ政治的又

ハ思想的團體ノ名稱

第五條ノニ 政府ハ第五條ノ規定ニ該當スト認ムル團體ハ第五條第一
一號内ノ規定ニ依り内務大臣ノ指定スルモノヲ含ハシテ、關係者ニ
對シテ黨ニ於テ之ノ資産ニ關シ必要ナル届出ヲ爲サシムル又ハ當該
官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムル
コトヲ得

第七條に次の一項を加へらる。

第五條ノニノ規定ニ依ル届出ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ届出ヲ爲シ又ハ
検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者亦前項ニ同シ

附 則

この勅令は、公布の日から、これをして施行する。

昭和二十一年勅令第百一號第五條第一項の規定に該當する團體
この勅令施行の際現に存するものの主幹者は、この勅令施行の日か
ら二十日以内、同條第二項第六號の改正規定に準じて、届出をす

り社に在らざり

昭和二十一年勅令第百一號第廿七條の規定は、前項の場合に、この

準用する。

昭和二十一年勅令第百一號第廿七條ノ二及び第廿七條第ニ項の規定は、

この要領に、要領改訂會及び大日本政務會並びに、このりの團體の關係團

體に關し、この社を準用する。

昭和二十一年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く政黨協會其の他の團體の結成の禁止等に關する件

昭和二十一年二月二十二日
昭和二十一年六月七日改正

勅令第百一號

第一條 政黨、協會其の他の團體ニテ其ノ目的又ハ行為ガ左ノ各

一 占領軍ニ對スルモノハ之ヲ結成スルコトヲ得ズ

二 占領軍ニ對スル反抗若ハ反對又ハ日本國政府ガ聯合國最高司令官ノ要求ニ應キテ發シタル命令ニ對スル反抗又ハ反對

三 日本國ノ侵略的對外軍事行動ノ支持又ハ正當化

四 日本國ガ他ノアジア、インドネシア又ハマレー人種ノ指導者タルコトノ僭稱

五 日本國內ニ於ケル外國人ノ貿易、商業又ハ職業従事ヨリノ非

六 日本國內ニ於ケル軍事的若ハ準軍事的訓練ノ實施、陸海軍軍人タリシ者ニ對スル同等ノ民間人ニ與ヘラレル以上ノ恩典ノ供

七 與若ハ特種ノ發言權ノ附與又ハ軍國主義若ハ軍人的精神ノ存續

八 暗殺若シテ他ノ暴力主義的計畫ニ依ル政策ノ變更又ハ斯ル地方

九 法ヲ是認スルガ如キ傾向ノ助長若ハ正當化

政黨、協會其の他の團體又ハ個人若ハ集團ハ前項各號ノ一ニ該當スル行為ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第二條 前條、第四條又ハ第五條第一項ノ規定ニ該當スル團體ニテ

第三條 前二條ノ團體ガ其ノ全部又ハ一部ニ付直接又ハ間接ニ所有

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

シスハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

政府ハ前項ノ資産（帳簿、書類及記録ヲ含ム）ヲ接收保管スルモ
ノラス

政府ハ前項ノ接收保管ニ係ル資産ノ食糧ノ生産與ノ他民生上必要
ナル用途ニ使用スルコトヲ得

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル團體ハ内務大臣ノ指定スル場合
ヲ除クノ外之ヲ第一條第一項ノ團體ト看做ス

一 其ノ主要役員ノ執レカケ在ノ一ニ該當スルモノ
(イ) 第一條ノ規定ニ依リ解散シタル團體（解散ノ原因ノ適前
解散シタル第一條第一項各號ノ一ニ該當スル團體ニシテ内務
大臣ノ指定スルモノヲ含ム）

(ロ) 昭和三年一月一日以後設立シタル陸海軍ノ將校
又ハ特別志願豫備校將校ヲ指シテ在リ

(ハ) 憲兵隊、特務機關、陸軍特務隊又ハ其ノ在ノ陸海軍警察機
關ノ特殊若ハ秘密謀殺機關ニ就テモタル者又ハ之ト協力シタ
ル者

二 其ノ構成員ノ四分ノ一ヲ超スル道ヲ第一條又ハ前號ノ規定ニ
該當スル團體ノ構成員トシテ在リ

第五條 政黨、協會兵ノ他ノ團體ニシテ其ノ目的又ハ行為若シテ各
號ノ一ニ該當スルモノハ第二項ノ規定ニ依リ解散ヲ爲スニ得サレ
バ之ヲ結成シ又ハ當該行為ヲナスコトヲ得ス

一 公職ノ候補者ヲ推薦シ又ハ支持スルコト
二 政府ノ政策ニ影響ヲ與フル行為ヲ爲スコト
三 日本國及諸外國間ノ關係ニ關シ論議スルコト

前項ノ團體ノ主幹者ハ該ノ其ノ團體ニ在リテ其ノ職務ヲ
其ノ主タル事務所ノ所在地ノ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區
ニ在リテハ區長）ニ届出ツベシ届出タル事項ニ變更アリタルトキ
ハ七日以内ニ之ヲ届出ツベシ

其ノ主タル事務所ノ所在地ノ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區
ニ在リテハ區長）ニ届出ツベシ届出タル事項ニ變更アリタルトキ
ハ七日以内ニ之ヲ届出ツベシ

其ノ主タル事務所ノ所在地ノ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區
ニ在リテハ區長）ニ届出ツベシ届出タル事項ニ變更アリタルトキ
ハ七日以内ニ之ヲ届出ツベシ

其ノ主タル事務所ノ所在地ノ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區
ニ在リテハ區長）ニ届出ツベシ届出タル事項ニ變更アリタルトキ
ハ七日以内ニ之ヲ届出ツベシ

其ノ主タル事務所ノ所在地ノ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區
ニ在リテハ區長）ニ届出ツベシ届出タル事項ニ變更アリタルトキ
ハ七日以内ニ之ヲ届出ツベシ

其ノ主タル事務所ノ所在地ノ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區
ニ在リテハ區長）ニ届出ツベシ届出タル事項ニ變更アリタルトキ
ハ七日以内ニ之ヲ届出ツベシ

其ノ主タル事務所ノ所在地ノ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區
ニ在リテハ區長）ニ届出ツベシ届出タル事項ニ變更アリタルトキ
ハ七日以内ニ之ヲ届出ツベシ

其ノ主タル事務所ノ所在地ノ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區
ニ在リテハ區長）ニ届出ツベシ届出タル事項ニ變更アリタルトキ
ハ七日以内ニ之ヲ届出ツベシ

其ノ主タル事務所ノ所在地ノ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區
ニ在リテハ區長）ニ届出ツベシ届出タル事項ニ變更アリタルトキ
ハ七日以内ニ之ヲ届出ツベシ

其ノ主タル事務所ノ所在地ノ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區
ニ在リテハ區長）ニ届出ツベシ届出タル事項ニ變更アリタルトキ
ハ七日以内ニ之ヲ届出ツベシ

其ノ主タル事務所ノ所在地ノ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區
ニ在リテハ區長）ニ届出ツベシ届出タル事項ニ變更アリタルトキ
ハ七日以内ニ之ヲ届出ツベシ

名稱

一 目的

二 主たる事務所ノ所在地

三 役員ノ住所氏名 軍隊又ハ警察 勤務シタルモノニ在リテハ

其ノ旨地・現ニ所属シ及従来所属シタルコトアル一切ノ團體ノ

名稱

一 行方ナル政治的援助者ノ住所及氏名並ニ其ノ援助ノ金額

二 種別及ノ住所氏名及従来所属シタルコトアル一切ノ政治的又

思想的團體ノ名稱

前二項ノ規定ハ労働組合及之ニ準ズベキ労働者又ハ被傭者ノ團體

ニハ之ヲ適用ス

第五條ノ二 政府 第二條ノ規定ニ該當スル認ルル團體ハ第四條

第一號(四)ノ規定ニ依リ 内務大臣ノ指定スルモノヲ含ムルノ關

係者ニ對シテ第五條第二項ノ旨並ニ滿シ必要ナル届出ヲ爲シ又

ハ當該官吏ノ一ノ必要ナル場所ニ臨檢シ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲サ

シトス

第六條 第一條ノ規定ニ違背シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又

ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 第五條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ

爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ届出ヲ爲シ又ハ

檢査ヲ拒ミ 妨グ若ハ忌避シタル者亦前項ニ同シ

第八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從

業并夫ノ証人又ハ人ノ業務ニ關シ第六條ノ違反行為ヲ爲シタルト

キハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同様ノ罰金刑ヲ課

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年勅令第百一號第五條第一項、規定に該當する、團體
 で、この勅令施行の際現に存するもの、主務省に、この勅令施行の
 日から三十日以内、同條第一項第一號の大號の、規定に準じて、届出
 をしなればならぬ。

昭和二十一年勅令第百一號第七條の規定、前項の場合に之を準
 用する。

昭和二十一年勅令第百一號第五條ノ二及、第七條第一項の規定は、
 大政翼賛會、翼賛政治會及び大日本政治會並びに、これらの團體の
 規程附則に關して、これを準用する。

裏面白紙

内務省令第三〇號

昭和二十年勅令第五百四十二號「ソビエト宣言」の受諾に伴ひ
發する命令に關する件に基く正規陸海軍將校又は陸海軍
特別志願隊將校であつた者の調査に關する件を次りやゝに
制定する

昭和二十一年六月二十日

内務大臣 大村清一

正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願豫備將校であつた者の調査に関する件

第一條 正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願豫備將校（その範圍は別表の定めるところによる。以下陸海軍將校といふ。）であつた者は、昭和二十一年七月十日までに、その住所地の市町村長（東京都の區の存する區域では區長、以下これに同じ。）に別記様式一により申告書を四通提出しなげなければならない。

第二條 前條の規定による届出事項に変更を生じたときは、陸海軍將校であつた者は十日以内に、現住地の市町村長に別記様式二により変更届を四通提出しなげなければならない。

前項の届出を提出しなげ、かつ現住地の市町村長に別記様式二により変更届を提出しなげ、かつその旨を元の住所地の市町村長に通報しなげなければならない。

第三條 この省令の施行後、内地に住所を有するに至つた陸海軍將校は、内地の上陸港を出發した日から十五日以内に第一條の規定による申告をしなければならない。

第四條 市町村長前條の規定による届出を受理したときは、直にその（通）は、市町村の區域を管轄する地方長官に、他の二通は、地方長官を経、内務大臣に送付しなければならない。

第五條 第一條乃至第三條の規定に違反し、届出を怠さず又は虚偽の届出をし、若しくは、これを二千円以下の罰金に處する。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

別表

1 正規陸軍將校

陸軍補充令(陸軍補充條例その他これに相當する旧法令を含む)の
正規の任用規定(陸軍補充令(陸軍補充令)に任用され
將校任用の當初陸軍補充令(陸軍補充令)に任用され、陸軍補充
條例その他これに相當する旧法令を含む)による現役に服した者

2 陸軍特別志願豫備將校

幹部候補生(陸軍補充令)等より豫備將校と爲つた者であつて
昭和十四年勅令第七百二十一號により志願にもとづき現役に服したるもの

3 正規海軍將校

海軍武官任用令(海軍高等武官補充條例、海軍高等武官任
用條例その他これに相當する旧法令を含む)の正規の任用規定(昭和
十九年勅令第百四十六號、旧昭和十七年勅令第五百號を含む)に
より現役士官又は現役特務士官に任用され、士官又は特務士官

任用の當初海軍武官服役令(海軍特務士官服役令、海軍高等
武官准士官服役令その他これに相當する旧法令を含む)による現役
に服した者

4 海軍特別志願豫備將校

召集中の豫備員で海軍豫備員よりする海軍武官任用等特別
(旧昭和九年勅令第百七十三號を含む)により志願にもとづき現役
士官に任用された者

召集中の豫備員の士官及特務士官で海軍武官服役臨時特別
第二條の規定により志願にもとづき現役に服した者

> 36 cm (二つ折) <

別紙様式一

將校名簿 (Officers' registration card) ※都道府縣市町村名

一連番號		* Serial Number		氏名	捺印
生年月日	State of Birth	最後の階級 (兵種別)	Former Rank		

現在の職業	Present Occupation	本籍	Registered domicile	現住所	Present Address	軍職を退いた年月日	State of Retirement

※印の欄は市町村長が記入する
25.5 cm

別紙様式二

25.5 cm

変更届 (Notice of change)

* 都道府県市町村名

一連番 Serial Number		* 氏名 姓 名		捺印
Date of Birth		Date of Birth		
Former Name		Former Name		
Former Residence		Former Residence		
Former Occupation		Former Occupation		
Former Address		Former Address		
Former Telephone		Former Telephone		

36 cm (二折)

Occupation	Former	Present	
本籍	前	現	
Register	Former	Present	
住所	前	現	
Address	Former	Present	
Date of Birth			
Date of Refinement			

1. 捺印の欄は市町村長が記入すること。
2. 各欄は変更の有無にかかわらず記入し、該書事項がらむときはその旨を記入すること。

内務省發調第八八六號

昭和二十一年六月二十日

内務次官

各地方長官殿

正規陸海軍將校及び陸海軍特別志願豫備將校調査の件

標記の件について六月二十日附内務省令第三〇號（以下省令と略称す）に基き聯合國軍最高司令部に報告を提出することとなつたので左記事項御参照の上遺憾なきを期せられたい

記

一本件は聯合國軍最高司令部の指示に依るものであるから特に正確迅速を期すること

ニ様式一及ニの調査表は内務省經由聯合國軍最高司令部に提出するものであるから規格を嚴守すると共に成るべく都道府縣において用紙の統一を図ること

三調査表記入に注意する事項に留意すること

(一) 筆字は、ハコシキで記入すること

(二) 和文欄は楷書を以て記入すること

(三) 英文欄は字体を明瞭にし、ローマ字綴はヘボン式を用ふること

(四) 調査表票の末尾に申告した年月日 (July 3, 1946 の如く) を記入せしめられたい

四様式一の調査票の報告に當りては、各市町村（東京都の區の存する區域では區以下同じ）別に一連番號を附し整理すること

五調査票の一連番號は各市町村毎にアラビア數字を以て記入すること

六様式ニの調査票提出の際の一連番號は同一人に付ては様式一の調査票の一連番號と一致せしめること、但し他市町村より轉入した者

付とは新しい一連番號を記入すること。

七、調査票は一連は市町村長（東京都の區の存する區域では區長以下同じ）、一連は地方長官の許に保管し二連を内務省に進達すること。
八、様式一の調査票は市町村別に整理したもつ二組を七月十五日迄に内務省調査部（業務第一課）に特使を以て提出された。（聯合國軍に提出する期限の関係もあり特に留意されたい）

九、省令二條及三條の報告は市町村長が受理してから十日以内に内務省調査部長宛提出されたい。

十、本調査は期日切迫し居るため新聞、ラヂオ、掲示板、回覧板等を利用するは勿論、あらゆる機関を動員して趣旨の徹底を図り申告書の絶無を期すると共に、市町村、地方事務所等における申告の取纏め及都道府縣廳への提出の迅速確實を期し、内務省への提出に遅れることが無きやう特に注意せられたい。

十一、本調査取扱りの人員及び豫算等については目下其の措置を講じてあるも、急速處理に迫らるるから度急的に廳内の人事の差操りを以て其の俾えを整備し、萬事急務を期せられたい。

聯合軍總司令部情報部 G-1
一九四六年六月六日

一 總司令部情報課編纂支部長シンデル中佐宛覺書

「帝國陸軍草案に特別志願後備隊員を著した前將校名簿作成に

関する件」

一 SCAPIN 五五〇號に基き SCAPIN 五五〇號附屬書「A」號 B

一ニに抵触する人々をより明細に究明し日本政府職員を浄化を實行する
ため帝国内陸軍草案に特別志願後備隊員を著した人名の完全な名簿を
作成の上當司令部に提出せられたい

二 一九四六年六月五日帝國政府代表との間に列強した口頭了解を履行のた
め帝國政府は SCAPIN 五五〇號草案十六項、十七項により人名簿を作
成するための法書を草案を請せられたい

三 帝國政府は前述第一項の人名簿作成の目的で左記諸項目を調査するに
必要を行政機關並に立法を準備せられたい

一 一九四六年二月二十八日公布閣令内務省令第一號に附屬して居る「第一別
表(三)ニ三〇五のり夫々に該當する全復員軍人は本調査に必要な法律の
公布の日より二十日以内同調査機關に報告せられなければならない

一 氏名(漢字及びローマ字)

二 階級

三 一連番號

四 本籍地

五 現住所

六 現職

二前(イ)項の人物は住所又は職業の変更が、その十日以内に帝國政府調査
機關に報告すること

八前(イ)項の人物は日本に帰還した後復員軍人は上陸地を立つてから十五

日以内の報告を要する

四 一九四六年七月二十日迄に當司令部宛姓名簿を提出せられたい

密 査 部

ジョン・F・アール 少佐

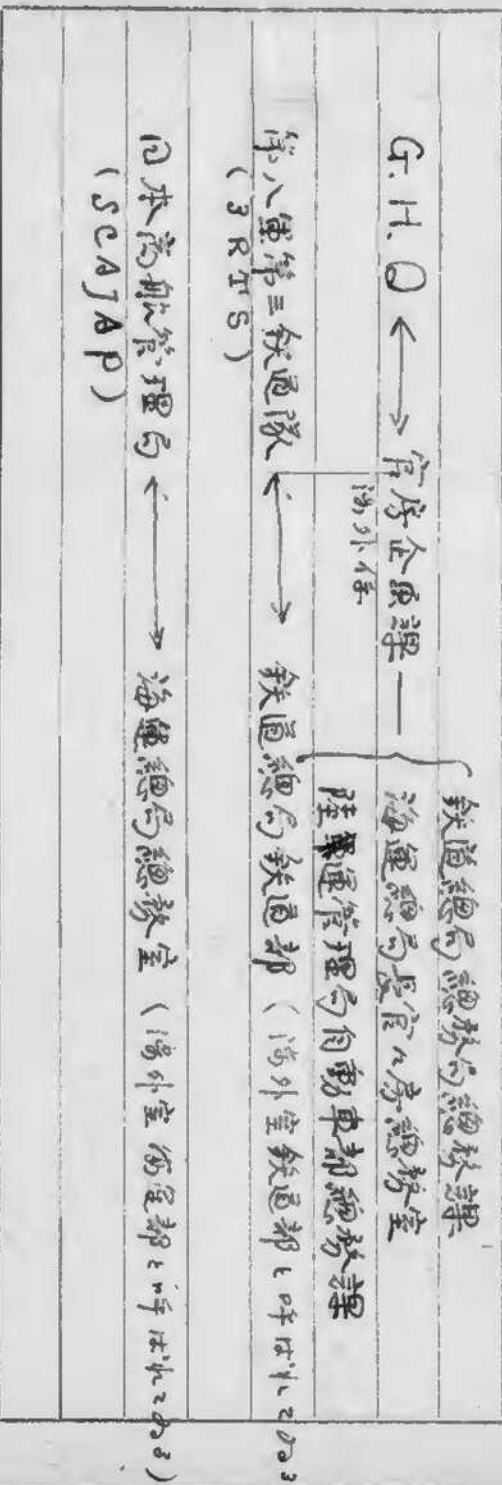
海外事務処理機構調

二一六八

運輸省

- 一、運輸省事務令掌規程（二一六一達四九号）により大臣官房外務課の中に「海外事務ノ統轄ニ関スル事項」の一項を設け、運輸省全体に關係する海外事務を統轄しつゝあり。
 - 二、鉄道總局總務局總務課、海運總局長官官房總務室、陸運監理局自動車部總務課は之を海外係と置いて前號の外務課海外係と共に對最要司令部の海外事務と管掌しつゝあり。
 - 三、鉄道、海軍の規程性より、鉄道總局に鉄道部なる一部を設け、分課規程改訂の形式をとらず、首議による。
- 内 務 省
- 第八軍第三鉄道隊との關係事項を掌理せしめ、海運總局長官官房總務室に海外事務室を以て一係を設け、米國海軍日本商船管理局との關係事務を掌理せしむ。

図表を示す。



大藏省

一、大藏省においては二十年十月十二日省議決定により終戦連絡部を置き、大臣に直屬せしめ、これを以て海外事務を統轄せしめ、各局に關係ある事項についてはそれぞれ各局において立案起草せしめ、對外的には連絡部の名においてする。

二、設置の其の概は

(一) 終戦連絡部設置に關する件 省議決定
臨時大藏省に終戦連絡部を置き、終戦連絡事務局及聯合國官憲との連絡を掌する事務を掌らしむ。

内務省

(二) 終戦連絡部は部長一名、次長二名（内一名は大臣官房文書課長を以て之に充つ）、主任主幹若干名及部附若干名を置く。部長、次長は主任主幹及部附は大臣の任命す。

大藏省特殊財務部臨時設置制

昭和二十一年五月三十一日

勅令第二百九十二号

第一條 臨時に大藏省に特殊財務部を置き、左の事務を掌らせる。

- 一 外國又は外國人の財産で本邦に在るものに關する事項
- 二 聯合國最高司令官の要求に基き、閉鎖された金融機關等に關する事項、他者の所管に屬するものを除く
- 三 聯合國最高司令官の要求に基き、在外財産の調査に關する事項
- 四 終戦處理費の経費に關する事項
- 五 特定財産管理令の施行に關する事項
- 六 賠償に關する財務に關する事項

内務省

第二條 臨時に大藏省に特殊財務部長を置き、一級の大藏

事務官を之に充てる。

特殊財務部長は、大藏大臣の命を承り、部務を掌理する。

附則

この勅令は昭和二十一年六月一日から、之を施行する。

特殊財産処分課規程

二十一年六月三日官報

第一條 特殊財産部は、賠償課、管理課及び外國財産課の三課を置いて、その事務を分掌せしむる。

第二條 賠償課においては、左の事務を掌する。

- 一 賠償に關する諸方策の計畫に關すること。
 - 二 賠償に伴ふ財務に關すること。
 - 三 賠償に關する調査に關すること。
 - 四 訴訟處理費の支出に關すること。
 - 五 終戦處理費の支出に關する監査に關すること。
 - 六 特殊財産部並管で、他課に屬する事務に關すること。
- 第三條 管理課においては、左の事務を掌する。
- 一 閉鎖機關に關すること。

内務省

二 在外資産の調査に關すること。

三 特定財産に關すること。

第四條 外國財産課においては、左の事務を掌する。

- 一 解令國財産に關すること。
- 二 特定國財産に關すること。

省 及 受 付 日 月 台 議 局 及 第

第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

甲乙ノ種類

案 起

昭 和 十 年 七 月 九 日 付 局 受

第 一 號

日 號 局 送

月 日

決 判

日 文 書 記 長

行 月 日

人 事 課 長

主 査 事 務 官

大 臣

次 官



文 書 課 長

計 算 課 長

調 査 課 長

議 案

都 廳 府 縣 等 臨 時 職 員 等 設 置 制 の 一 部
を 改 正 さ せ ば 必 要 が あ る の で 別 紙 勅 令 案 と
提 出 さ せ ば
右 閣 議 を 請 ふ。

裏 面 あ り

日	月	第	第	第
號	號	號	號	號
送	送	送	送	送
受	受	受	受	受
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日

(Faint vertical text in columns, likely bleed-through from the reverse side of the page)

昭和 年 月 日
 内閣總理大臣 宛
 内務大臣 臣

宣井的

大日本帝國政府

朕は、都廳府縣等臨時職員等~~設~~~~改~~置制の
部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布
せしめらる。

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣
内務大臣

裏面白紙

勅令第 號

都廳府縣等臨時職員等設置制の一部を次の
如くに改正する。

第一條中「專任二十九人」を「專任三十二人」に、「專
任五百六十一人」を「專任五百六十四人」に改める。

第一條ノ三中「專任三十七人」を「專任三十八人」
に、「專任二千百七十七人」を「專任二千百八十一人」に
改める。

大日本帝國政府

第一條ノ四第一項中「專任五百^{四十七}人」を「專任
六百^{十七}人」に、「專任五千三百六十一人」を「專任五千
四百九十一人」に改める。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

大日本帝國政府

理由
 聯合軍から返還と受ける次具材、補給品及裝備品の受領及保管等に関する事務を尚早よりせらるるに、昭和二十年勅令第四百七十四號に依つて、地方事務官二級の者六十九人、三級の者九十九人を増置し、これが同勅令の有効期限である本年八月十九日迄にはこの事務は終了し、以後いづれ、引續き、この職員を置く必要があるからである。

裏面白紙

合議局 及 受								省 及 受 付 月 日	
第 一	第 二	第 三	第 四	第 五	第 六	第 七	第 八	日	月
號	號	號	號	號	號	號	號		
送	送	送	送	送	送	送	送		
月	月	月	月	月	月	月	月		
日	日	日	日	日	日	日	日		

起 案 昭 和 二 十 一 年 六 月 十 八 日 局 受
 決 判 月 日 文 書 課 長
 主 査 月 日 月 日

大臣
 次官
 人事課長
 事務官

地方行政事務の散置別の一部を改正
 するに要する
 右閣議を請ふ

1/6 乙 ね 三 三 三 三

事務官

裏面あり

日	月	
第	第	第
號	號	號
受	受	受
月	月	月
日	日	日

内閣總理大臣

年 月 日

大臣

内務省

朕は、地方行政事務局設置制の一部を改正する勅令を
裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御 名 清 璽

昭和二十一年

八月 九日

内閣總理大臣

内務大臣 臣

勅令第 〇 〇 〇 号 八月 〇 〇 号 布

地方行政事務局設置制の一部を次のやうに改正

大日本帝國政府

する

別表第二の中、「逓信院電氣通信建設事務所長」

の次に「物價廳地方物價事務局長」を、「地方物價

局長」の次に「税関長」を加へる。

附 則

この勅令は、公布の日からこれを施行する。

めくれず

理由

前者は、昭和二十一年勅令第二百九十三號税関官制により、税関が設置されたので税関長に對し、後者は、近く物價廳地方物價事務局が設置されることになつたのでこれが設置と同時に物價廳地方物價事務局長に對して、行政事務昭和二十一年勅令第二百九十三號物價事務局設置勅令第四條の規定を適用するやうにする必要があるからである。

大日本帝國政府

地方行政事務局設置令

昭和二十一年十一月五日
勅令第四百二十二號

略
(別表第二)

地方長官

警視總監

逓信局長

逓信院電氣通信建設事務局長

大日本帝國政府

內務省土木出張所長

財務局長

地方專賣局長

農林局長

農林省木炭事務所長

農林省食糧事務所長

逓通局長

海運局長

運輸省地方施設部長

運輸省港湾建設部長

大日本帝國政府

第 第 第 第 第 第 第 第
 號 號 號 號 號 號 號 號
 月 月 月 月 月 月 月 月
 日 日 日 日 日 日 日 日

21 6 5

申 務 局 設 置 制 の 一 部 を 改 定 する 件
 以 前 年 初 年 其 旨 第 二 十 二 號 地 方 行 政

請 教 書

大 臣
 次 官
 局 長

昭和二十一年五月二十日

裏面白紙

内務省地方官 號

昭和二十一年勅令第百二十二號の一部改正の件

昭和二十一年勅令第百九十二號経閣官制により

経閣の設置せられたるのこゝ、昭和二十一年勅令第百

二十二號地方行政事務の設置制第四條の規定

を、経閣長に付し、適用するに、同勅令

の一部を改正するの要があるのこゝ、別紙勅令

案を提出する。

右案を請ふ。

昭和二十一年 月 日

内務大臣

内閣總理大臣 荒

昭和二十年勅令第百二十二号地方行政
部設置制の一部を改正する勅令を裁可し、
ここに之を公布せしめる。

御 名 御 璽

昭和二十年六月 日

内閣總理大臣

事務 大臣

大日本帝國政府

勅 令 第 號

昭和二十年勅令第百二十二号の一部を改正する
に
及うに改正する。

別表第ニの中「事務局長」の次に「経閣長」を
加ふる。

附 則

この勅令は公布の日から、之を施行する。

理由

昭和二十一年初に於て第九十二號經國官制に於て、
あるに經國の設置せしむるの、地方行
政事務局長官は、經國長に對し、地方におけ
る各級の行政の連絡調整上必要なる物を有する
ことか、きりやうにする必要があるからである。

大日本帝國政府

地方行政手続の設置規則

昭和十一年一月六日勅令第六百二十二号公布
 昭和十一年一月七日初令第二号改正
 昭和十一年一月三十一日初令第六号改正
 昭和十一年二月一日初令第十号改正
 昭和十一年三月一日初令第二十五号改正
 昭和十一年三月三十一日初令第三十五号改正
 昭和十一年四月一日初令第四十五号改正
 昭和十一年四月三十一日初令第五十五号改正
 昭和十一年五月一日初令第六十五号改正
 昭和十一年五月三十一日初令第七十五号改正
 昭和十一年六月一日初令第八十五号改正
 昭和十一年六月三十一日初令第九十五号改正
 昭和十一年七月一日初令第一百零五号改正
 昭和十一年七月三十一日初令第一百一十五号改正
 昭和十一年八月一日初令第一百二十五号改正
 昭和十一年八月三十一日初令第一百三十五号改正
 昭和十一年九月一日初令第一百四十五号改正
 昭和十一年九月三十一日初令第一百五十五号改正
 昭和十一年十月一日初令第一百六十五号改正
 昭和十一年十月三十一日初令第一百七十五号改正
 昭和十一年十一月一日初令第一百八十五号改正
 昭和十一年十一月三十一日初令第一百九十五号改正
 昭和十一年十二月一日初令第二百零五号改正
 昭和十一年十二月三十一日初令第二百一十五号改正

第一條 地方行政事務の組織、位置及管轄區域ハ別表第一ニ依ル
 第二條 地方行政事務局長の名稱、位置及管轄區域ハ別表第一ニ依ル
 第三條 地方行政事務局長の職務ハ別表第一ニ依ル
 第四條 地方行政事務局長の地位ハ別表第一ニ依ル
 第五條 地方行政事務局長の任期ハ別表第一ニ依ル
 第六條 地方行政事務局長の罷免ハ別表第一ニ依ル
 第七條 地方行政事務局長の職務ハ別表第一ニ依ル
 第八條 地方行政事務局長の地位ハ別表第一ニ依ル
 第九條 地方行政事務局長の任期ハ別表第一ニ依ル
 第十條 地方行政事務局長の罷免ハ別表第一ニ依ル

次長 七人 勅任

長官ハ地方行政事務局長ノ所在地方管轄スル地方長官ヲ以テ之ニ充ツ
 次長ハ各地方行政事務局長ノ一ニ充テ之ニ充ツ

長官及次長ヲ除クノ外第一項ノ職員ノ各地方行政事務局長ニ於ケル
 職員ハ内務大臣之ヲ定ム
 第三條 長官ハ行政各職ニ亘ル綜合連絡調整ニ付テハ内閣總理大臣
 ノ指揮監督ヲ承ケ内閣又ハ各省ノ長官ニ屬スル事項ニ付テハ内閣
 總理大臣又ハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ク
 地方行政事務局ニ關スル事務ハ内務大臣之ヲ管理ス
 第四條 長官ハ別表第一ニ掲グル地方官衙ノ長ニシテ管内ニ關係
 ルモノニ對シ當該地方ニ於ケル各職ノ行政ヲ綜合連絡調整上必要
 ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第五條 内閣總理大臣又ハ各省大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ地方行政
 事務局長官ヲシテ當該大臣ノ職權ノ一部ヲ行ハシメ
 第六條 長官ハ所部ノ官吏ノ指揮監督ニ當リ
 第七條 次長ハ内務大臣ノ命ニ依リ
 第八條 長官ハ所部ノ官吏ノ指揮監督ニ當リ
 第九條 長官ハ所部ノ官吏ノ指揮監督ニ當リ
 第十條 長官ハ所部ノ官吏ノ指揮監督ニ當リ

裏面白紙

第九條 官廳事務及事務官ノ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十條 官廳事務及事務官ノ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十一條 地方行政事務局長官及第四條ニ規定スル地方

官廳ノ長ヲ以テ之ヲ組織ス

地方行政連絡會議ハ地方行政事務局長官之ヲ主宰ス

前二項ニ定ムルモノヲ除クノ外地方行政連絡會議ニ關シ必要ナル

事項ハ内務大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表第一)

名	稱	都	府	縣	支	隊
東北地方行政事務局	仙台市	青森縣	岩手縣	宮城縣	秋田縣	山形縣
關東管轄地方行政事務局	東京都	茨城縣	栃木縣	群馬縣	埼玉縣	千葉縣
東海北陸地方行政事務局	名古屋市	岐阜縣	靜岡縣	愛知縣	三重縣	富山縣
近畿地方行政事務局	大阪市	滋賀縣	京都府	大阪府	兵庫縣	奈良縣
中國地方行政事務局	廣島市	鳥取縣	島根縣	岡山縣	廣島縣	山口縣
四國地方行政事務局	高松市	德島縣	香川縣	愛媛縣	高知縣	
九州地方行政事務局	福岡市	福岡縣	佐賀縣	長門縣	熊本縣	大分縣
		鹿兒島縣	沖繩縣			宮崎縣

裏面白紙

訓示

地方長官

警視總監

逓信局長

逓信院電氣通信建設事務所長

内務省土木出張所長

財政局長

地方事務局長

營林局長

農林省木炭事務所長

農林省食糧事務所長

鐵道局長

海運局長

運輸省地方建設部長

運輸省港湾建設部長

勅令第二九三號

税關官制

第一條 税關は、大蔵大臣の管掌に屬し、左の職務を掌る。

- 一 關稅、噸稅及び稅關附加收入に關する事項
- 二 關稅法、噸稅法及び昭和二十一年勅令第二九七十七號の犯則者の處分に關する事項
- 三 輸出入貨物の取締（輸出入貨物取締法による輸出入の貨物に關する検査取締及び検査傳染病法又は畜牛結核病預防法による輸入の検査その他の貨物に關する検査又は検査を除く、及び輸出入貨物に關する船舶の取締並びに貨物の收容に關する事項
- 四 貿易組合法、輸出補助物取締法、輸出毛織物取締法、輸出水産物取締法又は重要輸出品取締法による輸出入貨物の取締及び取締並びに貿易等臨時措置令による輸出入貨物の取締に關する事項
- 五 外國為替管理法及び昭和二十年勅令第五百七十八號の施行に關する事項

する事項

- 六 輸出入統計その他の税關統計に關する事項
- 七 保税倉庫、保税工場その他の保税地域に關する事項
- 八 輸出入貨物の内國稅に關する事項
- 九 税關貨物取扱人に關する事項
- 十 税關職員に對する關稅行政に必要な學術及び實務の教授に關する事項

第二條 税關の名稱、位置及び管轄區は、別表による。

第三條 税關に關して左の職掌を置く。

税關長

大蔵事務官又は大蔵技官

專任四人

一級

大蔵事務官

專任二十九人

二級

專任二百九十二人

三級

大蔵技官

専任十人

二級

専任百十一人

三級

手数料を徴収し、又は明治二十七年勅令第九號第一條第三項の規定により手数料を免除して、保税地域その他關稅卜特殊の取扱をする場所に常時派出する税關官更は、これを定員外とする。

第四條 税關長は、一級又は二級の大蔵技官又は大蔵技官をこれに充てる。

税關長は、大蔵大臣の指揮監督を承り、税關の業務を掌理する。但し、第一條第一項第四號の業務並びに同項第五號の業務で貨物の輸出爲替の處分、貨物の輸入爲替及び輸入信用狀の取得へ外國爲替銀行のなす處分及び取替を除くに關するもの及び外國爲替を必要まないでする貨物の輸出及び輸入の取替に關するものについては、各、その主務大臣の指揮監督を承りる。

第五條 大藏大臣は、必要と認めらるる場合に祝詞文者、祝詞出張所、祝詞並祝者、祝詞文書出張所及び祝詞文者監視者を置くことができる。

祝詞文書の出し直し及び書出せしめられたる祝詞文書に祝詞出張所、祝詞監視者、祝詞文書出張所及び祝詞文者監視者の名附及び位置は、大藏大臣がこれを定める。

附則

この初令は、昭和二十一年六月一日から、これを施行する。

大藏大臣は、附則第一條第一項の第一号を、次のやうに改正する。

第四條 臨時財政整理処に請ふる事務に必要と認めらるる祝詞文書出張所及び祝詞文者監視者の名附及び位置は、大藏大臣がこれを定める。

大藏事務目録	二級
主任五人	
主任二十日六十三人	三級
大藏文書目録	
主任一人	二級
主任三十人	三級

(別表)

祝園の名称、位置及び官署所在地表

名称	位置	官署	所在地
横濱祝園	横濱市	形原	東京都千代田区千代田 東横田 川崎 山梨 琦玉 埼玉 茨城 群馬 群馬 栃木
神戸祝園	神戸市	徳島	徳島 岡山 鳥取 島根 岡山 廣島 香川
大塚祝園	大塚市	大塚	大塚 京都市 奈良 滋賀 福井
名産祝園	名産産市	三原	三原 長門 静岡
門司祝園	門司市	福岡	福岡 山口 佐賀 長崎 熊本 大分
函館祝園	函館市	北海道	北海道 秋田 石手 青森

裏面白紙

理由

聯合國最高司令官の要求に基いて、關稅行政機構の整備を圖るため、
稅關官制を制定する必要があるからである。

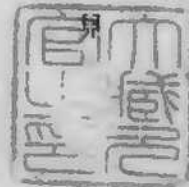
裏面白紙

大日本帝國政府

文書 西四第

昭和二十一年五月二十九日

大藏次官 山田 義



内務次官 飯 沼 一 省 殿

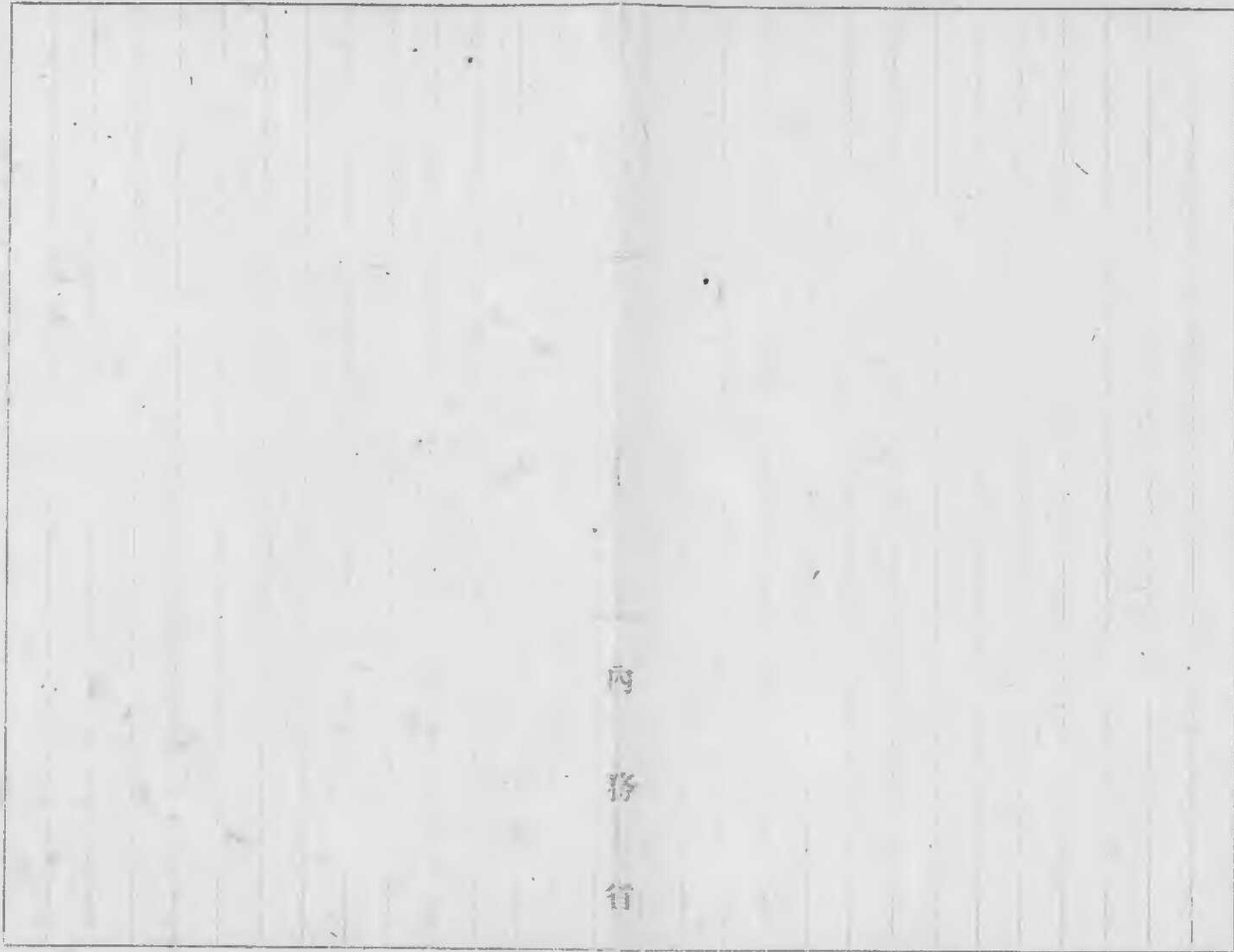
地方行政事務局設置制中改正の件

今般當省においては、聯合國最高司令官の要求に基き關稅行政機構整備を圖るため、新に稅關を設置することになり、これに關する稅關制を來る六月一日から施行する豫定で手續進行中であるが、これに伴て、地方行政事務局設置制（昭和二十年勅令第六百二十二號）の一部改正する必要があると認められるのでこの改正勅令案を至急貴省にて閣議請議するやう御取計ひ願ひたい。

記

別表第二の中「財務局長」の次に「稅關長」を加へること。

裏面白紙



内務省

昭和二十年勅令第六百二十二號地方行政事務局
設置制の一部を改正する勅令案

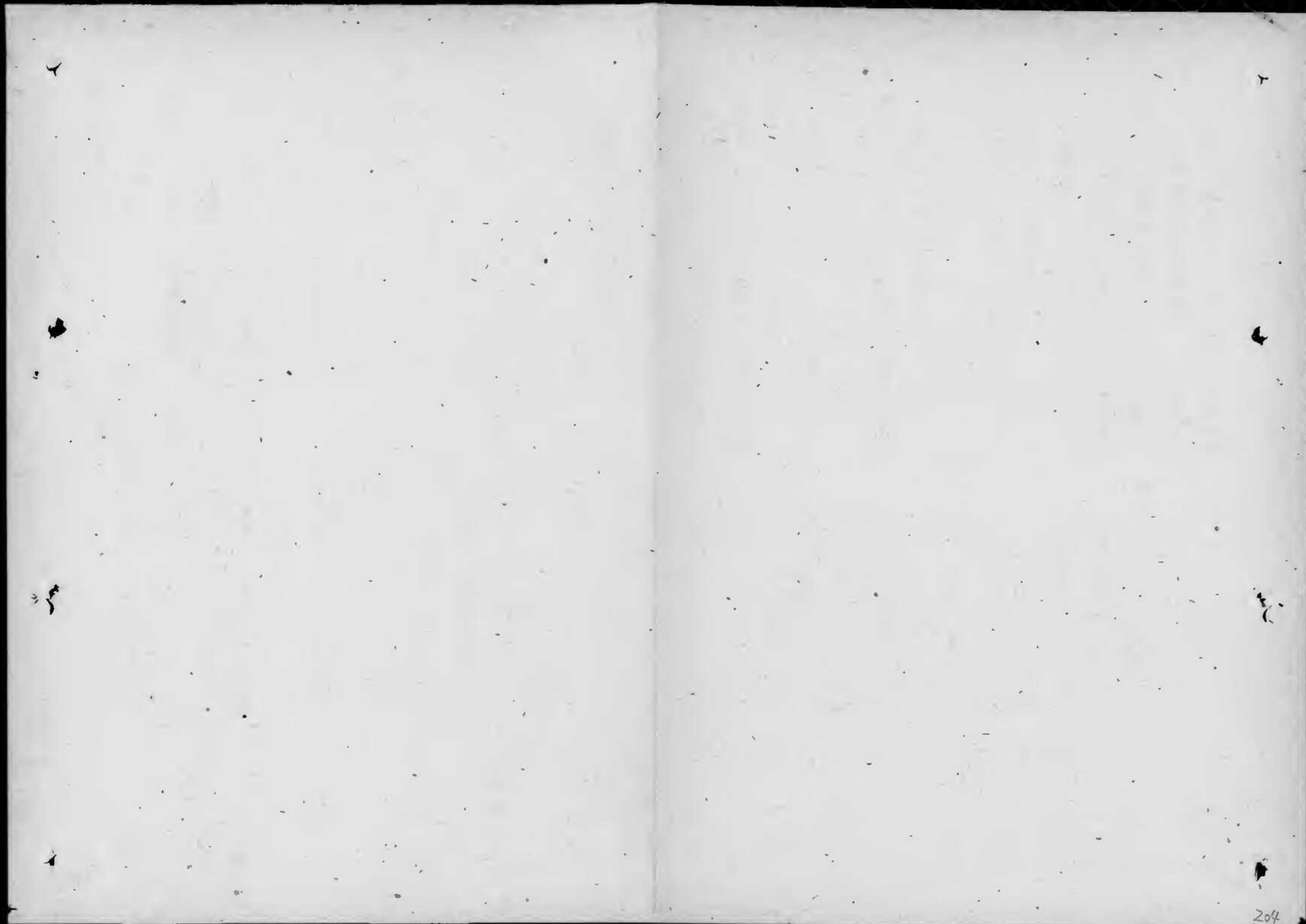
昭和二十年勅令第六百二十二號の一部を次のやうに改正する。
別表第二中「警視總監」の次に「物價調整事務局長」を加へる。

附 則

この勅令は、公布の日からこれを施行する。

理 由

中央における物價行政の一元化に即應して、地方における物價行政の統
制に當らしめるため、あらたに設置された地方物價事務局長に對して、地
方行政事務局長官をして、地方における各級の行政の連絡調整上必要を指
示をなすことができるやうにする必要がある。これがこの勅令案を提出す
る理由である。



裏面あり

204

認ムルトキハ其ノ處ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第二十四條 警視ハ警察部ニ屬シ又ハ内務大臣

第二十條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ

ノ指定シタル警察署ノ署長ト爲リ上官ノ指揮

委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

ヲ承ケ其ノ部署ノ事務ヲ掌理ス

第二十一條 支廳長事故アルトキハ長官ノ指定

第二十四條ノニ 小作官ハ上官ノ命ヲ承ケ小作

スル其ノ廳勤務ノ官吏其ノ職務ヲ代理ス

關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關

第二十二條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ

スル事務ヲ掌ル

事ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第二十五條 長官ハ長官官房及各部ニ分課ヲ設

第二十三條 書記官又ハ事務官ハ上官ノ命ヲ承

ケルコトヲ得

テ事務ヲ掌ル

第二十六條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技師ヲ掌ル

第二十三條ノニ 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ村社

第二十七條 視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ノ視

ノ察視ニ關スルコトヲ掌ル

察其ノ他教育ニ關スル庶務ニ從事ス

第二十三條ノ三 視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事

第二十八條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事

ノ視察其ノ他教育ニ關スル事務ヲ掌ル

又

第二十三條ノ四 教學官ハ上官ノ命ヲ承ケ教學

第二十八條ノニ 教學官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ

ノ刷新振興ニ關スル事務ヲ掌ル

教學ノ刷新振興ニ關スル事務ニ從事ス

第二十九條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛

生事務ヲ分掌シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監

督ス

若最低年齢法施行、退職積立金及退職手当法

第二十九條ノニ 道廳ニ商工組合監督官補ヲ置

施行、砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害

クコトヲ得屬又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

扶助法施行、商店法施行並ニ労働爭議調停ニ

商工組合監督官補ハ經濟第二部ニ屬シ上官ノ

關スル事務ニ從事ス

命ヲ承ケ商工組合法施行ニ關スル事務ニ從事

トヲ得屬。警部、警部補又ハ技師ヲ以テ之ニ

ス

充ツ

第二十九條ノ三 道廳ニ勞務監督官補ヲ置キ屬

建築監督官補ハ建築部ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承

又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

ケ市街地建築物法施行ニ關スル事務ニ從事ス

勞務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ工場法施行

第二十九條ノ五 小作官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ

、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル賃金統制

小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停

令施行、賃金臨時措置令施行ハ船員ニ關スル

ニ關スル事務ニ從事ス

モノ並ニ鑛業及砂鑛業ニ關スルモノヲ除ク

第三十條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事

、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業労働

第三十一條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯通譯

九

請 議 案

教員保養所令の一部を改正する必要があるから別紙勅令案の審議
をお願いする

年 月 日

文 部 大 臣
内 務 大 臣

内閣總理大臣宛

大臣 及 裁 許 官 長 文 部 省 長 官 宛

印

防空總本部

勅令案

勅令第 〇〇 號

教員保養所令の一部を次のやうに改正する。

第三條第一項中「地方技官」を「^{初任}地方技官」に改める。

「^{初任}専任四十三人以内」に、「^{初任}専任二十九人以内」を「^{初任}専任四十五人以内」に改める。

「^{初任}地方技官」を「^{初任}地方技官」に改める。

第四條中「文部大臣」を「内務大臣」に改める。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

防空總本部

理 由

東京都立教員保養所外五府縣立教員保養所の開所並に最近に於ける教員保養所運営上の事務繁劇に伴つて職員定員増加の必要があるに依るものである。

尚ほ第四條の改正は勅令第二二九號に依り職員任免關係の事務が内務大臣へ移管に伴ふものである。

防空總本部

二供發

寫

發體九七號

教員保養所令の一部を改正する必要があるから別紙勅令案の審議
をお願ひする

昭和二十一年八月二十日

文部大臣 田中耕太郎

内務大臣 大村清一

内閣總理大臣 吉田茂 殿

文
部
省

朕は、教員保養所令の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十一年八月 日

内閣總理大臣 吉田 茂
文部大臣 田中 耕太郎
内務大臣 大村 清一

勅令第 號

文 部 省

教員保養所令の一部を次のやうに改正する。

第三條第一項中「地方技官 專任二十九人以内」を「地方技官

專任四十三人以内」に、「地方技官 專任三十五人以内」を

「地方技官 專任六十五人以内」に、「地方事務官 專任二十

二人以内」を「地方事務官 專任五十一人以内」に改める。

第四條中「文部大臣」を「内務大臣」に改める。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

理 由

東京都立教員保養所外五府縣立教員保養所の開所並に最近に於ける
教員保養所運営上の事務繁劇に伴つて職員定員増加の必要があるに
依るものである。

尙ほ第四條の改正は勅令第二二九號に依り職員任免關係の事務が内
務大臣へ移管に伴ふものである。

文 部 省

昭和三十一年八月十二日

大臣 王

次官

事務次長

議 案

地方行政事務の整理の一部を目的とする等々の
要があること、別紙の通り勅令案を提出する。
右閣議を請ふ。

内閣總理大臣 片岡

大臣

内務省

乙306

一〇

朕は、地方行政事務の設置制の部を改正する案の
勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

あしき 御 璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内務大臣

勅令第四一六號

九二二二二二

内 務 省

第一條 地方行政事務の設置制の部を改むる
るに改むる。

別表第三中「設置制の次に「物産課
地方物産事務局長」を加ふる。

第二條 東支那官制の一部を改むるに改むる。

一 第一條の二中「専任四百九十人以内」を「専任
四百九十五人以内」に、「専任四千四十人以内」を「専

任四千四百八十人以内に変更する。

第九條中「水道局」を「水道局」に変更する。

第十條第七號を第八號とし、次の如く改めらる。

七 議員選挙法に關する事項

八 都議會、都庁事務會其他都庁行政の部を關する事項

九 區及市町村並に他の團體の行政の部を關する事項

監督に關する事項

十 行政の考査に關する事項

十一 法務事務の統括に關する事項

十二 以上の各款に關する事項

第十三條中「第一條」を「第一條」及び「第八條」に改めらる。

第十四條を第一條とし、以下第七條まで改めらる。

以上如上。

第十八條ノニ 衛生委員ニ於テハ保健衛生ニ関スル

事務ヲ掌スル

第十九條中「水道局長」以下に「又ハ衛生局長」に改メス。

第三條 世帯通商有利ノ一部を次ノ如クに改メ
ス。

第一條ノ二中「専任ニシテ三人以内」を「専任
内務省

ニ百三十人以内」に、「専任ニシテ九十人以内」を
「専任ニシテ九十四人以内」に改メス。

第四條 地方官官制ノ一部を次ノ如クに改メス
。

第三條中「専任四百三十人」を「専任
四百三十人」に改メ、「専任ニシテ七千二十人
以内」を「専任ニシテ七千二十五人以内」に改メス。

第五條 三級官吏特別任用制令の一部を改め
やうに改むる。

第六條中「北海道能河川沿岸」を削る。

附則

一の勅令は、公布の日より、これを施行する。

内務省

理由

東京部に於ける學生を衛生を行ふ事務を強化するに
衛生局を創設するとともに、民生局の衛生事務の一部
を該局の官力に移管するに要するものとして、衛生局の
任務の改良増進を図るに、衛生局の衛生事務の増大
を期するに必要あり、改むるに必要ありとある。

裏面白紙

地方行政事務令訂置制

昭和二十年十一月六日
勅令第百三十三号

男

(別表第三)

男

勸業親善道

男

内務省

東京都官制

昭和十八年六月十九日
勅令第百四號

第一條 東京都ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

次長

局長

秘書官

地方事務官

地方技官

專任

專任

地方事務官

地方技官

專任

一人

專任一人

一人

二十一人

一人

一人

地方事務官又ハ地方技官

一級

二級

一級

二級

地方事務官又ハ地方技官

人三級

第一條 前條ノ定員外ニ於テ東京都ニ

左ノ職員ヲ置クコトヲ得

地方事務官

地方技官

專任

專任

地方事務官

地方技官

專任

人以内 二級

二百九十四人以内 二級

又ハ地方技官

地方事務官

四百四十五人以内

三級

田名

第九條 郡之官官房及后ノ文為ノ置

民生局

教育局

經濟局

建設局

交通局

水道局

第十條 長官官房ニ在リハ左ノ事務ヲ掌ル

一 官吏ノ進退及身ノ二間ニ事關

二 官印ノ印ノ管守ニ關ニ事關

三 簿籍ニ關ニ事關

四 文書ノ往復及記録簿其ノ二間ニ事關

五 設計ニ關ニ事關

六 會計ニ關ニ事關

四 事務

七 郡議會、郡事務會其ノ他郡ノ行政一解ニ關ニ事關

八 行政ノ考査一解ニ關ニ事關

第十一條 民生局ニ在リハ左ノ事務ヲ掌ル

一 議員選舉ニ關ニ事關

二 區及市町村其ノ必公若團體ノ行政一解ノ監督ニ關

ニ關ニ事關

三 國民啓蒙、特ニニ關ニ事關

四 保健衛生ニ關ニ事關

五 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ關ニ事關

六 勸業ニ關ニ事關

七 社會保險ニ關ニ事關

八 公債官ニ關ニ事關

四ノ

第十二條 水道局ニ在リハ水道及下水道ニ關ニ事關

去
年

累

第十九條 局長（海、陸、空）事務長（小島）局長（海、陸、空）
地方局長（海、陸、空）局長（小島）局長（海、陸、空）局長（海、陸、空）
局長（海、陸、空）局長（小島）局長（海、陸、空）局長（海、陸、空）局長（海、陸、空）
局長（海、陸、空）局長（小島）局長（海、陸、空）局長（海、陸、空）局長（海、陸、空）

内
務
省

裏
面
白
紙

北海道廳官制

第一條 北海道廳ニ左ノ職員ヲ置ク

大正二年六月十三日
勅令第百五十九號

長官

部長
地方事務官

專任

專任

地方技官

人

人

二級
三級

專任

第一條ノニ

前條ノ定員外ニ於テ北海
道廳ニ左ノ職員ヲ置クコトヲ得

地方事務官

人

三級

專任
地方技官

二級

專任百三十二人以内

二級

地方事務官又ハ地方技官

專任七百九十三人以内

三級

地方官官制

第一條 府縣ニハ通ジテ在リノ職員ヲ置ケ

大正十五年六月四日勅令第百四十七號

知事
部長
地方事務官

人
人
二級
三級

專任
地方技官

人
人
二級
三級

第二條 前條ノ定員外ニ於テ府縣ニ通ジテ在リノ職員ヲ置ケトヲ得
地方事務官

專任
二級

地方技官

專任
二級

地方事務官又ハ地方技官
專任ニ爲スルモノハ二十人以内
三級

裏面白紙

三級官更特別任用取柄令

大正九年九月一日
勅令第三百五十七號

第一條

左ニ掲ケルモノハ其ノ所屬ノ主管大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテハ台灣總督、関東州ニ在リテハ大使、南洋羣島ニ在リテハ南洋總督官ノ定ムル規程ニ依リテ之ヲ任用スルコトヲ得

男

世海通融河川工事

男

内務省

官文發第廿五号三

昭和三十一年七月二十七日

東京都長官 安井誠一郎

内務大臣 大村清一殿

東京都官制改正に關する件

本月二十日官文發第廿五号三を以て標記の件に關して

意見をも異甲致し、その内容を別紙のやうに並反

更致したからより、抑取計らうを願います。

人選課長

理由

民生局を廢止してあらに厚生局を衛生局を設置

し、都民・失業対策、労働対策と保健衛生に關する

業務の強化進捗を企図すると共に、同局所管の

東京都

選挙事務、已中所村の選挙事務を官房に移し

事務・系統を簡明にしようとするべからず。

一 投票所を併合し、

二 投票所を併合し、

三 十一号ノ改定

四 衛生局ノ名称ノ改定

五 労働局長ノ改定

六 労働局長ノ改定

第九條「大局」を「七局」に「民生局」を「厚生局」に改めり。

第十條 長官官房を於ては、事務を掌る

一 官吏、進退及身分に関する事項

二 官印部印、印章等に関する事項

三 褒賞に関する事項

四 文書、信箋及記録、編纂等に関する事項

五 統計に関する事項

六 會計に関する事項

七 議員選考に関する事項

八 区及市町村、他公共団体、行政一般、並長官に関する事項

九 都議會、都庁等會其、他都、行政一般に関する事項

十 行政、審査一般に関する事項

東京都

十一 官吏、福利厚生及労働組合に関する事項

十二 海外事務に関する事項

十三 他、主管に属せざる事項

第十條 厚生局を於ては、事務を掌る

一 失業問題、他職業、斡旋指導等に関する事項

二 労働争議、調停、他労働問題に関する事項

三 社会事業、他国民生活、保健指導等に関する事項

四 社会保険に関する事項

第十一條 衛生局を於ては、保健衛生に関する事務を掌る

供送

官文第五二〇號

昭和二十一年七月二十日

東京都長官 松井春生

内務大臣 大村清一 殿

東京都官制改正に関する件

本都官制の一部を別紙の如くに改正方御取り廻し
下さり度意見を具申致します。

次官



大村清一

事務官



裏面白紙

理由

民生局を廢止し新に衛生局、社會局を
設置し郡民の保健衛生と失業対策等
勤対策に依り業務の強化進捗を企
圖じ、又長官官房の掌理事項は多きに
過ぎるのて總務局を新設じ官房の掌
理事項の一部と從來民生局所管の選
挙事務、区市町村の監督事務を之に移
して郡行政の統制強化刷新を期す
とするものでありませす。

第九條中、「六區を」ハ「局に」民生局を「總務局」に改める。

社會局
衛生局

第十條中、長官官房を於テハ「九ノ事務ヲ掌ル」

一 官吏ノ進退及身分ニ関スル事項

二 官印及郡印ノ管守ニ関スル事項

三 褒賞ニ関スル事項

四 文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事項

五 郡ノ行政一般ニ関スル事項

六 行政ノ調査一般ニ関スル事項

七 會計ニ関スル事項

八 郡議會ニ關スル事項

九 區及市町村其他公共團體ノ行政一般ノ監督ニ関スル事項

十 官吏ノ福利厚生及労働組合ニ関スル事項

十一 統計ニ関スル事項

十二 赤十字事務ニ関スル事項

十三 他ノ主管ニ屬セザル事項

第十四 失業問題其ノ他職業ノ指導ニ関スル事項

第十五 労働爭議ノ調停其ノ他労働問題ニ関スル事項

第十六 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ関スル事項

第十七 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ関スル事項

第十八 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ関スル事項

第十九 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ関スル事項

第四十一條ノ三 衛生局ニ於テハ保險衛生ニ関スル事項ヲ掌ル

裏面あり

官房
人事
文書
行政
庶務
會計
福利課
海外課

民生
総務
援務
警務
事務
庶務
保衛課

衛生
経務
衛生
防疫
業務
清掃

冬

○官房

秘書課

方

防疫課
清掃課

並理課

○總務局

(庶務室)

行政課

方

財政課

會計課

用度課

福利課

渉外部

管理課

東京部

設務課

外事課

○社会局

(庶務室)

保護課

厚生課

職業課

労働課

保険課

○衛生局

(庶務室)

衛生課

菓茶課

五月十一日 附覽書（絡連經由）

日本帝國政府の保健及厚生行政機構改正に関する件

一、一九四五年九月二十二日附覽書及一九四六年二月二十七日附覽書を以て指令せし通り日本帝國政府は保健及厚生に関する緊急事態に對處する為左の行政機能遂行の目的を以て保健及厚生行政の機能を直に改正すべし

イ、衛生局、之が責任事項は公共衛生（母性、小児、及成人の衛生）衛生教育、人口統計及栄養の各事項とす

ロ、醫務局、之が責任事項は一般事項（醫事救護計画）、病院の行政、療養所の行政、醫務薬務（配給）製薬（細菌學的製剤を含む）、及藥品の純正化とす

ハ、豫防局、を新設すべし、之が責任事項は衛生工事、急性傳染病及慢性傳染病に関する事項とす

ニ、社會局、之が責任事項は公共救護、公共衛生に関する事項並に右の事項を遂行するに要する資材の入手及處理に関する事項とす

三、厚生省の其他の機能及現に主管せる事項中前記諸項に該當するもの以外は本覽書により何等影響せらるることなし但し將來に於て考慮せらるることありべし

三、日本帝國政府は地方廳に衛生部及厚生部を設置すべし

右二局の機能は厚生省機構改正に關し本覽書第一項中に其の綱要を指示せるが如き機能を含み公共衛生及厚生に関する事項を處理すべし

四、本覽書關係事項に関する機能は能く限り地方廳其他地方官廳に於て官掌すべく政策に関する事項、技術的事項並に衛生及厚生活動の統合に関する事項は中央政府の官掌とすべし

五、本覽書に基く機構改正は日本議會の手續に依り変更せらるべし

最高指揮官代理

高級副官部高級將官副官

準將 B. M. フィック

五月十二日 接受

寫送付先 厚生省、内閣、内務省、大藏省、商工省、文部省

農産種苗改良増産施設に依り職員配置表

方地州九				方地國四			方地國中			方地畿近				方地陸北			方地海東				方地東關				方地北東				總							
青	宮	大	熊	高	愛	香	山	廣	關	和	奈	兵	大	長	福	石	三	愛	靜	山	神	東	千	埼	群	枿	茨	福	山	秋	宮	北	海	道	太	數
島	崎	分	本	知	媛	川	日	島	山	山	良	康	阪	野	井	川	重	知	岡	梨	川	京	葉	玉	馬	木	城	島	形	田	坂	手	森	道	太	數
																																				二級技官
																																				三級技官

東葉二五六

裏面白紙

昭和二十一年度選長福田信定試験設置計画

地方
農事試験場

適 合 試 験

原々 福田 信定

北海道

大豆、豌豆、洋種用瓜、
洋菜類

大豆、豌豆、白菜、甘藍
液種草、洋種用瓜

呂 坂

白菜

白菜、甘藍

東 京

大根、人参、冬期用松、
洋菜類

大根、人参、牛蒡、蕪、葱

富 山

水田用作物

松、胡瓜、里芋

愛 知

大根、里芋、加工用蕪

大根、加、蕪加、日本種用瓜
蕪、里芋、白菜、液種草

大 阪

玉葱、胡瓜、洋菜類

玉葱、胡瓜、松、大根

農 林 省

福 岡

春期用松、日本種用瓜

松、甘藍、日本種用瓜、人参
大豆

右の他各地方とも地方的百種素材の鬼米培育を同一のものとする。

(小冊子)

一 農産種苗改良増産施設ニ要スル經費

農政局特産課

区	臨時部	分員數	單價金	額	備	考
賞	給	一	一〇八〇	一〇八〇		
奉	給	一	三〇〇〇	三〇〇〇		
奉	給		九二、〇〇〇	九二、〇〇〇		
奉	給		九五、一九六	九五、一九六		
奉	給		四〇八〇	四〇八〇		
賞	給		一〇八〇	一〇八〇		
賞	給		八一六	八一六		

区	臨時部	分員數	單價金	額	備	考
諸給	與		四六〇	四六〇		
給	與	一	一〇〇〇	一〇〇〇	病託者 一人 六〇〇月	
事務	費					
應	費					
特別	費			五一六		
事業	費			八、一八四		
應	費			八、〇九〇		
人員	費			二、二〇〇		
特別	費			之、八〇〇		
赤	費			二、四〇〇		
奉	費			六、〇〇〇		

區	分										備	考
	被服費	巡視服	小使服	定備夫服	執巡視給仕料	原料費	借地料	家屋賃料	種苗費	雜費		
	一	一	一	一	二	一五	一	二	二			
	四	一	一	一	五	四			五			
	一八二	四	一	一	一	三三	六	三	五	一		

肥料
 用材料
 五〇〇〇
 藥品費
 二〇〇〇

種苗費
 五〇種
 三〇〇〇
 母本費
 一〇〇種
 二〇〇〇

區	分										備	考
	判任	給與	職員其他	給與	事務	技術	備人料	巡視	給仕	小使		
	一				一	八						
	六〇〇				六〇〇	七二〇						一五〇〇
	六〇〇				六〇〇	五七六〇	二〇四〇					一五〇〇

區	分	員數	單價	金額	備	考
株種園設置助	二〇四六八	三	三	六一四〇四		
一代雜種共同	七八五〇坪	四	四	七一四〇〇		
補系統園設置助						
特産地株種						
組合活動補助	三〇〇〇人	一	一	三〇〇〇〇	種苗生産改善推進員設置費	

食糧増産緊急施設補助	農産種苗増産施設補助	適良種苗育成事業補助	原種園設置助
七	七		四〇〇
九〇〇	九〇〇		八〇
六三〇〇	八二五八〇		三二〇〇〇

種別	員數	單價	金額
技師	一	一六五〇	一六
技手	一	九〇〇	九
助手	一	六〇〇	六
賞與			五
旅費			六
原費			一五
借地料			八
常農夫	二	四〇〇	八〇〇
臨時農夫	一	一五〇	一五〇
雜費			一
計			九〇〇

要求理由

蔬菜生産ノ基本要素タル種苗ノ必需量ヲ確保シ其ノ素質ノ
向上ヲ期スルハ蕉眉ノ急務タルヲ以テ急速ニ之ガ試験並ニ
指導機關ノ充實ヲ圖ルト共ニ採種園亦ノ活動促進ヲ計
リ以テ國內食糧ノ確保ニ資セントス

款項支用表

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

原本不明瞭

一 職員事務分擔

事	項	手
<p>園藝試驗場種苗育成地 原種種苗ノ生産並ニ配付ニ関スル事業 適良種苗ノ育成並ニ素材蒐集ニ関スル事業</p>	<p>一</p>	<p>一</p>

計

二〇〇三年度区庁事務

区	分	總額	農政局	園藝試驗場
臨時部	款一般費	九一〇〇〇〇	八三〇九二〇	九〇〇八〇
俸	項農作物増進費	九五一九六	五一一六	九〇〇八〇
奏	技園藝試驗場	四〇八〇	〇	四〇八〇
判	技園藝試驗場	三〇〇〇	〇	三〇〇〇
賞	諸給	一〇八〇	〇	一〇八〇
賞	給	八六〇	〇	八六〇
諸	給	四六〇〇	四六〇〇	〇

区	分	總額	農政局	園藝試驗場
旅	給	三六〇〇	三六〇〇	〇
旅	給	一〇〇〇	一〇〇〇	〇
事務	費	五一六	五一六	〇
廳	費	八五八四	〇	八五八四
廳	費	八〇九〇	〇	八〇九〇
人員二件	費	二二〇	〇	二二〇
特別廳費	費	七八七〇	〇	七八七〇
旅	費	一四〇〇	〇	一四〇〇
奏	任	八〇〇	〇	八〇〇
判	任	六〇〇	〇	六〇〇
給	與	〇	〇	〇

項農產物増産補助	倉庫増産補助	農産種苗増産補助	施設補助	成事業補助	原産國設置補助	採種園設置補助	不雅種同系統園設置補助	特産地採種組補助	走動補助
八五八〇〇	八五八〇〇	八五八〇〇	六三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇
三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇
三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇
三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇

職員其他	雇員給	事務	技術	係人	巡視	給仕	小使	定傭夫	臨時人夫	被服費	巡視服	小使服	定傭夫服
二三五二	六三六〇	六〇〇	八五六〇	二四〇〇	四〇〇	三〇〇	四二〇	四二〇	一五〇〇	一八二	四	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二三五二	六三六〇	六〇〇	八五六〇	二四〇〇	四〇〇	三〇〇	四二〇	四二〇	一五〇〇	一八二	四	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

一口補助金負担区分表

種別	事業費補助率	事業主体	国庫補助率	地方負担区分
(項) 農産物増産補助				
食糧増産施設補助				
農産種苗増産施設補助	八五八〇		八五八〇	
適良種苗育成事業補助	六三〇〇	都道府県	六三〇〇	
原種圃設置補助	三二〇〇	都道府県 又、同体	三二〇〇	
採種圃設置補助	六一四〇		六一四〇	
一代雑種共同系統圃設置補助	七二四〇		七二四〇	
特産地採種組合活動補助	三〇〇〇	団体	三〇〇〇	
		全額		

一 説明参考書

事業實施計画

本省ニ於ケル施設

二 適良種苗育成ニ関スル施設

國內ニ於ケル蔬菜生産ノ確保ヲ期スル爲必要ナル多收適良

種苗ノ急速ナル増殖ヲ期スル爲前年ニ引續キ種苗育成

地ニ於テ之ガ育成ヨリサントス

地方ニ於ケル施設

一 農産種苗増産事業

(一) 適良種苗育成事業

種苗育成地ニ於テ育成又ハ選抜ヒル新品種ノ地方環境ニ

対スル適否試験ヲ行ハト共ニ適地ニ於テ優良新品種ノ育成

種ノ増殖ヲ期スル爲國內七箇所ノ地方農事試験場ニ指

定試験ヲ實施セシメントス

(二) 原種圃設置事業

種苗素質ノ維持向上ヲ期スル爲地方農事試験場等ヲシテ

原種圃ヲ經營セシメ優良原種苗ノ配付更新ヲ行ハシメ

ントス

(三) 採種圃設置事業

多收適良ナル新品種ノ急速普及並ニ優良種苗ノ更新ヲ回

ニシムル爲農事試験場又ハ其ノ指導ノ下ニ所村農業會

等ヲシテ採種圃ヲ經營セシメ優良種苗ノ生産配付ヲ爲

サシメントス

(四) 一代雜種共同系統圃設置事業

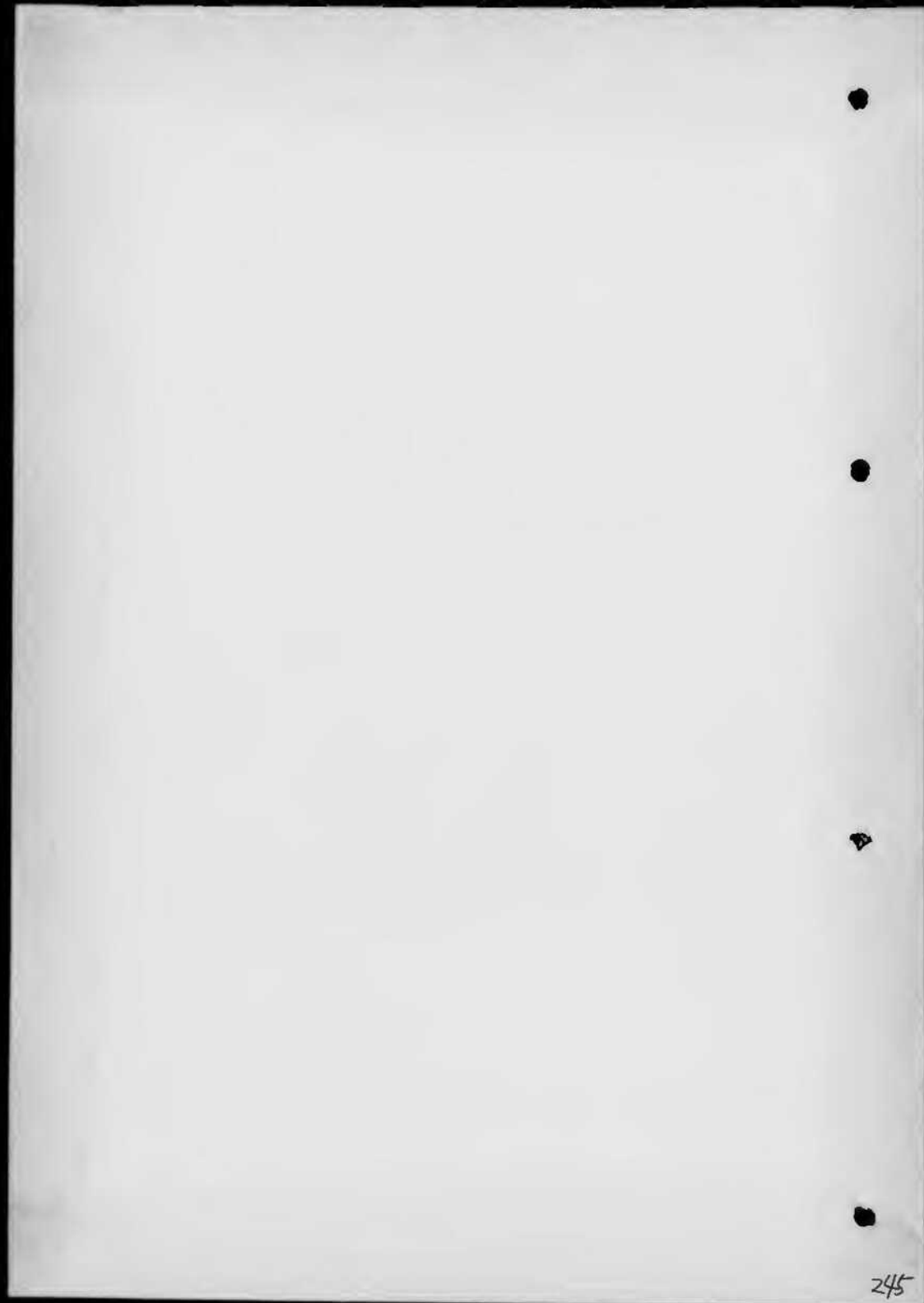
蔬菜生産力、劃期的増強ヲ圖ル爲採種組合ニ経営ニ
メ一代雜種ノ増産普及ヲ期セシメントス

(五) 特産地採種組合活動事業

特産地ニ於ケル採種組合ノ活動ヲ促進セシムル爲採種家
農家等ヲシテ種苗生産改善推進員タラシメ之カ活動
ノ中心タラシメントス



裏面白紙



245

